

令和3年度厚生労働行政推進調査事業費補助金

障害者政策総合研究事業

同行援護の担い手となる支援者の 養成のための研究

令和3年度 総括研究報告書

研究代表者 森 浩一

令和4（2022）年 3月

目 次

I. 総括研究報告	
同行援護の担い手となる支援者の養成のための研究	----- 1
森 浩一	
(資料) 同行援護従業者養成研修新カリキュラム案・免除科目案	----- 13
II. 分担研究報告	
1. 養成研修に必要な技術的要件および他の従業者養成スキーム等に関する研究	----- 14
與那嶺 司	
2. 同行援護従業者養成研修カリキュラム案・免除科目案の作成(視覚障害分野)	----- 38
中野 泰志	
(資料) (1) 同行援護従業者養成研修新カリキュラム案	----- 48
(2) 盲ろう者向け通訳・介助員が同行援護従業者養成研修受講時の 免除科目案	----- 49
3. 同行援護従業者養成研修カリキュラム案・免除科目案の作成(盲ろう分野)	----- 50
前田 晃秀	
III. 付録 参考資料	
(1) 全国同行援護従業者養成研修事業所の実態調査結果	----- 57
(2) 同行援護従業者養成試行研修(講義)受講者アンケート結果	----- 81

厚生労働行政推進調査事業費補助金（障害者政策総合研究事業）
総括研究報告書

同行援護の担い手となる支援者の養成のための研究

研究代表者：森 浩一 国立障害者リハビリテーションセンター 総長

研究分担者：中野 泰志 慶應義塾大学 教授

前田 晃秀 東京都盲ろう支援センター センター長

與那嶺 司 神戸女学院大学 教授

研究要旨

本研究は、先行研究や他の支援制度の状況等を学術的観点で分析した上で、同行援護事業者の調査等を通して、同行援護従業者養成研修が現状で十分かどうか確認し、不十分であれば質的向上のための新カリキュラム案を作成し、また盲ろう者向け通訳・介助員の同行援護従業者養成研修受講時の免除科目設定のための基礎資料を得ることを目的としている。

1) 既存の従業者養成スキーム等について、ヒアリング調査等により、受講対象、研修内容等を比較した。2) 比較結果等も踏まえ、当事者団体及びサービス提供者等へのヒアリングや同行援護従業者養成研修事業所への実態調査を行い、班会議において協議の上、同行援護従業者養成研修の一般課程（28 時間）、応用課程（6 時間）の新カリキュラム案を作成した。3) 同カリキュラム（一般課程）により同行援護従業者及び同行援護従業者未受講者、研修講師を対象に試行研修（講義）を実施し、アンケート調査等を行った。研修内容の理解については、「理解できた」以上（90%以上）、研修時間については、ほとんどの科目で「この時間で十分」（平均 75%、58～90%）、研修内容については、「とても良かった」、「良かった」（70%以上）であり、全体としては有効であることが示唆された。総合評価は、「安心して業務に従事できる」（12%）、「概ね安心して業務に従事できる」（42%）とおおむね好評であった。不十分である点などの意見は新カリキュラム案に反映させ、一部修正を行った。4) なお、試行研修における演習に関しては新型コロナウイルス感染症蔓延のため、実施できなかったが、代替として、全国の同行援護従業者養成研修事業所を対象に実態調査を行い、演習（実技）実態や免除科目者の受入れ状況等について調査し、一般課程のみでは従業者として必要な実技演習が不十分とみなしている事業者が多く、独自に追加したり、応用研修の実技を併用している実態がわかったため、従来の応用課程の演習をすべて一般課程に移行させる新カリキュラム案を作成した。5) 一般課程で同行援護従業者に対しての必要な研修を満たすことになるため、応用課程としては、同行援護事業所のサービス提供責任者向けの研修に特化した新カリキュラム案を作成した。6) 先行研究や実務者へのヒアリング結果等を踏まえ、新カリキュラム案における一般課程の免除科目 9 時間（6 科目）とする案を作成した。

A. 研究目的

1) 同行援護従業者養成研修について

視覚障害者の外出等を支援する同行援護は、『障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律』（障害者総合支援法）第5条第4項において「視覚障害により、移動に著しい困難を有する障害者等につき、外出時において、当該障害者等に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護その他の厚生労働省令で定める便宜を供与することをいう」と規定され、サービス内容としては、(1) 移動時及びそれに伴う外出先において必要な視覚的情報の支援（代筆・代読を含む。）、(2) 移動時及びそれに伴う外出先において必要な移動の援護、(3) 排泄・食事等の介護その他外出する際に必要となる援助、がある（ただし、経済活動に係る外出等、除外条件あり。）。令和4年1月時点で全国5,682カ所の事業所でサービスを提供している。

同行援護の従業者の資格要件としてはいくつかの選択肢があるが、主なものは、同行援護従業者養成研修（一般課程）を修了した者、である。また、サービス提供責任者の資格要件として主なものは、介護福祉士、介護職員基礎研修の修了者、居宅介護従業者養成研修1級課程修了者、居宅介護従業者養成研修2級課程修了者で3年以上の実務経験のある者のいずれかであって、かつ同行援護従業者養成研修（一般課程及び応用課程）を修了した者となっている。

同行援護従業者養成研修については、平成21年度障害者保健福祉推進事業「視覚障害児・者の移動支援の個別給付化に係る調査研究事業」において、従業者の技術の向上を希望する当事者の声が多く挙げられたことから同行援護従業者養成研修のカリキュラムが作られている。しかしながら、平成26年度障害者総合福祉推進事業「視覚障害者の移動支援の在り方に関する実態調査報告書」において、誘導技術の習得がなおも不十分であり、一般課程に公共交通機関の研修がない等の問題点が指摘されている。それ以外にも従事者のスキルの低さの指摘が繰り返されている（與那嶺司研究分担者の報告参照）。平成30年度障害者総合福祉推進事業「同行援護従業者養

成研修及び盲ろう者向け通訳・介助員養成研修のあり方に関する調査研究事業」においては、「自治体や事業者へのアンケート調査であることから、現状の同行援護従業者養成研修における評価としては現状維持を望む声が大半を占める結果となっているものの、若干ではあるが、演習に対して時間数を増やしたほうが良いという意見があった。」事業者の中には当事者が中心となって実施しているものがあることから、同報告では、「当事者としては更なるヘルパーの質の向上を望む声もある」と整理している。

この背景として、同報告では、「制度創設当初は、人材を確保するため研修時間数も短めにすることでハードルを下げた状態でスタートした。最初にハードルを低く設定して、人材を確保しながら徐々に質を確保していくという流れは、他の分野の人材養成についても同様であり、同行援護従業者においても今後そのようにしていく必要がある。」という認識が示された。また、その後も、日本視覚障害者団体連合からは、同行援護従業者養成研修のカリキュラム内容を変更し、養成内容を充実させるよう意見が出されている（「同行援護に係る報酬・基準について《論点等》」障害福祉サービス等報酬改定検討チーム第17回(R2.10.12)資料4）。

現在の同行援護において支援にあたる同行援護従業者の養成カリキュラムについては、一般課程（20時間）と応用課程（12時間）に分かれて研修内容（誘導技術、理論等）が設定されており、例えば公共交通機関を使用しての演習が一般課程になくて応用課程にあるなど、従業者の資格要件となる一般課程のみの受講でサービスを提供することは、質の点から不十分ではないかとの疑問が呈されている。さらに、同行援護従業者が不足している状況下で、同行援護従業初心者を業務中にベテランが指導するなどのいわゆるOJT（on the job training）や、従業者をフォローアップ研修等に派遣する体制が取りにくい（平成30年度障害者総合福祉推進事業「同行援護従業者養成研修及び盲ろう者向け通訳・介助員養成研修のあり方に関する調査研究事業」報告書より）事業者が多いこともあり、一般課程で通常範囲の業務に必

要十分な研修が行われることが求められる。また、応用課程においてサービス提供責任者向けの講習時間が少ないことは、サービス提供責任者の資格要件となっていることとの整合性があまり良くない。

これらの課題に対応するための提案として、平成30年度障害者総合福祉推進事業「同行援護従業者養成研修及び盲ろう者向け通訳・介助員養成研修のあり方に関する調査研究事業」においては、一般課程修了者の業務の質を確保するために、応用課程にあった演習も含めてすべての演習を一般課程に含めて、応用課程はサービス提供責任者になる者を対象とした講義に切り分ける案が提示された。具体的には、一般課程を32時間（講義10時間、講義・演習4時間、実技18時間）とし、応用課程6時間（講義のみ、「サービス提供責任者の業務」、「様々な利用者について」、「同行援護の課題と展開」）とする提案となっている。ただし、当該研究では提案のみであり、一般課程の講習時間が20時間から一挙に32時間になって受講者の負担が過大にならないかという懸念点など、妥当性が十分には検討されていない。

そこで本研究では、先行研究や他の支援制度の状況等を学術的観点で分析し、関係団体とも協議した上で、同行援護従業者養成研修カリキュラム案を作成した。一般課程については試行研修を実施して実施可能性を検討するとともに、実技演習については、コロナ禍によって実施できなかったために、代替として養成研修事業所に演習の必要度等に関する調査を行い、実施すべき内容の提案を行った。

2) 盲ろう者向け通訳・介助員の免除科目について

視覚障害と聴覚障害の重複障害である盲ろう者に対して、盲ろう者向け通訳・介助員が移動及び意思疎通の支援を行う「盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業」があり、障害者総合支援法に規定する都道府県地域生活支援事業の必須事業として位置づけられている。平成30年度の障害福祉サービス等報酬改定において、盲ろう者の支援の充実を図るため、同行援護に盲ろう者支援加算が新設され、同行援護においても盲ろう者へのサービス提供が位置づけられることになった。

同行援護および盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業における支援者は、それぞれ国がカリキュラムを定めた研修受講が要件となっており、各都道府県が規定に従い研修を実施している。

盲ろう者は、聴覚障害のある視覚障害者ではなく、独自の障害であると言われ、障害者権利条約でも視覚障害者とは別に特記しているが、両者には「視覚障害者の移動支援」という共通点があり、同行援護事業と盲ろう者向け通訳・介助員養成研修事業は、対象者や研修カリキュラムの一部に共通していると思われる部分があり、一定の互換性を図ることで研修の効率化が図られるのではないかとの意見もある。両事業の従業者を増やすために相互の研修において免除科目を設定することには一定の意義があると考えられる。

厚生労働省社会・援護局障害福祉部企画課自立支援振興室長「盲ろう者向け通訳・介助員養成カリキュラム等について」（障企自発0325第1号、平成25年3月25日）の養成カリキュラムでは、必修科目の養成目標に「盲ろう者への通訳及び移動介助を行うに際し、最低限必要な知識及び技術を習得する」とあり、基礎的な科目のみでなく、同行援護従業者養成研修と類似の内容も含まれている。

同行援護に従事する者が不足している現状に鑑み、共通部分の講習については免除科目として認めることにより、研修修了者の質の低下を招かずに同行援護従業者資格を持つ者が増えることになれば、盲ろう者ではない視覚障害者にとっても好ましい。ただし、盲ろう者向け通訳・介助員の人数（6,327人、2019年度、全国盲ろう者協会）は同行援護従業者（86,485人、経過措置対象者21,975人を含む。「同行援護に係る報酬・基準について〈論点等〉」障害福祉サービス等報酬改定検討チーム第11回（H29.10.6）資料3同行援護従業者の状況について（平成27年度障害福祉課調べ））よりかなり少ないため、視覚のみの障害者の同行援護業務にはあまり大きな効果はない可能性がある。

一方、両事業は、いずれも障害者総合支援法が定めるサービスであるが、同行援護事業は自立支援給付、盲ろう者向け通訳・介助員養成研修事業は地域

生活支援事業であり、制度上の位置づけも目的も主な対象者も異なるため、免除科目の設定は、実務上の問題点等を考慮して決定する必要がある。

盲ろう者向け通訳・介助員にとっては、同行援護の資格の取得が容易になれば、盲ろう者を援助できる場面が増えるメリットがあり、盲ろう者の社会参加が促進される効果が期待できる。

なお、盲ろう者向け通訳・介助員が暫定的に同行援護従業者となることが認められる経過措置は、令和5年度末をめどに終了することが決定されているため、盲ろう者向け通訳・介助員が同行援護従業者として働く場合の必要な研修の要件を早急に決める必要がある。

免除科目の設定に関しては、平成30年度障害者総合福祉推進事業「同行援護従業者養成研修及び盲ろう者向け通訳・介助員養成研修のあり方に関する調査研究事業」にてすでに検討が行われ、まず考え方として、「同行援護従業者と盲ろう者向け通訳・介助員の資格を相互に取得しやすくしつつも、業務の質を確保することを念頭に置き、①双方の内容に若干の相違があっても、幅広く共通性を認め免除科目とする、②相互にそれぞれの業務に従事するために最低限必要だと考えられる講義及び実習は免除科目からは外す(受講を必要とする)」こととしていた。しかし、具体的にどの科目間に共通性があるのか、また、どの科目が業務に最低限必要なのか、という見方について関係障害者団体間での合意が得られず、免除科目の設定が実現していないという経緯がある。また、当該研究の免除科目の設定では、同行援護従業者養成研修を32時間に変更する案が前提となっており、この前提が変わると、免除科目の設定も再検討が必要となる。

そこで本研究では、まず福祉職における免除について文献的および実地調査を行い、免除制度がどのように運用されているのかも含め、その合理的根拠と、どのような基準で免除が行われているのかを明らかにしていく。他方、1)によって同行援護従業者養成研修の新しいプログラム案を確定し、その上で、盲ろう者向け通訳・介助員養成研修の内容と比較し、また、関係事業者等の意見を聴取しながら、盲ろう

者向け通訳・介助員が同行援護従業者資格を取得するにあたっての免除科目案を提案することとする。

B. 研究方法

1) 文献調査・聞き取り調査

CiNii Research（国立情報学研究所が提供する学術情報検索サービス）を使い文献調査を行う。加えて、厚生労働科学研究データベースや厚生労働省障害者総合福祉推進事業報告書も含めて、視覚障害者を支援するために必要な技術的要件に関する情報を整理する。

また、他の障害者に対する支援制度における従業者養成のスキーム等に関する検討を行うため、(1)同行援護、重度訪問介護および行動援護従業者養成研修に関する内容等の整理（法令等をもとに、法令上の位置づけ、研修を実施する主体、受講要件、時間数、修了試験の有無、免除科目等）、(2)同行援護従業者研修、重度訪問介護従業者養成研修および行動援護従業者養成研修に関するヒアリング調査を実施する。

① 調査対象

都道府県および研修事業所

② 調査方法

同行援護、重度訪問介護および行動援護の利用者数および事業所数に関する国保連データ（平成29年度～令和元年度）を踏まえ、特徴のある都道府県、そしてそれらの地域に存在する研修事業所を抽出する。

その後、電話等で調査に関して依頼をし、詳細な情報収集のため、可能な限り、対面でのヒアリング調査を実施する。ただし、コロナ禍等の事情もあり、対面での実施が難しい場合は、オンライン、電話、あるいは文面での回答を受ける。

③ 調査期間

令和3年6月1日～令和4年3月31日

④ 調査結果の掲載方法

本ヒアリング調査では、より率直な意見等を収集するため、都道府県および研修事業所名を公開しない前提で調査を実施する。そのため、それぞれ任意のアルファベット名を割り振り、本研究に必要な情報のみを記載する。

2)-1 新カリキュラム案の作成

新カリキュラム案作成については、先行研究（平成30年度障害者総合福祉推進事業「同行援護従業者養成研修及び盲ろう者向け通訳・介助員養成研修のあり方に関する調査研究事業」）や実務者へのヒアリング等により作成する。

（1）同行援護事業の理念・趣旨・課題に関する文献研究と視覚障害当事者団体へのヒアリング調査

同行援護事業は、障害者団体や関係者からの要望に基づいて制度化されたという歴史的経緯がある（同行援護従業者養成研修テキスト編集委員会, 2021）。そのため、制度が成立する前後で提出された要望を精査しなければ、同行援護事業の理念や趣旨を正確に理解することが出来ない。そこで、同行援護事業に関する文献調査と制度の成立に密接にかかわったと考えられる視覚障害当事者団体の関係者にヒアリング調査を行う。

文献調査では、同行援護事業が成立する前後に公表された視覚障害者の福祉に関する学会発表、研究会誌、情報誌、報告書、ホームページ等を対象にする。

視覚障害当事者団体の関係者にヒアリング調査は、社会福祉法人日本視覚障害者団体連合の組織部及び同行援護事業所等連絡会に対して実施する。ヒアリング調査は、オンライン会議システムもしくは電話にて実施する。ヒアリングでは、同行援護事業が成立するまでの運動の経緯、目指していた理念・趣旨、そして、実施後の課題等について質問する。

（2）視覚障害当事者団体及びサービス提供者へのヒアリング調査に基づく新カリキュラム案の作成

同行援護事業が実施されて以降、同事業の成果と課題について評価研究が実施されてきた（山口, 2012；株式会社ピュアスピリッツ, 2014；社会福祉法人日本盲人会連合, 2014 など）。しかし、現行のカリキュラムの問題点を明確にするためには、視覚障害当事者団体、及び、サービスを提供している同行援護事業所等連絡会（サービス提供者）へのヒアリングが必要不可欠である。そこで、社

会福祉法人日本視覚障害者団体連合の組織部及び同行援護事業所等連絡会に対してヒアリング調査を実施する。また、現行カリキュラムの課題を解決するために必要な条件についてもヒアリングを行う。さらに、同行援護事業所等連絡会のメンバーとグループ討議を行い、新カリキュラム案を作成する。

2)-2 同行援護従業者養成研修事業所への同行援護従業者養成研修の実態調査

先行研究においては、同行援護従業者を派遣する同行援護派遣事業所や各都道府県研修担当者への実態調査を実施した。今回は、実際に同行援護従業者養成研修を実施している全国の同行援護従業者養成研修事業所へ実技演習や免除科目者の受入れ等についての実態調査を行い、調査結果等をもとに、新カリキュラム案や免除科目案の作成における参考とする。

① 調査対象

全国の同行援護従業者養成研修事業所
対象事業所については、各都道府県ホームページや当道府県担当部署に電話による確認により決定。

② 調査方法

郵送によるアンケート調査

③ 調査期間

令和3年12月1日～令和4年2月15日

④ 調査結果の掲載方法

本研究報告書の参考資料として掲載する。

3) 試行研修

新カリキュラム案の検証のため、同行援護従業者（現任者）や同行援護従業者養成研修未受講者（未経験者）を対象に新カリキュラム案による試行研修を実施する。対象人数は各群最低10人で、合計50人とする（研究分担者・協力者のモニターの参加は含まない）。新型コロナウイルス感染拡大等の状況も踏まえ、より実施可能な方法として、講義はオンライン、演習は対面・集合での実施とする。

オンラインによる試行研修においては、講義ごとに自動で視聴時間のモニターを行ない、アンケートの記入を求め、さらに、適宜画面が停止してクリックしないと進まないようにするなど、聴講しないで終了することがないように工夫を行う。ただし、オンデマンドの配信のため、講義は一方向的に流れるのみであり、講師との実時間のやりとりはできない。そのため、講義と演習の組み合わせとなっている科目については、演習が十分には行われていないことと、対面ならあるはずの講師とのやりとり部分がないために、本来の講義時間よりやや早めに終了する科目があったという限界には留意が必要である。

受講者や講師アンケート結果等を踏まえ、新カリキュラム案の必要な修正等を行う。

なお、日程が新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置中となったため、演習は一度は延期したが、事態が好転せず、中止せざるをえなかった。そのため、2)-2の調査において、演習の個別の項目について、同行援護の実務上での必要度についての設問を追加し、演習に取り入れるべき内容の例示を行なうこととした。実施可能性については、ほとんどの項目が従来の応用課程で行われていたものであり、試行による実施可能性の検証を行わなくても、研修に組み込んで問題は起きないものと想定した。

4) 免除科目案の作成

盲ろう者向け通訳・介助員が、同行援護従業者養成研修を受講する際の新カリキュラム案における免除科目案を、先行研究や当事者団体（実務者）へのヒアリング結果等を踏まえ研究班において作成する。盲ろう者向け通訳・介助員が同行援護従業者養成研修受講時の免除科目については、研修の目的や制度が異なる研修間における免除科目設定となるため、文献調査を行うとともに、実務担当者へのヒアリング等を実施した。

(1) 文献調査・制度調査

1)の調査に際して同行援護以外の制度についても調査を行い、資格間での研修の免除について明らかにする。

(2) 研修テキスト等の比較

比較の材料とするのは、同行援護従業者養成は、令和3年度厚生労働科学研究「同行援護の担い手となる支援者の養成のための研究」研究班編『同行援護従業者養成研修試行研修(講義)テキスト』、および『同行援護従業者養成研修試行(演習)プログラム』である。一方、盲ろう者向け通訳・介助員養成は、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課自立支援振興室長『盲ろう者向け通訳・介助員の養成カリキュラム等について』（障企自発0325第1号、平成25年3月25日）、および社会福祉法人全国盲ろう者協会編著『盲ろう者向け通訳・介助員養成講習会指導者のための手引書』である。

これらの資料をもとに、同行援護従業者と盲ろう者向け通訳・介助員との養成カリキュラムにおける、科目ごとの共通性および差異について比較したうえで、免除科目に該当するかどうかを検討する。

比較にあたって、同行援護従業者の養成カリキュラムは本研究で提案する新たな一般課程28時間を、盲ろう者向け通訳・介助員の養成カリキュラムは必修科目42時間を主として採用する。ただし、盲ろう者向け通訳・介助員の養成カリキュラムについては、地域の実情に応じて、選択科目を取り入れることになっていることから、必修科目のみでは同行援護従業者の養成カリキュラム（一般課程）に該当しない場合、選択科目での該当科目の有無についても、合わせて検討する。

(3) 実務者へのヒアリング

科目免除の案としては、平成30年度障害者総合福祉推進事業「同行援護従業者養成研修及び盲ろう者向け通訳・介助員養成研修のあり方に関する調査研究事業」に2案が提案されているが、いずれも32時間の一般課程を想定していたため、今回の新カリキュラム案に基づいた検討が必要になる。また、免除科目についての考え方について合意があるものの、具体的な科目の解釈については再度の確認と調整を図る必要がある。そこで、社会福祉法人日本視覚障害者団体連合の組織部及び同行援護事業所等連絡会に対して、科目免除に関する

ヒアリング調査を実施する。

(倫理面への配慮)

試行研修受講者アンケートについては、個人が特定されるデータは使用しない。試行研修実施等については、研究代表者の所属機関において、倫理審査委員会の承認を得たうえで、インフォームドコンセントを得ている。また、與那嶺司研究分担者においては、所属施設で倫理審査委員会の承認を得て研究を実施した。また、個人が特定できないように、オンライン研修の委託業者には個人名を含む名簿を提供しないなど、格別の注意を払う。加えてコンピューター犯罪のリスクを防御するよう最大限の努力をする。全国同行援護従業者養成研修事業所実態調査は個人情報の取扱いがないため、倫理審査対象外となる。

C. 研究結果

1) 文献調査・聞き取り調査

文献調査及び聞き取り調査の結果、1) 同行援護従業者養成研修に必要な技術的要件の枠組み、2) 重度訪問介護従業者研修のスキームの違い、3) 従業者研修後のフォローアップ等の必要性、4) 免除科目の設定による「質」と「量」の両立、といった4点について考察し、以下の結論となった

(1) 公共交通機関の利用に関する演習の一般課程への移行

同行援護従業者研修における公共交通機関を利用した演習については、応用課程ではなく一般課程に組み入れることを検討する必要がある。

(2) 重複障害のある利用者に関する理解の促進

同行援護従業者養成研修において、多様な支援者および利用者、とくに重複障害のある利用者の理解あるいは支援について組み入れることを検討する必要がある。

平成30年度障害者総合福祉推進事業「同行援護従業者養成研修及び盲ろう者向け通訳・介助員養成研修のあり方に関する調査研究事業」においては、一般課程の研修時間として32時間が提案されていたが、本研究では実務者のヒアリングや関連

団体との協議の上、28時間の提案を行うこととした（内訳は後述）。

(3) 支援の質と人材確保を両立した研修時間の検討

同行援護従業者養成研修の時間数について、従業者による支援の質と人材確保との両方の観点から、カリキュラム変更に伴った適切な時間数増を検討する必要がある。

(4) 研修後のフォローアップ等の検討

同行援護従業者養成研修後のフォローアップやスーパービジョンなど重層的な仕組みの構築について検討する必要がある。ただし、本研究では具体的な提案には至っていない。

(5) 免除科目についての検討

同行援護従業者養成研修では、当研修の質を保ちつつも人材確保の観点を踏まえ、他研修等、とくに、盲ろう者向け通訳・介助員養成研修との間における免除科目の設定について検討する必要がある。

2)-1 同行援護従業者養成研修カリキュラム案

実務者へのヒアリング結果と、平成30年度障害者総合福祉推進事業「同行援護従業者養成研修及び盲ろう者向け通訳・介助員養成研修のあり方に関する調査研究事業」の提案（先行研究結果）を踏まえ、同行援護従業者養成研修カリキュラム案を作成した。

現行の一般課程カリキュラムでは、実際にガイドヘルパーとして従事するために必要となる交通機関等の実技指導等を実施する演習時間が不十分であること等から、新カリキュラム案では一般課程は従業者向け、応用課程はサービス提供責任者向けとし、一般課程の演習の充実を図るカリキュラムとした。一般課程（28時間、講義8.5時間、講義・演習3.5時間、演習16時間、7時間×4日間）、応用課程（講義6時間、6時間×1日間）とした（別紙のとおり）。

先行研究結果（一般課程32時間、応用課程6時間）との違いは、一般課程については一部の科目をまとめ、また、科目あたり0.5～1時間の調整を入れることで、必要な内容を漏らすことなく、全体を28時間としたことと、応用課程については、全科目（6科

目)の合計6時間の提案をそのまま採用し、各科目の時間を1時間ずつに設定したことである。この調整により、一般課程は4日間の研修として、応用課程は1日の研修として実施可能と見込まれ、先行研究結果より少ない日数で実施可能であり、受講が容易になると考えられる。

2)-2 同行援護従業者養成研修事業所への実態調査

全国の同行援護従業者養成研修事業所344箇所に郵送によるアンケート調査を実施した。回収率は64%(220事業所)であった。アンケート結果から、以下のような実態が明らかになった(参考資料「同行援護従業者養成研修に関する実態調査結果について」参照)。

(1) 従業者として使用頻度の高い技能が一般課程の演習として実施できていない

従事する上で使用する技能で90%以上(使用頻度の1. 毎回、2. ほとんど、3. ときどきの合算値)使われるという回答があった項目を「使用頻度が高い実技」と定義すると、一般課程の演習として実施されていたのは、食事73%、エレベーター67%、トイレ66%、混雑地59%、買い物52%、電車の乗降46%、バスの乗降43%であった。

(2) 一人当たりの実技時間が短く、十分な実技が実施されていないこと

60事業所(38%)は、1名あたりの実技時間4時間以下、21事業所(13%)は、1名あたりの実技時間2時間以下であった。

(3) 過半数の研修事業所において、一般課程で実施できない実技内容を別の方法でカバーしている

一般課程の時間内で応用課程の一部を実施しているのは53事業所(29%)にのぼり、一般課程を応用課程とセットで実施しているのはほぼ同数の51事業所(28%)であり、合計で過半数であった。一般課程の演習実施状況としては、買い物52%、電車の乗降46%、バスの乗降43%であった。

(4) 免除科目者の受入れ状況では、受入れ可能な養成研修事業所が少ない

「受け入れていない」という回答が136事業所(81%)であった。免除科目者を受け入れていない

理由としては、「2. すべて受講することが資質向上のために必要」という回答が最多で85事業所(63%)、次いで、「科目免除での受講希望者が見込まれない」37事業(27%)であった。

盲ろう者向け通訳・介助員の科目免除者としての受け入れについては、「3. 条件を問わず、受け入れられない」が43事業所(26%)、「2. 条件次第で受け入れる」が34事業所(21%)であった。

上記において「2. 条件次第で受け入れる」と回答した条件については、「4. 科目免除者であっても受講料が他の受講者と同一」が15事業所(29%)、「1. 受講人数が見込まれる」が13事業所(25%)であった。

3) 試行研修および受講者等アンケート

新カリキュラム案(一般課程)に基づき、同行援護従業者(現任者・講師経験者)、同行援護従業者養成研修未受講者を対象に、講義はオンライン(8科目12時間)、演習は集合(3科目16時間)で計画し、講義に50名が参加した。受講者の内訳は、同行援護従業者30名、未受講者20名であった(平均年齢43歳、範囲:20~64歳)。

演習については新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置中等のため延期等もしたが実施できなかった。

講義の受講者アンケート結果(参考資料「同行援護従業者養成試行研修(講義)受講者アンケート結果」参照)は、理解状況については、全科目で「とても良く理解できた」、「よく理解できた」、「理解できた」が90%以上であった。研修時間については、5科目で「この時間で十分であった」70%以上、「少し時間が足りない」、「少し時間が長い」等の意見のあった3科目については、オンラインという実施形態を加味した上で、研修講師と集合研修時の内容確認等を行い、カリキュラム修正等の参考とした。研修内容については、「とても良かった」、「良かった」が70%以上であった。研修終了後の設問において、本研修で身に付けた知識で、同行援護従業者として従事できるかの間では、「安心して業務に

従事できる」6人(12%)、「概ね安心して業務に従事できる」21人(42%)であった。自由回答として、「プログラムの構成がわかりやすく、良かった」、「最初の講義が『外出保障』であることはわかりやすかった」、「演習時間が長くなるのは良い」、「従業者としては、現行の一般・応用課程の受講が必要」などがあつた。新カリキュラム案に対して、必修と思われる講習が不足しているという指摘はなかつた。

また、講師インタビューでは、「まず、外出は人々にとっていかなる意味を持つのか、次に視覚障害がどういう障害なのか、そして福祉制度の説明という流れが良い」、「カリキュラムについては、ヘルパーになるための必要な研修内容が網羅できている」、「一般課程の時間数が増えることで研修後に現場に出た際の不安感が少なくなり安全度も増す」などの意見があつた。

4) 免除科目案の作成

(1) 文献調査・制度調査

文献調査・制度調査の結果、いくつかの資格間で研修の全免除、科目免除、科目内の部分免除などが認められていることが示された。それぞれの免除について、合理的理由は推測されるものの、明確な基準があるものとは認められなかつた。すなわち、制度ごとに具体的に研修内容が比較検討されて免除が決定されている(詳細は與那嶺司研究分担者の報告参照)。したがって、同行援護従業者養成研修においても、盲ろう者向け通訳・介助員に免除科目や部分免除科目を認めることについては問題がなく、また、その設定基準についても、ある程度の合理性があり、かつ関係者間で同意が得られるのであれば、差し支えないことになる。

(2) 研修テキスト等の比較による免除の可能性のある科目

① 科目名や目的が類似する科目

科目ごとに比較すると、盲ろう者向け通訳・介助員が、新たな同行援護従業者養成研修カリキュラム案(28時間、本研究2)-1)を受講する際に

免除できる可能性のある科目は、次の通りとなる(表1)。

表1. 一般課程で免除の可能性のある科目

形態	科目	時間
講義	外出保障	1
講義	視覚障害の理解と疾病	1.5
講義	視覚障害者(児)の心理	1
講義	同行援護従事者の実際と職業倫理	2.5
講義・演習	情報提供	2
実習	誘導の基本技術	7
免除の可能性のある時間合計		15

なお、この検討については、科目内の部分免除{4)-(1)参照}や、先行研究において示された一つの考え方{「相互にそれぞれの業務に従事するために最低限必要だと考えられる講義及び実習は免除科目からは外す」A-2)参照}が必ずしも反映されていないことに留意が必要である。

例えば、「視覚障害者(児)の心理」は、盲ろう者の心理とは異なる固有のものがあることが想定され、科目の表題では類似のものがあつたとしても、盲ろう者の心理を理解できれば視覚障害者の心理が十分に理解できるとは言えない。したがって、この講義(視覚単独障害と、視聴覚重複障害それぞれの障害種類に該当する者の心理)は「相互にそれぞれの業務に従事するために最低限必要だと考えられる講義」に該当し、免除科目にすることは困難だと思われる。

② 受講が免除されない科目

科目ごとに比較すると、盲ろう者向け通訳・介助員が、新たな同行援護従業者養成研修カリキュラム案(28時間、本研究2)-1)の受講の際に、受講が必須と考えられる科目は次の通りとなる(表2)。

表2. 一般課程受講必須科目

形態	科目	時間
講義	視覚障害者(児)福祉の制度とサービス	1.5
講義	同行援護の制度	1
講義・演習	代筆・代読	1.5
実習	誘導の応用技術(場面別・街歩き)	5
実習	交通機関の利用	4

③ 選択科目で科目名や目的が類似する科目

盲ろう者向け通訳・介助員養成研修の選択科目を自治体や受託団体等の裁量により実施している場合には、自治体の判断により免除できる可能性があると考えられる科目は次の通りとなる(表3)。

表3. 通訳・介助員選択研修により免除可能となる科目

同行援護	通訳・介助員派遣
視覚障害者(児)福祉の制度とサービス	盲ろう者福祉制度概論
同行援護の制度	盲ろう者福祉制度概論
代筆・代読	盲ろう通訳技術の実際
誘導の応用技術(場面別・街歩き)	移動介助実習Ⅱもしくは通訳・介助実習Ⅱ
交通機関の利用	移動介助実習Ⅱもしくは通訳・介助実習Ⅱ

なお、この検討についても、科目内の部分免除や、先行研究において示された考え方は必ずしも反映されていないことに留意が必要である。また、盲ろう者向け通訳・介助員養成研修の実施状況では、必修科目のみ(42時間)の研修会も多く開催されているが、研修時間数の平均は54.6時間、中央値50.0時間であり(39都道府県の調査、全国盲ろう者協会、2021)、過半数の研修会で選択科目の研修も追加実施されている実態がうかがわれ、免除科目に選択科目が含まれることは、ある程度の有用性があると考えられる。

(3) 視覚障害当事者団体及びサービス提供者へのヒアリング調査や実態調査等を踏まえた一般課程免除科目案

盲ろう者向け通訳・介助員が同行援護従業者資格を取得する際の免除科目について、視覚障害当事者団体である社会福祉法人日本視覚障害者団体連合、及び実務担当者(サービス提供者)である同行援護事業所等連絡会等へのヒアリング等を実施した。それにより、盲ろう者向け通訳・介助員養成研修において同行援護従業者養成研修と類似した内容やコミュニケーション方法や情報伝達方法等を問わず共通する内容を整理し、免除科目案

を作成した(9時間、6科目、表4)(各科目の判断理由は、中野泰志研究分担者の別表「盲ろう者向け通訳・介助員の同行援護従業者養成研修受講時の免除科目案(日本視覚障害者団体連合同行援護事業所等連絡会ヒアリング結果)」のとおり)。

表4. 一般課程免除科目案

実施形態	科目名	時間	免除時間
講義	視覚障害の理解と疾病	1.5	0.5
講義	視覚障害者(児)福祉の制度とサービス	1.5	1.5
講義	同行援護従業者の実際と職業倫理	2.5	2.5
講義・演習	代筆・代読	1.5	0.5
演習	誘導の基本技術	7	3
演習	誘導の応用技術(場面別・街歩き)	5	1
免除時間合計			9

ここで、「視覚障害者(児)福祉の制度とサービス」と「代筆・代読」、「誘導の応用技術」の科目は盲ろう者向け通訳・介助員養成講習会の選択科目となっていることに留意が必要である。

この案は、科目内の部分免除や、平成30年度障害者総合福祉推進事業「同行援護従業者養成研修及び盲ろう者向け通訳・介助員養成研修のあり方に関する調査研究事業」(先行研究)における考え方を取り込んでいる。例えば、「視覚障害の理解と疾病」については、視覚障害を起こす疾病についての講義部分が免除に該当するという考え方である。演習での誘導については、視覚障害者では音声によるやりとりが不自由なく高速にできることを前提とした誘導の演習となり、盲ろう者向けの誘導の研修だけでは不十分な点があるため、部分免除に設定されている。

これにより、先行研究の32時間の一般課程案より本研究の案の方が4時間短縮されているにもかかわらず、免除される時間の合計は、先行研究で報告された日本盲人会連合案より2時間多い。一方、先行研究で報告されている全国盲ろう者協会案より8時間少ないが、今回のヒアリングにて、

免除時間数については日本視覚障害者団体連合、同行援護事業所等連絡会、および全国盲ろう者協会の同意を確認している。

D. 考察

1) 同行援護従業者養成研修の新カリキュラム案

視覚障害者に対する同行援護従業者養成研修の一般課程は、同行援護の資格を与えるものであり、その内容が同行援護事業の質に直結する。しかし、同行援護を行う従業者が不足していることから、制度が開始された早期には参入障壁を低くする意味で、日常的な業務に必要となる実習がすべては一般課程に含まれない形でしばらく運用されてきた。しかし、同行援護の質が低い従業者がいることが指摘され、研修の質の向上が求められるようになった。また、重複障害への対応や、守秘義務の厳守等、質的・量的に一般課程の研修を強化すべきという意見があり、特に一般課程の研修カリキュラムの改定が喫緊の課題となっていた。

平成30年度障害者総合福祉推進事業「同行援護従業者養成研修及び盲ろう者向け通訳・介助員養成研修のあり方に関する調査研究事業」（先行研究）では、現行の20時間に対して、32時間の一般課程の新カリキュラムの提案があったが、提案のみで実施できるかどうかの確認は行われていなかった。そこで本研究においては、同行援護の業務について再確認を行い、先行研究の案を下敷きにして、それを4時間短縮して4日間で完結するような新たな同行援護従業者養成研修カリキュラム（一般課程）を作成した。また、応用課程は、他の障害福祉サービス制度も参考にして、サービス提供責任者向けに特化したものとして案を作成した。これらにより、一般課程と応用課程の性格が明確に区別され、現況のように、一般課程では現場に出るのに研修が不足するから応用課程を併せて受講しないといけない、ということが不要となるはずである。

カリキュラム案の実行可能性(feasibility)については、試行研修により検証した。新型コロナウイルス感染状況等から、講義についてはオンデ

マンドのネットワーク講習とした。このため、実際に行われる対面の研修とは若干感触が異なるものとなったが、研究参加者の評価は非常に高かった。オンライン研修で徴収した意見については、講習作成者にフィードバックし、研修会用の教科書等の改善に活用してもらったこととした。

試行研修(講義)の結果としては、研修の理解、研修時間等の評価は高く、新カリキュラムの内容・時間等の妥当性が確認できた。

同行援護従業者研修、重度訪問介護従業者養成研修および行動援護従業者養成研修に関するヒアリング調査結果や文献調査結果から、現在の一般課程のみでは実技が足りない実態や、過半数の研修実施事業者は、実習を追加して実施していることが調査から判明し、応用課程に含まれている実習をすべて一般課程に移行させるべきであることが明らかになった。

2) 盲ろう者向け通訳・介助員の免除科目案の作成

免除科目の設定に関しては、平成30年度障害者総合福祉推進事業「同行援護従業者養成研修及び盲ろう者向け通訳・介助員養成研修のあり方に関する調査研究事業」（先行研究）にて、考え方として、「同行援護従業者と盲ろう者向け通訳・介助員の資格を相互に取得しやすくしつつも、業務の質を確保することを念頭に置き、①双方の内容に若干の相違があっても、幅広に共通性を認め免除科目とする、②相互にそれぞれの業務に従事するために最低限必要だと考えられる講義及び実習は免除科目からは外す(受講を必要とする)」ことが提案されていた。しかし、この考え方は解釈の余地が残り、実際、平成30年度障害者総合福祉推進事業「同行援護従業者養成研修及び盲ろう者向け通訳・介助員養成研修のあり方に関する調査研究事業」では免除科目について、2論の併記となったため、実際の研修制度に反映されることがなかった。本研究ではこの反省の上で、関係団体の意見を聴取しつつ、免除科目の設定を行ない、研究班としての一つの提案を行なった。

全国盲ろう者協会からは、従業者の確保のため、盲ろう者向け通訳・介助員が同行援護従業者養成研修を受講する際に、現行の一般課程以上の負担とならないことや、実際の同行援護従業者養成研修で実施可能な免除科目となるよう配慮をしてほしいとの意見が出された。現行の一般課程は 20 時間となっており、免除時間がすべて適応される場合は残り 19 時間となるため、免除科目なしの現行の研修よりは負担が減ることになる。また、同行援護従業者養成研修でどのように実施可能であるかは、他の制度の免除と比較して特に条件が悪い点はないため、問題ないものと思われる。

研修実施事業者の対応は、2)-2 の調査で示されたように、免除科目を設定した一般課程をいかなる条件があっても実施しないとしている事業者は約 1/4 のみであり、同時に受講する人数や受講費用等の条件次第では実施する事業者がいることが明らかになっている。例えば、9 時間の免除がある研修希望者が複数いれば、同時に受講するように日程調整して免除部分を省いた研修として、免除なしより 1 日少ない日程で研修が催行可能であろう。ただし、本研究で提案した免除科目については、具体的な実施条件は検討していない。

E. 結論

1) 同行援護従業者養成研修の新カリキュラム案

同行援護従業者養成研修について、一般課程 28 時間と応用課程 6 時間の新しいカリキュラム案を作成した。この案は、従業者の質を確保することと、受講負担を過大にしなことのバランスを目指し、一般課程では実技を大幅に増やしながらかも、先行研究案より 4 時間少ない 28 時間とし、応用課程はサービス提供責任者に特化した 6 時間の研修として、各課程の目的を明確に分けた。

2) 盲ろう者向け通訳・介助員の免除科目案

盲ろう者向け通訳・介助員養成講習会の既習者向けに、同行援護従業者養成研修の一般課程における免除科目案を作成した。それぞれが異なる制度であるため、先行研究の免除科目に関する考え

方を引き継ぐと、必ずしも外見上類似した科目をすべて免除できるとは限らないが、関係団体の合意のもと、28 時間の一般課程のうち、9 時間の免除科目を設定することができた。

F. 健康的危険情報 特になし

G. 研究発表 なし

H. 知的財産権に出願・登録状況 なし

1 一般課程 (28時間)

形態	科目名	目的	実施内容・例	時間	免除時間
講義	外出保障	視覚障害者の外出について考えとともに、生活を支える視点や視覚障害者の外出保障を担うことを理解する。	(1) 外出保障とは (2) 外出保障の歴史 (3) 外出保障の現状	1	0
講義	視覚障害の理解と疾病	視覚障害者の様々な見え方、見えにくさによる不便さ、および業務において直面する頻度の高い疾病についての留意点を学び、具体的な支援について理解する。	(1) 視覚障害の理解 (視覚障害による不便さ、必要な情報) (2) 視覚障害と疾病の理解 (様々な見えかた・見えにくさ、主な眼疾患の特徴とその見えにくさについての支援のポイント)	1.5	0.5
講義	視覚障害者(児)の心理	視覚障害者(児)の心理に対する理解を深め、心理的援助のあり方について理解する。	(1) 全盲の心理 (2) ロービジョンの心理 (3) 視機能低下の心理 (4) 障害発生時期の心理 (5) 外出時の心理	1	0
講義	視覚障害者(児)福祉の制度とサービス	障害者(児)福祉の制度とサービスの変遷を踏まえ、関係法や制度を理解する。同行援護従業者が外出時に活用可能な制度、および視覚障害者が利用する関係施設を理解する。	(1) 障害者福祉の動向 (2) 障害者福祉に関連する法律 (3) 障害者総合支援法 (4) 視覚障害に関する施設等 (5) 障害者を対象としたその他の制度	1.5	1.5
講義	同行援護の制度	同行援護の成り立ちや制度の仕組み、同行援護以外の外出制度等について理解する。	(1) 同行援護以前の外出支援制度の歴史 (2) 同行援護制度の概要 (3) 他の外出支援制度との関係 (4) 同行援護制度の課題	1	0
講義	同行援護従業者の実際と職業倫理	従業者の役割、派遣の流れ、具体的な業務内容と職業倫理を理解する。利用者の様々な状態に合わせた支援方法や外出に必要な知識を理解する。	(1) 同行援護従業者の業務内容 (2) 同行援護従業者の職業倫理 (3) 同行援護の実際 (様々な利用者への対応等)	2.5	2.5
講義・演習	情報提供	情報提供の方法や内容を理解し、実際の場面別の情報提供方法を習得する。	(1) 情報提供とは (2) 情報提供の内容 (3) 場面別情報提供の実際 (4) 情報提供時の配慮 (5) 演習 (3題程度)	2	0
講義・演習	代筆・代読	代読・代筆の内容を理解し、実際の場面別の代読・代筆の方法を習得する。	(1) 代読 (業務における代読、代読の範囲・基本的な方法、留意点) (2) 代筆 (業務における代筆、代筆の範囲・基本的な方法、留意点・代筆できないもの) (3) 代読・代筆の具体的な方法 (4) 演習 (代読1題・代筆1題)	1.5	0.5
演習	誘導の基本技術	誘導に必要な情報提供と基本技術を習得する。	(1) 基本姿勢・歩く (誘導の考え方、あいさつ、基本姿勢、やっつけはいけないこと、歩く、止まる、曲がる、方向転換) (2) 狭いところの通過、ドアの通過 (3) 椅子への誘導・階段 (スロープ、溝などをまたぐ、段差)	7	3
演習	誘導の応用技術 (場面別・街歩き)	様々な場面での具体的な誘導方法を習得する。実際の町歩きにより、誘導時の留意点や具体的な誘導技術を習得する。	(1) 共通 (トイレ、食事) (2) 場面別 (病院・薬局、買い物、行政窓口、金融機関、会議・研修、余暇活動、冠婚葬祭) (3) 街歩き (歩道、歩車道の区別ない道路、天候、踏切、グレーチング、混雑地、様々なドア、様々な階段)	5	1
演習	交通機関の利用	交通機関の乗降練習等を通して、移動支援技術を習得するとともに、乗車中の留意点を理解する。	(1) 電車の乗降 (2) バスの乗降 (3) 車の乗降 (4) 船・飛行機の乗降	4	0
合 計				28	9
講 義				8.5	4.5
演 習				16	4
講 義 ・ 演 習				3.5	0.5

(2) 応用課程 (6時間)

形態	科目名	目的	実施内容例	時間	免除時間
講義	サービス提供責任者の業務	事業所やサービス提供責任者の役割を学び、利用者のニーズに基づいた質の高い派遣がサービス提供責任者の下で行えるようにする。	(1) 事業所の体制 (2) 事業所の役割 (3) サービス提供責任者の役割 (4) サービス提供責任者の業務	1	0
講義	様々な利用者への対応	利用者の多様化について理解し、重複障害等の特性を踏まえた外出に必要な知識を学ぶ。	(1) 高齢化、障害の重度化・重複化の現状 (2) 高齢の視覚障害者、重複障害者への支援の留意点	1	0
講義	個別支援計画と他機関との連携	サービス等利用計画に基づき、サービス提供責任者が事業所で策定する個別支援計画や関係機関との連携等について理解する。	(1) 個別支援計画の策定 (2) 関係機関との連携	1	0
講義	業務上のリスクマネジメント	事業所としてリスクマネジメントを図るため、同行援護従業者の派遣にあたり発生の可能性のある事故や発生時の管理体制等について理解する。	(1) 事業所のリスクマネジメント (2) 同行援護従業者のリスクマネジメント (3) 事故発生時の管理体制	1	0
講義	従業者研修の実施	事業所内の同行援護従業者に対する研修の目的や内容等について理解する。	(1) 従業者研修の目的 (2) 従業者研修の内容 (3) 従業者の質の向上のための工夫	1	0
講義	同行援護の実務上の留意点	同行援護制度の実務上の留意点や他の福祉制度との関係について学ぶ。	(1) 同行援護の制度上の留意点 (2) 同行援護の実務上の留意点 (3) 介護保険制度との関係	1	0
合 計				6	0

厚生労働行政推進調査事業費補助金（障害者政策総合研究事業） 分担研究報告書

同行援護の担い手となる支援者の養成のための研究
養成研修に必要な技術的要件および他の従業者養成スキーム等に関する研究

研究分担者 與那嶺 司 所属先 神戸女学院大学 役職 教授

研究要旨

本研究の目的は、視覚障害者を支援するために必要な技術的要件や他の障害者等に対する支援制度における従業者養成のスキーム等について、文献およびヒアリング調査をもとに検討することである。それにより、これ以降のフェーズにおける効果的・効率的、かつ実現可能性が高い養成カリキュラムの立案、あるいは、盲ろう者向け通訳・介助員に対する免除科目案の検討に寄与することとする。本研究では、主に、必要な技術的要件については文献調査、そして他の従業者養成のスキーム等については、都道府県および研修事業所にヒアリング調査を行った。これらの調査結果も踏まえ、1) 同行援護従業者養成研修に必要な技術的要件の枠組み、2) 重度訪問介護従業者研修のスキームの違い、3) 従業者研修後のフォローアップ等の必要性、4) 免除科目の設定による「質」と「量」の両立、といった4点について考察を行った。そして最後に、これらの考察をもとに、結論として、1) 公共交通機関の利用に関する演習の一般課程への移行、2) 重複障害のある利用者に関する理解の促進、3) 支援の質と人材確保を両立した研修時間の検討、4) 研修後のフォローアップ等の検討、そして5) 免除科目の検討について提示した。

A. 研究目的

本研究では、視覚障害者を支援するために必要な技術的要件や他の障害者等に対する支援制度における従業者養成のスキーム等について、文献およびヒアリング調査をもとに検討し、これ以降のフェーズにおける効果的・効率的、かつ実現可能性が高い養成カリキュラム、あるいは、盲ろう者向け通訳・介助員に対する免除科目の立案に寄与することを目的とする。

B. 研究方法

1) 視覚障害者を支援するために必要な技術的要件に関する文献調査

同行援護における視覚障害者を支援するために必要な技術的要件について、CiNii Research（国立情報学研究所が提供する学術情報検索サービス）を使い文献調査を行った。

具体的には、同行援護事業が開始された2011年から2022年4月現在までの論文について、CiNii Researchで「視覚障害」および「移動支援」、「視覚障害」および「情報提供」、そして「視覚障害」「支援」および「技術」というキーワードでAND検索を行った。検索結果として、それぞれ45件、31件、そして292件であった。ただ、そこでは、視覚障害者の移動支援ツールや移動支援システムに関する論文が多く見られ、同行援護における従業者に

よって活用される支援技術に関するものは見られなかった。

そこで、再度、「同行援護」あるいは「ガイドヘルプ」というキーワードで2011年から2022年4月現在までに出版された論文および書籍を検索した。その結果、論文としては、それぞれ37件、そして7件であった。さらに、これらの文献において、同行援護における視覚障害者を支援するために必要な技術的要件に関するものとして、5件を抽出した。また、「同行援護」に関する書籍としては2冊、「ガイドヘルプ」に関する書籍としても2冊が検出された。

加えて、2011年から2022年4月現在までの厚生労働科学研究データベースにおいても同じキーワードでAND検索を行った。ただ、そこでも、同行援護における視覚障害者を支援するために必要な技術的要件に関する報告書は見られなかった。そこで、同時期の厚生労働省障害者総合福祉推進事業報告書について検索を行った。そこでは、5件の報告書が同行援護における視覚障害者を支援するために必要な技術的要件に関係するものであると判断し、それらも含めて情報を整理した。

2) 他の障害者に対する支援制度における従業者養成のスキーム等に関する検討

(1) 同行援護、重度訪問介護および行動援護従業者養成研修に関する内容等の整理

他の障害者等に対する支援制度における従業者養成のスキーム等を検討するため、まず、同行援護従業者養成研修に加えて、障害福祉サービス独自で定めており、かつ非相談系サービスである重度訪問介護従業者および行動援護従業者養成研修について、法令等をもとに、法令上の位置づけ、研修を実施する主体、受講要件、時間数、修了試験の有無、免除科目等を整理した。

(2) 同行援護従業者研修、重度訪問介護従業者養成研修および行動援護従業者養成研修に関するヒアリング調査

次に、同行援護、重度訪問介護および行動援護従業者養成研修（以降、3養成研修）について、その研修の実際と抱える課題を把握するため、都道府県

および研修事業所担当者にヒアリング調査を実施した。

① 調査対象

都道府県および研修事業所

② 調査方法

まず、同行援護、重度訪問介護および行動援護の利用者数および事業所数に関する国保連データ（平成29年度～令和元年度）を踏まえ、特徴のある都道府県、そしてそれらの地域に在する研修事業所を抽出した。

その後、電話等で調査に関して依頼をし、詳細な情報収集のため、可能な限り、対面でのヒアリング調査を実施した。ただし、コロナ禍等の事情もあり、対面での実施が難しい場合は、オンライン、電話、あるいは文面での回答を受けた。

③ 調査期間

令和3年6月1日～令和4年3月31日

④ 調査結果の掲載方法

本ヒアリング調査では、より率直な意見等を収集するため、都道府県および研修事業所名を公開しない前提で調査を実施した。そのため、それぞれ任意のアルファベット名を割り振り、本研究に必要な情報のみを記載した。

(倫理面への配慮)

都道府県および研修事業所担当者へのヒアリング調査の実施にあたり、調査対象団体担当者に対して事前に電話等にて調査の趣旨、調査データの公開方法および匿名性の保持について説明し、その後、調査依頼文書およびヒアリング調査項目等をメール添付で送信した。それらの書類を確認してもらった後、調査協力への同意を得た。また、ヒアリング調査時には改めて本調査の趣旨と内容を口頭で説明し、参加の同意を得たことを確認して調査を実施した。

ヒアリング調査データについては、匿名化を行い対象団体が特定されないようアルファベット表記を用いた。

また、ここでのヒアリング調査については、神戸女学院大学文学部研究倫理委員会による審査・承認を受けて実施した（2021年5月21日承認）

C. 研究結果

1) 視覚障害者を支援するために必要な技術的要件に関する文献調査

(1) 論文および報告書に基づく技術的要件に関する情報の整理

関連する論文および報告書をレビューし、視覚障害者を支援するために必要な技術的要件について以下の5点に整理した。

① 情報の提供：代筆・代読のニーズとそのスキル

視覚障害のある人が直面する課題として、一般的に「移動」と「情報」とされる。とくに、山口（2019：24）も述べているように、「視覚障害者の場合、『情報の欠如』によって生じる日常生活の不便さが問題なのである。換言すれば、問題視すべきは、身体介護ではなく、『情報の提供』ということになる」といえる。そのため、この同行援護の従業者による情報提供の重要性とその充実の必要性については、岩井（2011）や丸本（2012）も言及している。

また、厚生労働省平成30年度障害者総合福祉推進事業『視覚障害者への代筆・代読支援に関する調査研究事業報告書』（社会福祉法人日本盲人連合会2019：9）においても、視覚障害者は、日常的に読み書きに困難さを感じており、代筆・代読の支援へのニーズは高いが、「読み上げレベルが低い」「代筆で記入間違いがある」「情報漏洩がある」「誤った対応」「職務意識の問題」といった支援者のスキル不足も含めて、現在の公的な福祉サービスにおける課題が指摘されている。

そのような意味では、引き続き、そして、さらなる向上が求められる従業者のスキルの一つとして代筆・代読のスキルがあるといえる。

② 公共交通機関の利用に関するスキルの習得

次に指摘される点が、公共交通機関の利用に関するスキルである。これについては、現在でも同行援護従業者養成研修の応用課程で学ぶことができる内容であるが、山口（2012）は、演習時間があまりにも少なく、また、移動において最も危険が伴うバスや電車などの公共交通機関における支援が一般課程

では学ぶことができない点について問題があるとしている。

また、厚生労働省平成26年度障害者総合福祉推進事業『視覚障害者の移動支援の在り方に関する実態調査』（社会福祉法人日本盲人会連合 2015）でも、現在、従業者の誘導技術が不十分であることに触れ、とくに「同行援護従業者資格では、公共交通機関の研修が未経験であってもヘルパーになれるが、重大な事故が起こる前に、一刻も早く改善されるよう強く求めたい」と提言している。

加えて、厚生労働省平成29年度障害者総合福祉推進事業『盲ろう者の移動支援に係る研修課程の効率的な実施に関する研究報告書』（社会福祉法人りべるたす 2018）でも、利用する頻度の高い公共交通機関での支援方法が応用課程に分類されている等、一般課程を修了しただけで利用者の安全性の確保に懸念がある状況があると指摘し、従業者の質を担保するためにも同行援護従業者養成研修のカリキュラムの見直しを求めている。

③ 守秘義務

また、守秘義務の問題についても、同行援護従業者が身につける技術的要件に関連して指摘できるだろう。山口（2012）は、これまでもガイドヘルパーに対して「守秘義務」の徹底を促してきたが、疎かにされる傾向があったと指摘している。この点については、厚生労働省平成26年度障害者総合福祉推進事業『視覚障害者の移動支援の在り方に関する実態調査報告書』（社会福祉法人日本盲人連合会2015：69）でも、視覚障害のある当事者に対するヒアリングにおいて、ガイドヘルパーの質の問題として「守秘義務が守られない」点が指摘されている。

④ 従業者の高齢化に伴う支援技術における課題

間接的ではあるが、技術的要件に関連する事項として、移動支援および同行援護従業者の高齢化が挙げられる。この点について、山口（2019）は、同行援護従業者やガイドヘルパーの高齢化が顕著であり、利用者への安全な移動支援、また、代読・代筆において従業者等が細かい文字を読めないといった点も指摘されている。

⑤ ガイドヘルプの受け方を学んでいない利用者

最後に、支援を受ける利用者側の課題として、ガイドヘルプの受け方について課題があるとの指摘もある。これについて、村上ら（2012）は、同行援護従業者や移動支援従業者が学ぶ技術は、視覚障害者がガイドヘルプの受け方を学んでいることを前提にしているが、利用する視覚障害者の大多数は、ガイドヘルプの受け方を学んでいないと指摘している。

（2）書籍に基づく技術的要件に関する情報の整理

また、CiNii Research によって検出された4つの書籍（同行援護従業者養成テキスト編集委員会編 2021；松井奈美編 2018；野村敬子編 2013；速水・速水 2012）については、全て、移動支援あるいは同行援護従業者に対するテキストであった。そこで、ここでは、以下にそれらの目次を掲載し、それぞれのテキストで取り上げられる知識およびスキルについて確認したい(表1、表2、表3および表4)。

I 講義編	
第1章	視覚障害者（児）の福祉サービス
第2章	同行援護の制度と従業者の業務
第3章	障害・疾病の理解
第4章	障害者（児）の心理
第5章	情報支援と情報提供
第6章	代筆・代読の基礎知識
第7章	同行援護の基礎知識
II 演習編	
第8章	基本技能
第9章	応用技能及び交通機関の利用
第10章	場面別技能

表1：『同行援護従業者養成研修テキスト 第4版』（同行援護従業者養成テキスト編集委員会編 2021）の目次

第1章	障害者を取りまく社会環境
第2章	外出支援の制度
第3章	同行援護の制度と同行援護従業者の業務
第4章	障害・疾病の理解について
第5章	視覚障害者の心理とその支援
第6章	情報支援と情報提供
第7章	代筆・代読の基本知識
第8章	同行援護の基礎知識
第9章	歩行介助の基本技能
第10章	歩行介助の応用技能
第11章	同行援護の場面別技能
第12章	交通機関での同行援護

表2：『同行援護ハンドブック：視覚障害者の外出を安全に支援するために 第3版』（松井奈美編 2018）の目次

第1部	ガイドヘルプに必要な基礎知識
第2部	視覚障害のある人のガイドヘルプ
2-1	視覚障害の理解
2-2	視覚障害のある人の日常生活
2-3	視覚障害のある人とのコミュニケーション
2-4	視覚障害のある人の補助機器
2-5	視覚障害のある人の基本的なガイドヘルプの方法
2-6	視覚障害のある人の場面別ガイドヘルプの方法
第3部	全身性障害のある人のガイドヘルプ
第4部	知的障害のある人のガイドヘルプ
第5部	緊急時の準備と心構え

表3：『はじめて学ぶガイドヘルプ：当事者とともに伝える支援の方法 第2版』（野村敬子編 2013）の目次（※視覚障害に関係する第2部のみ、詳細を記載している。）

第1章	ヒトミさんが語るガイドヘルパーあれこれ
第2章	質問に答えて
第3章	視覚障害の理解と手引きの考え方
第4章	移動介助の基礎知識
第5章	ガイドヘルパー養成中のNG集（状況説明の巻）
第6章	視覚障害者の手引き Q&A

表4：『見えない人こそよく見える：視覚障害者ガイドヘルプの手引き』（速水・速水 2012）の目次

2) 他の障害者に対する支援制度における従業者養成のスキーム等に関する検討

1. 同行援護、重度訪問介護および行動援護従業者養成研修の概要

(1) 厚労省告示による同行援護、重度訪問介護および行動援護従業者養成研修課程の内容と時間数

ここで調査の対象とする同行援護、重度訪問介護、そして行動援護従業者養成研修（以降、3養成研修）は、「指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの」（平成18年09月29日厚生労働省告示第538号。以下「告示」とする）において、障害福祉サービス独自で定め、かつ非相

談系サービスである従業者の養成研修であり、その内容と時間数は以下の通りである。

① 同行援護

同行援護従業者研修については、一般課程と応用課程に分かれ、一般課程の講義科目と時間数は表5、応用課程は表6のように規定されている。

区分	科目	時間数
講	視覚障害者(児)福祉サービス	1
	同行援護の制度と従業者の業務	2
義	障害・疾病の理解①	2
	障害者(児)の心理①	1
	情報支援と情報提供	2
	代筆・代読の基礎知識	2
	同行援護の基礎知識	2
演習	基本技能	4
	応用技能	4
合計		20

表5：同行援護従業者養成研修一般課程

区分	科目	時間数
講義	障害・疾病の理解②	1
	障害者(児)の心理②	2
演習	場面別基本技能	3
	場面別応用技能	3
習	交通機関の利用	4
合計		12

表6：同行援護従業者養成研修応用課程

② 重度訪問介護

重度訪問介護従業者研修については、基礎課程、追加課程、統合課程、そして行動障害支援課程の4つに分かれ、基礎課程の講義科目と時間数は表7、追加課程は表8、統合課程は表9、そして行動障害支援課程は表10のように規定されている。

区分	科目	時間数
講	重度の肢体不自由者の地域生活等に関する講義	2
義	基礎的な介護技術に関する講義	1
実習	基礎的な介護と重度の肢体不自由者とのコミュニケーションの技術に関する実習	5
	外出時の介護技術に関する実習	2
合計		10

表7：重度訪問介護従業者研修基礎課程

区分	科目	時間数
講義	医療的ケアを必要とする重度訪問介護利用者の障害及び支援に関する講義	4
	コミュニケーションの技術に関する講義	2
	緊急時の対応及び危険防止に関する講義	1
実習	重度の肢体不自由者の介護サービス提供現場での実習	3
合計		10

表8：重度訪問介護従業者研修追加課程

区分	科目	時間数
講義	重度の肢体不自由者の地域生活等に関する講義	2
	基礎的な介護技術に関する講義	1
	コミュニケーションの技術に関する講義	2
	喀痰吸引を必要とする重度障害者の障害と支援に関する講義・緊急時の対応及び危険防止に関する講義①	3
義	経管栄養を必要とする重度障害者の障害と支援に関する講義・緊急時の対応及び危険防止に関する講義②	3
	演習	喀痰吸引等に関する演習
実習	基礎的な介護と重度の肢体不自由者とのコミュニケーションの技術に関する実習	3
	外出時の介護技術に関する実習	2
	重度の肢体不自由者の介護サービス提供現場での実習	3.5
合計		20.5

表9：重度訪問介護従業者研修統合課程

区分	科目	時間数
講義	強度行動障害がある者の基本的理解に関する講義	1.5
	強度行動障害に関する制度及び支援技術の基礎的な知識に関する講義	5
演習	基本的な情報収集と記録等の共有に関する演習	1
	行動障害がある者の固有のコミュニケーションの理解に関する演習	3
習	行動障害の背景にある特性の理解に関	1.5

	する演習	
合計		12

表 10：重度訪問介護従業者研修行動支援課程

ここでの基礎課程は区分 4、5、また追加課程については区分 6 の対象者への支援に関わる課程となっている。また、統合課程については、基礎課程、追加課程、そして喀痰吸引等研修（3 号研修）を統合した課程である。そして、行動障害支援課程については、これを修了すると、強度行動障害支援者養成研修を受講したものとなる。

③ 行動援護

行動援護従業者養成研修については、表 11 のように規定されている。

区分	科目	時間数
講	強度行動障害がある者の基本的理解に関する講義	1.5
	強度行動障害に関する制度及び支援技術の基礎的な知識に関する講義	5
義	強度行動障害がある者へのチーム支援に関する講義	3
	強度行動障害と生活の組立てに関する講義	0.5
演	基本的な情報収集と記録等の共有に関する演習	1
	行動障害がある者の固有のコミュニケーションの理解に関する演習	3
	行動障害の背景にある特性の理解に関する演習	1.5
	障害特性の理解とアセスメントに関する演習	3
習	環境調整による強度行動障害の支援に関する演習	3
	記録に基づく支援の評価に関する演習	1.5
	危機対応と虐待防止に関する演習	1
合計		24

表 11：行動援護従業者養成研修

また、この課程は、強度行動障害支援者養成研修と同一カリキュラムで実施している。当初、強度行動障害支援養成研修は施設職員（加算）、行動援護は移動支援という目的の違いがあったが、現在では

同一内容で実施されている。そのため行動援護従業者研修を実施していない都道府県もある。

(2) 研修を実施する主体、受講要件、修了試験の有無、免除科目等

これらの3養成研修については、都道府県知事が、告示に定める研修を実施する者として指定したものが行うこととされている。また、受講要件としては、重度訪問介護従業者養成研修追加課程は同基礎課程を修了した者、そして、同行援護従業者養成研修応用課程は同一般課程を修了した者を対象として行われると規定されている。加えて、修了試験については、告示において規定されていない。

また、これらの3養成研修の免除科目については、告示の「(別表)研修課程の免除が可能なもの(前通知による研修修了者を含む。)」に記載がある。例えば、別表の(1)であれば、以下のような免除内容となっている。

(1) 重度訪問介護従業者養成研修基礎課程修了者が、障害者居宅介護従業者基礎研修課程を受講する場合

- ・居宅介護に関する講義(3時間)のうち、重度の肢体不自由者に関するもの
- ・基礎的な介護技術に関する講義(3時間)のうち、重度の肢体不自由者に関するもの

このように、3養成研修の修了者が、主に、障害者居宅介護基礎研修課程を受講する場合、一定の講義内容を免除する規定になっている。

2. 同行援護、重度訪問介護および行動援護従業者養成研修に関するヒアリング調査

同行援護従業者、重度訪問介護および行動援護従業者養成研修(以降、3養成研修)について、その研修の実際と抱える課題を把握するため、都道府県および研修事業所担当者にヒアリング調査を実施した。

まず、B-2)-(2)-「① 調査方法」でも説明したが、同行援護、重度訪問介護、そして行動援護の利用者数および事業所数に関する国保連データ(平成29年度～令和元年度)を踏まえ、また、同等な人口規模の都道府県との比較等に基づき、特徴のある5つ

の都道府県（表 12）を抽出し、ヒアリング調査を実施した。ただし、F 県については、コロナ禍等の事情により文面での返答であった。

都道府県	人口規模	主な特徴
A 県	900 万人	同行援護、重度訪問介護、行動援護ともに利用者数および事業所数が多い。
B 県	130 万人	行動援護の利用者数が多い。
C 県	80 万人	行動援護と重度訪問介護の利用者数が少ない。
D 県	700 万人	行動援護の利用者数が多い。
E 県	120 万人	重度訪問介護の利用者数が増えているにもかかわらず事業所数が減っている。
F 県	80 万人	重度訪問介護の利用者数が増えているにもかかわらず事業所数が減っている。

表 12：抽出した都道府県とその主な特徴

ちなみに、筒井ら（2017）は、徒歩 1 時間圏内とされる 4km を障害福祉サービス事業所のサービス提供エリアとし、全国の各種障害福祉サービス提供エリア内の人口を算出し、都道府県ごとの人口カバー率を算出している。それによると、A、B、D 県については、障害福祉サービス事業所の徒歩 1 時間圏内（4km 県内）人口カバー率に基づいた上位 10 都道府県に含まれる。そのため、障害福祉サービスに比較的アクセスしやすい地域であると解することができる。一方、C、E、F 県については、下位 15 都道府県に含まれ、相対的に、障害福祉サービスにアクセスしにくい地域であるといえる。

また、3 養成研修事業所については、上記都道府県庁からの情報をもとに表 13 に記載の 9 研修事業所にヒアリング調査を行った。ただし、コロナ禍等の事情により、(5) についてはオンラインで、(8) および (9) については電話でのヒアリングの実施となった。

No	研修事業所	所在地	従業者養成研修種別
(1)	株式会社 O	A 県	同行援護、行動援護
(2)	NPO 法人 P	A 県	重度訪問介護
(3)	株式会社 Q	B 県	同行援護、行動援護
(4)	NPO 法人 R	C 県	重度訪問介護
(5)	社会福祉法人 S	C 県	同行援護
(6)	有限会社 T	D 県	同行援護、行動援護
(7)	NPO 法人 U	D 県	重度訪問介護

(8)	社会福祉法人 V	E 県	同行援護
(9)	社会福祉法人 W	E 県	同行援護

表 13：抽出した研修事業所とその研修種別

これらの都道府県庁およびその地域に在する 3 養成研修事業所に対してヒアリング調査を実施した。ただし、コロナ禍でのヒアリングということもあり、一部都道府県および事業所には受け入れが難しいという回答もあり、それらの都道府県および事業所に対してはヒアリングを実施できなかった。

研修事業所に対するヒアリング調査では、表 14 のようなヒアリング調査ガイドを使用した。ちなみに、紙幅の制約もあるため、ここではヒアリング調査ガイドの抜粋版を掲載している。また、都道府県に対する調査においても、表 14 と同様な内容について都道府県全体の状況を聞くヒアリング調査ガイドを作成し活用した。

<p>1. 当該事業および利用者についての質問項目</p> <p>(1) 当該事業および研修の特徴と背景事情 当該都道府県の当該事業や研修の特徴について、どのような歴史的、文化的、あるいは経済的背景事情等がありますか。</p> <p>(2) 当該事業の「質」に関する意見等 当該事業の利用者から、その従業者の「質」についてどのような意見・要望等を聞いていますか。</p> <p>2. 当該事業従業者研修についての質問項目</p> <p>(1) 研修実施回数 当該事業従業者の養成研修については、年に何回実施していますか。それは、十分な実施回数と思われれますか。</p> <p>(2) 研修養成従業者数 当該事業従業者の養成研修については、年に何名養成していますか。それは、十分な養成人数と思われれますか。</p> <p>(3) 研修実施会場 当該事業従業者養成研修において、適切な実施会場（広さ、地域性、アクセスの良さ等）は確保できていますか。</p> <p>(4) 研修受講料 当該事業従業者養成研修の受講料はいくらですか。</p> <p>(5) 研修内容</p> <p>① 研修内容のチェック 当該事業従業者研修の内容について、都道府県からどのようなチェックを受けますか。</p> <p>② 研修における習得内容の確認 当該事業従業者養成研修における知識の確認等のために修了試験等を行っていますか。</p>
--

③ 厚生労働省の告示内容との違い

当該事業従業者養成研修の実施時間数等について、厚生労働省の告示との違いがありますか。

④ 実習における課題

当該事業従業者養成研修の実習における課題等がありますか。

(6) 研修講師の要件

当該事業従業者養成研修において、どの科目でどのような講師に担当していただいていますか。講師要件は定められていると思いますが、適切な講師を確保できている印象でしょうか。

(7) 障害のある従業者養成

障害のある人が障害関係事業の従業者になるケースがありますか。そのようなケースがある場合には、それについてどのようにお考えでしょうか。

(8) 研修全般における課題

当該事業従業者養成研修において、どのような課題がありますか。

表 14：ヒアリング調査ガイド（抜粋版）

以下に、実施した都道府県および事業所のヒアリング結果の概要を提示する。まず、都道府県については以下のものであった。

(1) A県

① 3養成研修共通

- ・ 3 養成研修において、追加で障害啓発に関する科目「障がい者の人権」（2 時間）を実施している。
- ・ 同行援護および行動援護については、厚労省の告示通りであるが、重度訪問介護については、基礎課程において 6 時間多い 18 時間、追加課程において 2 時間多い 12 時間、統合課程で 7.5 時間多い 30 時間で実施している。
- ・ 講義部分の講師要件については、資格だけではなく、職種で規定されているものも多い。例えば、重度訪問介護であれば、「障がい者（児）施設長」「障がい者（児）の相談業務に従事する者」「障がい者（児）施設直接処遇職員」「障がい者福祉サービス従業者」等といった、行動援護であれば、「現に強度行動障がい児者の支援を行っている事業所職員であること」等といった、また、同行援護では、全ての講義科目において、「相談支援専門員」「障がい者の相談・支援業務に従事する者（ピアカウンセラー等を含む）」等といった職種が規定されている。

- ・ 同行援護および重度訪問介護従業者の研修機関が公表すべき情報の内訳について、「実習プログラムの特色」「講師の受講生向けのメッセージ等」「受講生満足度調査の結果」「卒後の相談・支援（就職支援に関する取組等）」等といった細かい内容まで定められている。

- ・ 1 研修あたりの定員は 40 名以内とし、重度訪問介護の演習においては、受講生が 20 名を超えた場合は、助手を 1 名以上設置すること、また、行動援護では、演習において 6～8 名のグループにつき、ファシリテーターを 1 名以上配置することとなっている。

② 行動援護従業者養成研修

- ・ 行動援護従業者研修と強度行動障害支援者養成研修を同一のカリキュラムで実施している。そこで、強度行動障害支援者養成研修については、A 県立の福祉センターによる直営での研修実施も含め、民間事業所からの協力も得て研修内容も検討してきた。
- ・ 1 事業所につき、年に 1 回～59 回まで幅広い回数で実施されている。
- ・ 行動援護については、定員に対して受講者数が埋まっているわけではないので、ニーズは満たされているのではないだろうか。ちなみに、令和元年度で 5 事業所で 660 人が修了している。事業所は増えているが、1 事業所あたりの回数は減っている等をもみても、一定ニーズは満たされているかもしれない。現在は 10 事業所である。
- ・ 実際は、行動援護従業者養成研修では、施設の加算対象になるので、強度行動障害支援者養成研修を受講できなくてこちらを受講している人も多い。
- ・ 講師確保が難しくなっている。要件にあう講師を見つけるのが難しいといった指摘はある。
- ・ 受講料については、令和元年度は 38,500 円～54,450 円である。
- ・ 法人の規模は関係なく、講師の質によって研修内容とそのアウトカムにつながってくるのではないかと。
- ・ 1 事業所だけ、特別講義として、追加して 3 時間の発達心理の側面について実施している。

- ・事業所数の増加とその質の担保、そして、受講生の事業所選択に必要な情報提供が課題である。

③ 同行援護従業者養成研修

- ・同行援護については、令和2年度で69事業所で1,523人、令和元年度で63事業所3,056人、平成30年度で65事業所3,674人の修了者がいる。
- ・同行援護では、「A県盲ろう者向け通訳・介助者養成研修」修了者は、一般課程の受講を免除する。
- ・同行援護では、とくに演習科目に「当事者の参加に努めること」という記載がある。

④ 重度訪問介護従業者養成研修

- ・研修修了者数が、平成30年度は804人、令和元年度は803人、令和2年度は700人となっている。
- ・重度訪問介護においては、実習において、実習指導者（介護、看護、又は相談業務の実務経験5年以上）の配置、「実習日誌」の記録等が定められている。ただし、この実習については、障がい当事者を含めた演習形式にかえることができる。

(2) C県

- ・3養成研修の提供機関については、県のホームページで公開していない。ただし、その「非公開」の理由については特になし。問い合わせがあれば、お伝えするかたちをとっている。
- ・講師要件として、資格の保持者等の明確な基準はない。県のホームページにも掲載していない。同行援護であれば、歩行訓練士、社会福祉士、介護福祉士等といった資格を持ち、加えて、実務経験があればよい。そうでない場合は、電話をして詳細を聞き検討している。重度訪問介護の場合も同様である。
- ・同行援護従業者養成研修については、年に2回実施している。今回、県内の5市町ほどに聞いたが、サービス提供事業所も少ないが、利用希望者も少なく、「利用したいけど使えない」という意見等はないとのことであった。
- ・重度訪問介護従業者養成研修についても、特に問題があるとは聞いていない。重度訪問介護は、提出された計画においては、3つの研修機関のうち、

毎月どこかで開催しており、「受講希望があっても実施できない」といった意見等はないため、ニーズは満たされているのではないかと。

- ・同行援護従業者については、例年、10名を少し超える程度の修了者であり、また、重度訪問介護従業者については10名満たない修了者数である。
- ・受講料としては、同行援護では40,000円、そして、重度訪問介護では10,000円～25,000円である。
- ・研修計画とその報告を提出してもらっているが、修了試験を実施しているところはない。

(2) E県

① 3養成研修共通

- ・3養成研修ともに、講義部分については、通信の方法によって行うことができると定められている。その際には、添削指導および面接指導を実施する必要がある。
- ・3養成研修ともに、厚労省の告示における時間数および内容である。
- ・講義担当職種例としては、A県と異なり、ほとんどが資格で記載されている。例えば、重度訪問介護では、「介護福祉士」「居宅介護従業者」「重度訪問介護従業者」「保健師」「看護師」「理学療法士」等で、行動援護では、「介護福祉士」「社会福祉士」「保健師」「看護師」等で、また、同行援護では、「視覚障害者移動介護従業者」「歩行訓練士」「視覚障害者生活指導員」「心理判定員」「臨床心理士」「眼科医」「保健師」等があげられている。
- ・指定要件において、習得した内容がわかる試験を行うことが県の告示で規定している。修了試験を実施している。何割以上得点することで修了証を交付するよう事業所にお願いしている。

② 行動援護従業者養成研修

- ・E県では、同行援護および重度訪問介護従業者養成研修のみであり、行動援護従業者養成研修は実施していない。
- ・厚労省の通知に基づいた「強度行動障害支援養成研修事業」を実施し、それにかえている。

- ・ 特段、行動援護従業者研修について開催してほしいとの要望もない。

③ 同行援護従業者養成研修

- ・ 同行援護従業者研修については、一般課程と応用課程をともに受講している人が多い。
- ・ 平成 29 年度(約 80%)、平成 30 年度(約 50%)、令和元年度(約 20%)と同行援護従業者研修の定員充足率は下がっている。つまり、定員に「空き」が多くなっている。平成 29 年度(130 人)、平成 30 年度(107 人)、令和元年度(40 人)と修了者も減っている。
- ・ 同行援護従業者の人数については、ニーズを満たしているのではない。

④ 重度訪問介護従業者養成研修

平成 29 年度(約 80%)、平成 30 年度(約 30%)、令和元年度(約 40%)と重度訪問介護従業者研修の定員充足率には変動がある。平成 29 年度(16 人)、平成 30 年度(11 人)、令和元年度(50 人)と修了者については増加傾向にある。この定員充足率の変化と増加人数については、一つの株式会社経営の事業所による定員および修了者の増加が関わっている。ただし、その事業所は講師要件の課題もあり、昨年度で研修事業所としては閉じている。

(3) F 県

- ・ 同行援護、行動援護および重度訪問介護事業における特段の利用者から意見・要望は記録上ない。
- ・ 同行援護については、X 株式会社が年間 1~2 回実施している。ただ、一般課程のみ開催することが多く、本来ならば応用課程まで開催したいと考えているが、応用課程は受講者が極端に少ないため開催できないとのことであった。
- ・ (本県のみ)の数字ではない全事業所についての意見等のため参考情報) 有限会社 Y は、全国規模の研修事業所であり、2020 年度は、同行援護従業者研修については 55 回(修了者 751 人)、行動援護従業者養成研修と内容が重なる強度行動障害支援者養成研修について 101 回(修了者 1,903 人)を実施している。研修講師を揃えることが難しく、都道府県によっては研修事業者指定

を行っていない、あるいは要件が厳しいところがある。そのため、受講したいという要望があっても開催できない地域もあるため、十分とはいえないようだ。

- ・ X 株式会社においては、実施会場について常に悩んでいる状況で、できるだけ郡部での開催を心がけているが、研修として参加費を取るため公共施設を貸してもらえない場合が多い。F 県によるそれへの斡旋や対応をしていただければ助かるとのことであった。
- ・ 受講料については、X 株式会社は、同行援護従業者養成研修一般課程が 22,000 円、応用課程が 13,200 円である。有限会社 Y においては、一般課程が 27,500 円、そして応用課程が 18,500 円となっている。
- ・ 研修における習得内容の確認については、F 県でも規定はなく、X 株式会社も有限会社 Y も行っていない
- ・ また、F 県でも厚労省の告示内容と同じ時間数で規定しており、それに伴い X 株式会社も有限会社 Y も告示通りの時間数での実施となっている。
- ・ 有限会社 Y においては、同行援護従業者養成研修の講師要件を満たす人を全国的に募集をしているが、該当する人は他養成研修に比べるとかなり少ない印象があるとのことであった。
- ・ 同行援護従業者養成研修については、X 株式会社は、研修を企画しても受講生が少なく採算が取れずに開催できない場合が多くあるようだ。そのため、受講料を安く設定できず、さらなる受講生の減少につながっているようにも感じられ、受講料の減免や助成があると従業者の増加につながるのではないかと思われる。また、一度習得した知識・スキルも一定期間業務に従事しないと忘れてしまうため、継続教育のための研修制度を設ける必要も感じるということであった。

次に、3 養成研修事業所のヒアリング結果の概要は以下のものであった。

(1) 株式会社 O : 同行援護および行動援護従業者養成研修事業所(所在地: A 県)

- ・ サービス提供事業所からの申込みが多いように思われ、ホームヘルパーと異なる動機で受講しているように思う。とくに、行動援護についてはほぼ事業所からの申込みである。
- ・ 同行援護および行動援護従業者の質についての意見はとくに聞かない。
- ・ 同行援護について、講義の部分を減らして、公共交通機関の利用を含めた実技部分を一般課程に入れることがあってもいいのではないか。
- ・ 研修は支援の「入り口」であり、一定の知識とスキルを広く浅く学び、個別性を持つ支援については実際に現場において学ぶことができるというのではないか。
- ・ 同行援護の多くの受講者は、一般課程と応用課程をまとめて受けている。ただし、これは数千円のセット割引があつてのことかとも思う。
- ・ 受講料は、一般課程が 21,000 円、応用課程が 18,800 円、2 つで 35,400 円である。
- ・ 同行援護については、一般課程を 6 回（1 回 20 名）、応用課程を 6 回（1 回 15 名）実施している。もう少し応用課程を実施したいが、講師要件があり、また、公共交通機関の実習において 5 人に一人をつけないといけないので難しい。応用課程は 15 名定員だがすぐ埋まる。
- ・ 講師要件を持っている人が絶対数として少ないように思う。
- ・ 3 課程共通の A 県独自の「障がい者の人権」（2 時間）科目の講師を探すのが難しい。
- ・ 演習における公共交通機関の利用については、最寄りの電鉄会社が受け入れてくれ、丁寧に対応してくれる。演習の際に、駅員がずっとついてくれる。
- ・ 公共交通機関等による演習においては、利用許可を取る際に「行政からの後押し」があればよい。
- ・ 現場実習があると、そこで実際の仕事へのつながりが、受講生にとっても仕事につくことを可能にし、事業者にとっても従業者を見つけることができ、両方にメリットがあるのではないか。

(2) NPO 法人 P：重度訪問介護従業者研修事業所（所在地：A 県）

① 重度訪問介護従業者研修の背景事情

- ・ もともと、重度訪問介護は、日常生活支援、そして、もともとは全身性介護人派遣事業であり、それらの制度下では資格なく誰でも介護に入ることができた。障害者自立支援法制定から資格が必要となった。資格のために人材が制限されることは望ましくないが、一方で、それまで団体によってバラバラであつた「質」が一定担保できるようにはなつた。
- ・ 現場経験だけで教えると内容が偏るので、教え方や教育内容のレベルアップは必要である。同じ事業所どうして話合つて、最初は共通した内容や教え方を決めたりしていたこともあつた。ただ、今はそれを実施していない。
- ・ 重度訪問介護においては、「障害当事者がヘルパーを育てる」ということが基本原則であるように思う。

② A 県における重度訪問介護従業者研修

- ・ 各研修機関それぞれで、その研修内容および使用するテキストがかなり違うだろう。
- ・ また、A 県では厚労省の規定時間である 20 時間に 10 時間上乗せをした 30 時間で実施している。この上乗せは、主に重度訪問介護事業および研修事業に関わる障害者団体からではなく、他障害当事者団体からの指摘でそのような時間数の上乗せが行われたようだ。
- ・ 現在 10 時間上乗せの 30 時間だが、この時間までは許容範囲である。ただ、これが、40 時間や 50 時間になると対応が難しい。基本日程として、1 日 10 時間で 3 日間（とくに土日）、そして、それにプラスして利用者の自宅または生活介護事業所で 4 時間（平日）の演習を実施する。この日程と時間数が上限ではないか。
- ・ 障害のある当事者が、人権（A 県独自）やコミュニケーションに関する技術等の講義の講師として参加しており、A 県では他の研修機関も同じようなかたちで実施している。

③ 重度訪問介護従業者研修

- ・本事業所では、研修は4回実施している。そのうち、1回は大学の公開講座としてその大学主催で実施している。本市内では、定期的には実施するほど受講生が集まる傾向にあるため、毎月、どこかの団体で重度訪問介護従業者研修を実施することになっている。
- ・本事業所の定員は20名である。A県は最大40名まで定員設定ができる。不定期にしか研修を実施しない団体は、2〜3名程度しか集まらない。その結果、事業運営そのものが難しくなるといった場合も少なくない。
- ・本事業所は、おそらく「地域最安値」である10,000円で実施している。その後、50時間介護に入れば10,000円を返金するシステムでもある。他の事業所も、10,000円〜18,000円の間くらいではないか。
- ・実施会場は、狭いながら本事業所を使っている。講師についても、医療的ケア以外は、本事業所の職員で対応している。A県の講師要件としては、5年程度の現場経験等で可能なので自前で準備できる。

④ 重度訪問介護従業者研修に関する意見等

- ・研修による資格制度はあってよい。とくに本事業所の場合は学生が多く、「誰でも受けることができる」制度であってほしい。「少ない時間数」と「少ない費用」で、最初のハードルは低くてよいと考えている。もちろん、その後、実務者に対する研修を継続して行うことはあってもよいが、当初、国や自治体の制度がない時代は、地域における生活介護を学生に頼るしかなく、現在でも一定同じような状況が全国的にもあるのではないか。
- ・一般的に、「学生」のほうが、障害当事者の個別性や主体性にそった介護をしてくれる傾向にあると捉えている。プロ意識を強く持った人は、重度訪問介護が必要な利用者にとってはしんどい場合も多い。そのため、専門性としての知識やスキルはそれほど重要ではない。また、年齢が比較的高い人も、障害当事者の個別性や主体性といった観点においては難しい場合も多い。

- ・研修において習得する知識やスキルというよりも、「合う・合わない」が大切なので、そのため、コーディネーターが利用者の個別性や主体性に合わせていかに適切に調整できるかが重要である。
- ・医療ケアが必要な人であっても、学生が介護に入っている。喀痰吸引についても、知識よりも「慣れ」の問題ではないか。医療系は別だが、介護福祉士があるから安心できるかといえばそうでもない。

⑤ 重度訪問介護従業者としての障害等のある人への研修

- ・軽度知的障害のある人が重度訪問介護従業者研修を受けており、実際にできるかどうかについては、サービス提供者として働くことが可能な人もいる。ただ、ケース・バイ・ケースでの対応になる。明らかに介助ができない、例えば、重度脳性まひがある人が研修を受けたいといわれれば、聴講に問題はないが、本研修であれば断るのではないか。
- ・もうひとつは、外国人の方が重度訪問介護従業者研修を受けている。A県にある重症心身障害者の支援を行っている団体が、毎年、海外からのワーキングホリデー参加者として1年間受け入れている。重症心身障害のある人とのコミュニケーションにはあまり問題はないが、日本語を「読むこと」が難しいように思われる。
- ・修了試験をする場合、軽度知的障害者も外国人も両方とも難しい。ただ、外国人の場合は、介護自体は適切にできるのでその意味では問題はない。

⑥ 重度訪問介護従業者研修による「質」の向上

- ・研修における知識やスキルを増やしたり、研修時間数を増やしたりするよりも、実際に個別の利用者の介護に入り、ベテラン従業者から実地で教えてもらうことのほうが重要である。そのため、現在もベテラン従業者とともに介護に入ると補助ができる制度があるが、そちらを充実させるほうが効果的ではないか。
- ・A県では、重度訪問介護の利用者と事業所はかなりの数多い。ただ、従業者の「質」がことさら問題だとする話はあまり聞かない。もちろん質が高いほ

うがいいが、人数がいて、それぞれの利用者にマッチした従業者を選べるようにすること、そのコーディネートを適切に行うほうが大切ではないか。従業者個人の質にも限界がある。そのため、利用者の個性や主体性に合わせて選べることのできる、事業所または地域全体として「総体的な質」を高める必要があるのではないか。

- ・研修の時間数はこれ以上増やさないでほしい。行政が研修内容をチェックするというよりは、事業者どうして研修内容について情報交換するとよいのではないか。

⑦ 地域生活における介護人材の確保

- ・報酬を上げると地域生活における介護としての重度訪問介護従業者等が増えるのかということと必ずしもそうではなく、障害者とその地域生活が「ポジティブ」に受け止められていないといった問題があるのではないか。重度訪問介護に関わっていた学生も、卒業すると医療機関や入所施設に就職する人が多いのもそういった理由からではないか。
- ・現在は、障害者も地域で生活しているにもかかわらず、「地域の施設化」というか、物理的には地域に住んでいるが、地域との様々な「つながり」が希薄な生活をしているように思う。結果的に、地域で暮らしているにもかかわらず、入所施設と変わらない生活になっている。例えば、電車にも乗らない、雨の日は外にでない等、介護サービスが利用できるにもかかわらず「生活の幅」は広がっていない感じを受ける。

⑧ 盲ろう者向け通訳・介助員派遣との免除科目

A 県では、盲ろう者向け通訳・介助者養成研修の修了者は、同行援護従業者養成研修における一般課程の受講が免除されるのではないか（※この点については、「A 県同行援護従業者養成研修事業者指定要綱」を確認したところ、「4 課程の免除」ということで、「A 県盲ろう者向け通訳・介助者養成研修」を受講した者は、一般課程の受講を免除されることが記載されている）

(3) 株式会社 Q : 同行援護および行動援護従業者研修機関（所在地：B 県）

① 同行援護および行動援護従業者研修

- ・今年度、行動援護従業者研修は 4 回、それに加えて、社会福祉法人からの依頼でもう 1 回、その法人の会場で実施する予定である。それぞれ、14 名を定員としている。コロナ禍でなければ、例年 20 名で実施している。
- ・同行援護従業者研修については、例年 2~3 回実施している。ただし、8 名（最小実施人数）以下の場合、民間事業所として経営上実施できないため、今年度は 1 回の実施となっている。また、3 年くらい前までは、最小実施人数未満の 5~6 名でも実施していた。そういった意味では、ニーズはあるが、経営上実施できていない。
- ・自主会場で実施し、同行援護も行動援護も 25,000 円の受講料で実施している。
- ・コロナ禍においては、手間がかかったが、鉄道会社についてはスムーズに協力いただいている。スーパー、コンビニ、そしてバス会社は、感染予防の観点から、同行援護では話をしなければいけないため、お客さんの理解が難しい。そのため、受け入れてもらえない。
- ・視覚障害に詳しい民間団体から講師を派遣していただいている（助手の分は謝金はいらないとのことに対応している）。当該団体とカリキュラム内容についても話し合っ実施している。
- ・また、上記団体からの助言もあり、今後現場で働くことを考え、応用課程の一部を取り入れた学外実技演習（電車の乗降、切符購入、エスカレータ、トイレ等）を含めたかたちで一般課程を実施している。ただし、応用課程は実施していない。

② 同行援護従業者研修における課題

- ・一般課程の基本技能・応用技能のカリキュラムに、交通機関等での実技演習を入れてほしい。
- ・同行援護では「言葉によるコミュニケーション」が重要になるが、外国人の方やテキストを読むことができない障害のある方にとってはそれが難しい。初任者研修や実務者研修と同様に、修了の状態や従事できる業務を、例えば、A レベル、B レベル、C レベル等と認定できるようなくみにしてほしい。修了要件が規定されていないため、研

修を受ければ資格がとれるシステムになっている。そのため、修了要件を明確に規定していただきたい。

- ・同行援護における受講生の高齢化も挙げられる。階段を登る際も、手引き以前に本人が登ることが大変だった受講生もいた。講師から、本研修を修了しても交通機関を使う、または百貨店に行くといったことは控えていただきたいとの指摘があり受講生にもお伝えした。杖をついて受講に来られる方、スタッフからの身体的サポートを必要とする方もいる。
- ・同行援護は、「命」にかかる支援でもあるため、質の担保をしてほしい。人手不足という理由で、資格のハードルを下げ、介護の質の担保を疎かにしてはならない。そうでなければ、それは人手不足ということを「盾」にした資格制度の「退行」になっていないか。

(4) NPO法人R：重度訪問介護従業者養成研修事業所（所在地：C県）

- ・A県内で13名程度しか重度訪問介護を利用していない。また、長時間介護を担える事業所が少ないこともあり、このサービスが相談支援専門員ですら知らないといった状況がある。
- ・年4回（各定員6名）の計画をしており、現時点では、3ヶ月連続1名の受講生となっている。既存スタッフで実施しているので、また、会場も本事業所を使っているので経費はなんとかまかなえている。
- ・講師要件はC県から明確に示されていない。介護福祉士等の資格、あるいは業務経験があればよいと考えられ、わからない場合は問い合わせをすればC県で確認するとのことであった。そのため、本事業所のスタッフが講師を担当して実施することができている。
- ・受講料は25,000円である。啓発的な意味合いも含めて、本事業所採用者は15,000円、学生は10,000円としている。
- ・C県でも、昔は、障害のある当事者がサービスも含めて支援制度を自分たちでかたち作るという姿

勢があったが、そのような姿勢を持った当事者が減り、サービスを使う「お客さん」が増えてきたように思う。

- ・本事業所でも、精神障害のある介護従業者がいるが、その方については問題なくサービス提供を行なってくれている。また、軽度知的障害のある人であれば、伝えたことを一生懸命してくれたりするので、従事することは可能ではないか。昨今の人材不足の中、発達障害、精神障害、軽度知的障害のある人が福祉職として活躍してもらえるような機会があればよいと考えている。
- ・C県の助成のもとで、障害のある人の初任者研修を実施していたが、今年度からなくなった。軽度の障害のある人であれば、コミュニケーションがある程度できれば介護従業者としてその役割を担うことは可能ではないか。
- ・「何かをしたい」という想いを持って来てくれる人もいるが、「資格が必要である」ということがわかると辞めてしまう人もいる。また、人材不足のため、他の市からも派遣要請がある。専門性を重視しすぎるあまり、人材確保にブレーキがかかることがないようにとも思う。無資格でも介護業務に関わることができる「猶予期間」があればありがたい。
- ・重度訪問介護従業者研修（20時間：基礎課程・追加課程）における研修時間数については、減らす必要も増やす必要もなく「ちょうどよい」と思う。また、研修時間数をアップしても、結局、介護には利用者の方それぞれの個別性があり、その人のやり方があるので、現場に入りながらの経験が何よりも大切であると考えている。

(5) 社会福祉法人S：同行援護従業者養成研修事業所（所在地：C県）

① 本法人における研修の背景

本法人の創設者が視覚障害のある人であったこともあり、法人に歩行訓練士も複数名採用し、C県の視覚障害者協会とも協力し、以前から視覚障害者ガイドヘルパー研修も実施していた。それまでのノウ

ハウをもとに平成 24 年度から同行援護従業者養成研修を実施している。

② 同行援護従業者養成研修

- ・ 例年通り、1 回実施した。今年度は、C 県視覚障害者福祉協会から講師依頼があり、1 回講師派遣でも実施している。
- ・ 一般課程と応用課程をまとめて実施している。日程を続けて実施することが難しいとの意見もあったので、一般課程 3 日間、そして応用課程 2 日間と分けて行っている。
- ・ 今年度は 10 名で実施した。例年、10 名前後が受講している。十分に内容を理解してもらって支援現場に送り出すためには、20 名に対して 4~5 名の演習講師（1 人の演習講師に対して 4 名程度）が最適ではないか。
- ・ 受講料は 40,000 円。「高くないですか」と言われたこともある。それも有り、駐車代、昼食代、買い物体験代等も含めて自己負担を極力なくすようにしている。
- ・ 昔は「確認テスト」はしていたが、受講生のプレッシャーになるだけで、それよりもその時間を使って演習等の学びをしたほうがよいと思っている。
- ・ 本法人においては 4 名の歩行訓練士がいるが、受講生が多い場合は、他職員にも協力をお願いしている。視覚障害のある職員や社会福祉士等の資格を持つ職員もいるので、そのような職員に協力をお願いする一方で、県内の関係機関とのネットワークも活用して外部講師をお願いすることもある。

③ 盲重複障害者に関する理解への取り組み

- ・ 今後、同行援護従業者養成研修において、盲重複障害（主に視覚障害と知的・発達障害、視覚障害と聴覚障害）のある人およびその生活について啓発をしていくことも、本事業所の役割であると考えている。
- ・ 盲重複障害のある方には、予定や担当者等が変わると受け入れが難しかったり、また「手に触れられるのが嫌」といった等の障害特性を同行援護サービスにおいて留意する必要があるため、同行援護従業者養成研修においても、全国盲重複障害者

福祉施設研究協議会のテキストや映像等使い工夫をしながら、それらの点を伝えている。

④ C 県における同行援護サービスの課題

同行援護従業者の絶対数が少ない。「行きたい時に使えない」といった実態がある。また、車社会なので同行援護サービスを使うことが少ない。C 県の視覚障害者福祉協会と協力し、同行援護従業者の数を増やしていかなければならないと感じている。

⑤ 同行援護従業者研修における課題や意見等

- ・ 公共交通機関等の協力があるが、その実習場所をどこにするかは悩みどころである。
- ・ 演習はできないが、座学においてはオンラインを活用することで受講生の増加も見込める。そのようなニーズにもそった対応ができればよい。
- ・ 研修の背景にある考え方も 2~3 年でも変化するので、研修講師側も知識・スキルの学び直しが必要になる。例えば、「利用者主体」という考え方のもとに「介護者が動く」や「訓練ではなく介助」等といった考え方を伝えている。できれば、そういった学び直しが必要なものについては、テキストの改訂だけでなく、研修講師がそれらの知識・スキル、そして実施の仕方等を学べる研修の場が必要ではないか。
- ・ 多くもなく少なくもなく規定の時間数で実施している。規定の時間数が増えた場合はそれで対応するが、この時間で問題はない。研修受講時のヘルパー業務に支障が出ない等といったことを考えると、これがちょうどよい時間数なのかなとも思っている。
- ・ 他研修のように 50 数時間まで増えてくると受講生も大変だと思うが、現在の時間数が少々増えることがあっても、受講生が少なくなるということはないだろう。
- ・ 研修における時間配分としては、座学が多いように思われ、演習にあてる時間が増えるといいのではないか。

⑥ 盲ろう者向け通訳・介助員派遣との免除科目

盲ろう者向け通訳・介助員派遣との免除科目については、「障害・疾病の理解」が免除できるのではないかと考えている。

(6) 有限会社 T (所在地: D 県) : 同行援護および行動援護従業者養成研修事業所

① 行動援護従業者養成研修(強度行動障害支援者養成研修含む)

- ・ 行動援護従業者養成研修の受講生は減っているが強度行動障害支援者養成研修の受講生は増えている。後者については放課後等デイサービスに関連して受講する人が多いように思う。強度行動障害支援者養成研修と行動援護従業者養成研修の違いを説明することに苦労することが多い。
- ・ D 県は強度行動障害支援者養成研修と行動援護従業者養成研修の両方を実施している。そのため他県から来る受講生もいる。
- ・ 強度行動障害支援者養成研修は事業所からの派遣で来る人が多いが、行動援護や同行援護従業者養成研修は個人で受講する人が多い。
- ・ 隣県に国立の施設があるので、行動援護等では講師になれる層が一定おり、研修講師を依頼しやすいのではないかと。
- ・ 基礎研修と実践研修については、「基礎研修だけ」の受講生と「基礎研修と実践研修をセットで」とる受講生は半々くらいである。

② 同行援護従業者養成研修

- ・ ガイドヘルパー研修の時のほうが、より多くの人を受講していた。おそらく、名称がわかりやすく理解しやすかったのだろう。「同行援護」という名称がわかりにくいことも受講生が増えない理由の一つにあるのではないかと。
- ・ 同行援護については、そのような仕事があることすら知らない人が多い。
- ・ 事業所からは、同行援護が障害のある人に周知されてない(障害のある当事者が知らない)という声をよく聞くので、そのために一般に認知が低いこともあるのではないかと。
- ・ 高齢者福祉施設でもニーズがあると思うが、まだ知らない状況はあるのだろう。
- ・ 高齢者分野の支援者等が、同行援護の存在も含めた視覚障害者への支援について知る機会があまりないといった状況もあるのではないかと。

- ・ D 県では、一般に本研修の広告を出して募集しているのは、有限会社 T だけではないかと。研修機関にとってのメリットがあまりないように思われている。
- ・ 講師集めについては、社会福祉士や精神保健福祉士等の短期養成課程および研修受講生にお願いしてとくに問題は感じていない。
- ・ 「習得度のチェック」はしているが、「修了試験」というかたちでは実施していない。
- ・ 一般課程と応用課程をセットで受講する人が多い。受講料もセット価格で単体よりも安く提供している。ただ、事業所から派遣されて受講する人は一般課程のみの人が多い。

③ 有限会社 T の研修における障害のある受講生

- ・ 行動援護や同行援護従業者養成研修も含めた本学の研修で、時々聴覚障害のある人の受講がある。以前は、その人が手話通訳者を手配してくいたが、現在は本学で手配しなければいけないので、その負担は大きい。
- ・ 盲導犬を連れた視覚障害のある人が研修を受けていたことがある。ただ、その後、業務として従事しているかどうかはわからない。
- ・ 現在も、介護者実務者研修でも脳性麻痺のある人が受講している。
- ・ 障害のある受講生の受け入れは当然であるが、とくに精神障害のある人が受講されている場合、他の受講生からのクレームが出ることもある。

④ 3 養成研修共通

- ・ 同行援護、行動援護を含めて、高齢の受講生が全ての講座で多い。クラスの半分以上が 60 歳以上という講座も多い。
- ・ 研修日程としては 3 日が目一杯で、4 日になると対応が難しいとの意見を事業所から多くもらう。
- ・ 通常授業後の補講等の可能性もあるため、D 県が指定する既定時間数を超えては実施していない。
- ・ 当事者団体の人は否定的かもしれないが、一般に知られていない障害福祉分野の資格としては、まずはその分野に入ってもらおうという観点から、免除科目や時間数といった点ではハードルが低いほうがよいと思う。時間数の少なかったガイドヘル

パーの時は大学生が多かったが、現在はかなり減っている。

- ・研修全般的に、技術だけであれば事業所でもトレーニングできるが、サービスの根拠や趣旨等のそれ以外の点について教えてもらえるのが研修に派遣する意義であるとの意見も事業所からある。

(7) NPO法人U（所在地：D県）：重度訪問介護従業者養成研修事業所

① NPO法人Uの特徴

- ・CIL（自立生活センター）のように障害のある当事者が主体ということではなく、障害者および支援者がともに主体として取り組む事業所として運営している。
- ・「消費者」や「利用者」という受け身なかたちではなく、障害のある当事者が自分たちの生活等を介助者に伝え、教えることによって、本法人をもとに作っていくという姿勢を目指している。
- ・基本的には、介助者と障害のある人の当事者間で話し合っ、障害のある人の生活を作りあげてもらうことをサポートしている。
- ・1日24時間、同じ介助者が障害のある人を担当する。つまり、朝9時から翌朝9時まで担当することになる。
- ・介護従業者としては、以前は20代がもともと多かったが、現在は20代と30代、40代と50代で半々くらいとなり、年齢層は高くなったと感じている。
- ・介護人材が集まらない。色々な媒体を使って募集してもなかなか集まらない。

② 重度訪問介護従業者養成研修

- ・歴史のある他団体の活動等もあり、D県としても、本法人が所在する市としても本事業について理解があり、他地域と比しても事業運営がしやすいように思う。
- ・「ご意見番」でもある障害のある人らは、資格制度に肯定的ではなかった。そこでは、「資格はないと介助ができないというのはよくない」と語っていた。そのため、開始当初は事業所内でも重度訪問介護従業者養成研修を自前で実施するかどう

かについて大激論があった。結果的に、本法人を守るために独自で研修を実施するが、資格制度の問題性を提起するスピリットは持ち続けるという姿勢で運営している。

- ・資格制度が持つ問題性を踏まえ、現在、特別加算や処遇改善等とはっていない。個人の生活について他者がカンファレンスや記録を残すのは、「ノーマルな生活」ではないと考えている。
- ・基本的には法人向け、あるいは関係のある法人からの派遣された受講生のみを受け入れている。
- ・丁寧な介助というより、まずは「ひと」として関わってほしいと思っている。最も大切なところは、例えば、「障害のある当事者と一緒に飲みに行けるか」といった点だと思っている。
- ・「やらなければいけない研修内容」は適切に実施しているが、養成研修で獲得する技術的な「質」にはそれほどこだわっていない。
- ・ただし、毎月実施している全体介助者研修等、法定の資格研修以外での「質」の担保は行っている。
- ・実施回数としては、毎月1回を申請しているが、2021年度は12回申請中7回の実施となっている。
- ・1回8名の定員だが、平均2、3名の受講生数で、昨年度は20名弱の修了生がいる。
- ・受講料は、喀痰第3号研修込みで40,000円、重度訪問介護であれば20,000円としている。一定期間働いてくれると減額している。
- ・修了試験等はしていないが、内容理解も踏まえた「感想文」は書いてもらっている。それにより、理解が著しく難しいと感じる場合は補講等をしている。
- ・研修時間は規定通りだが、「重度の肢体不自由者の地域生活等に関する講義」においてこれまでの障害者の地域生活の歴史を話したり、「医療的ケアを必要とする重度訪問介護利用者の障害および支援に関する講義」で、喀痰吸引の概要を加えて説明している。
- ・だいたい3、4回の24時間にわたる「お試し介助」を体験してもらい、そこで実践的なことを伝えている。「お試し介助」前には2時間程度の研修を別途実施している。他の重度訪問介護事業所

も同じだと思うが、一人で任せられないのに現場に出すことはない。そのため、現在の重度訪問介護従業者養成研修の枠組みについては、軽減されるほうがよいとも言えるが、時間数を含めてこのままでよい。

- ・ただ、重度訪問介護の専門性、さらにいうと、「その人」に特化した専門性が存在すると思うので、そういった意味での専門性は必要であると考えている。

③ 障害等のある介護従業者

- ・最近、軽度知的障害や ADHD といった知的・発達障害のある人が介護従業者として来る場合がある。もちろん、障害の有無に関係なく、当該業務ができればよいが、それが難しい場合は他の仕事もあるのではないかとの話はさせてもらっている。
- ・「同性介助」が基本なので、LGBT 等の障害者や介助者もいるため、どのように対応すればいいのか個別に検討し、その際は利用者の意向も聞いて調整している。

(8) 社会福祉法人 V : 同行援護従業者養成研修事業所 (所在地 : E 県)

- ・募集しても、2, 3 人しか来なくなった。そのため、3 年前から実施していない。そういった意味では、ニーズは満たされているのかもしれない。
- ・E 県は広いので、3 日間研修となると泊まりがけでの受講が必要なところもあり大変だったかもしれない。
- ・講師要件では、保健師や臨床心理士を探すのが大変だった。法人内で確保できなかつたり、確保できても 1 名であればその人ばかりにお願いすることになってしまった。
- ・E 県の視覚障害者当事者団体が、必要な講師については調整してくれたので、サポートを受けながら実施することができた。
- ・当該団体が研修の範囲を広げて実施していることもあり、現在は、E 県北部では、専門性の高い団体をお願いして、社会福祉法人 V としては実施していない。

(9) 社会福祉法人 W : 同行援護従業者研修事業所 (所在地 : E 県)

- ・同行援護従業者の質について意見等をもらったことがなく、利用者からの苦情もない。
- ・研修修了者数については、県内の全事業所に定員 20 名で募集しているが、20 名を超えて申し込みはない。平均すると、年間 20 名定員に対して、一般は 14 名、応用 12 名程度であるので、募集定員や養成人数は適当と思われる。
- ・一般課程 18,000 円、応用課程 15,000 円受講料(テキスト・資料代、保険代等別)である。
- ・臨床心理士等の講師の確保が難しくなるのではないかと考えている。

D. 考察

ここでは、「C. 研究結果」を踏まえ、1) 同行援護従業者養成研修に必要な技術的要件の枠組み、2) 重度訪問介護従業者研修のスキームの違い、3) 従業者養成研修後のフォローアップ等の必要性、4) 免除科目の設定による「質」と「量」の両立の 4 点に絞って考察したい。

1) 同行援護従業者養成研修に必要な技術的要件の枠組み

(1) 公共交通機関の利用に関するスキルの習得

同行援護においては、少なくとも、バスや鉄道といった公共交通機関の利用についての演習部分を、応用課程ではなく一般課程に入れることが求められる。

この点は、C. 研究結果-1)-②でも示したように、山口(2012)、社会福祉法人日本盲人会連合(2015)、あるいは社会福祉法人りべるたす(2018)等でも指摘されている。また、ヒアリング調査においても、「講義の部分を減らして、公共交通機関の利用を含めた実技部分を一般課程に入れることがあってもいいのではないか」(株式会社 O)や「一般課程の基本技能・応用技能のカリキュラムに、交通機関等での実技演習を入れてほしい」(株式会社 Q)といった意見があった。また、株式会社 Q では、すでに「今後現場で働くことを考え、応用課程の一部を取り入れた学外実技演習(電車の乗降、切符購入、エスカ

レータ、トイレ等)を含めたかたちで一般課程で実施している」とのことであった。

また、ヒアリング調査を行った他の4つの同行援護従業者養成研修事業所から同様なコメントはなかったが、それは、一般課程と応用課程をセットで実施しているところがほとんどであるため、そのようなコメントはなかったと推察できる。もし一般課程のみを実施することになれば、これらの事業所も同様な課題を指摘することになるのではないだろうか。

これらの公共交通機関を利用した実習は、重度訪問介護従業者研修においても、最もベーシックな基礎課程に含まれることが想定されている。そのため、今回ヒアリングを実施した3つの重度訪問介護従業者研修事業所は、公共交通機関を利用した実地演習を基礎課程における実習に含んでいた。そのため、公共交通機関を利用した演習については、同行援護従業者研修においても一般課程における実施が適切であるといえるだろう。

(2) 多様な従業者および利用者への対応

今後、ノーマライゼーションやソーシャル・インクルージョンといった考えのもと、障害を含めた多様な特性を持った従業者および利用者への対応が求められる。

今回のヒアリング調査でも、NPO法人PやNPO法人Rによる重度訪問介護従業者研修においては、軽度知的障害のある人、外国から来た人、精神障害のある人が受講していた。また、有限会社Tによる行動援護や同行援護従業者研修では、精神障害のある人、聴覚障害のある人、盲導犬ユーザーが受講していた。加えて、NPO法人Uによる重度訪問介護従業者研修では、LGBT等のある受講生もいた。そして、すでにC. 研究結果-1)-④で示したように、同行援護従業者における高齢化も課題の一つであろう。今回のヒアリングでも、「階段を登る際も、手引き以前に本人が登ることが大変だった受講生もいた。杖について受講に来られる方、スタッフからの身体的サポートを必要とする方もいる」(株式会社Q)といった意見が聞かれた。

また、利用者としても、重度訪問介護従業者養成研修事業所であるNPO法人Uでは、LGBT等である障害のある人への支援について、「同性介助」という視点で丁寧な対応が必要であったとしている。また、ヒアリング調査を行った社会福祉法人Sが、現在取り組んでいる盲重複障害(主に視覚障害と知的・発達障害、視覚障害と聴覚障害)のある人への支援についても、ノーマライゼーションやソーシャル・インクルージョンといった観点から、施設ではなく地域で生活する障害のある人が増えることで、今後さらにニーズが高まると考えられる。加えて、同行援護の利用者の高齢化については、『視覚障害者の同行援護事業に関する実態把握と課題における調査研究事業報告書』(社会福祉法人日本盲人会連合2014)でも、実施した調査を踏まえ、「高齢期の視覚障害の理解に加え、聴力の低下、身体機能の低下、疾病の理解、意欲や意識の変化の理解など、幅広い知識や対応力が求められる」と提言している。

このような状況を踏まえ、多様な特性を持つ利用者への対応は、今後さらに求められるだろう。そのため、このようなトピックについても同行援護従業者研修カリキュラムにおいて検討する必要があるだろう。

(3) 研修時間数

今回のヒアリング調査では、研修の「質」と輩出する人材の「量」に関する議論があった。NPO法人P等は、従業者養成研修のカリキュラム内容とそれに伴った時間数は一定必要であるものの、介護人材不足に悩む状況を考えると、人材確保のためのハードルはできれば低いほうが良いとの意見であった。一方で、「同行援護は『命』にかかる支援であるため、質の担保をしっかりとしてほしい。人手不足という理由で資格のハードルを下げ、介護の質の担保を疎かにしてはならぬ」と、それは資格制度の「退行」になってしまうという意見(株式会社Q)もあった。

今回のヒアリングでは、前者の意見については、主に、重度訪問介護従業者研修事業所からのものであり、後者は主に、同行援護および行動援護従業者養成研修事業所からのものであった。

ただ、この「質」と「量」の議論については、障害福祉サービス全般において議論されるものであり簡単に結論が出るものでもない。また、障害種別の違い、求められる専門性の違い、あるいは関係者の立場の違い等によって議論の方向性が異なる可能性がある。そのため、この点については、具体的な事業の状況、そして研修内容の精査をもとになされるべきであろう。

同行援護については、厚生労働省平成 30 年度障害者総合福祉推進事業『同行援護従業者養成研修及び盲ろう者向け通訳・介助員養成研修のあり方に関する調査研究事業報告書』（社会福祉法人りべりたす 2018）では、実施した調査および過去の調査結果から、研修時間数はあまり増やしたくない自治体及び事業者の声がある一方、当事者としては更なる従業者の質の向上を望む声もあると指摘している。事実、同行援護においては、これまでも何度となく従業者の質の問題が指摘されている。例えば、厚生労働省平成 26 年度障害者総合福祉推進事業『視覚障害者の移動支援の在り方に関する実態調査』（社会福祉法人日本盲人会連合 2015）でも、従業者の質の問題として、守秘義務が守られない、道を知らない、モラルが低い等の問題が挙げられている。

そのような観点から、同行援護では、従業者の質の向上は何らかのかたちで取り込まれるべき重要な課題であり、研修における時間数増についても一定許容されると考えられる。ただ、従業者の質の向上に向けたカリキュラムの時間数増については、厚生労働省平成 29 年度障害者総合福祉推進事業『盲ろう者の移動支援に係る研修課程の効率的な実施に関する研究報告書』（社会福祉法人りべりたす 2019 : 57）でもあるように、「新規の同行援護従業者が減少している昨今、資格取得のための研修時間を大幅に延長することが更なる同行援護従業者の減少につながる可能性もある。新規の同行援護事業者の減少は、同行援護事業所自体の減少につながる恐れがあり、結果として同行援護を求める利用者に同行援護を提供できなくなる懸念がある」との指摘もある。そのため、質の向上と人材確保の両面から見た時間数の検討が必要であろう。

そのような点を踏まえ、厚生労働省平成 30 年度障害者総合福祉推進事業『同行援護従業者養成研修及び盲ろう者向け通訳・介助員養成研修のあり方に関する調査研究事業報告書』（社会福祉法人りべりたす 2019 : 57）では、制度創設当初は人材を確保するためハードルを低く設定し、人材を確保しながら徐々に質を確保していくという他分野でも採用されるスキームの中で、一般課程に「公共交通機関の演習」等を盛り込み 32 時間程度の研修の組み立てをするとともに、応用課程を 6 時間減らし、全体としては 6 時間程度の増に抑える提案をしている。

この提案をもとに、かつ研修の「質」と人材確保の両方の観点を踏まえ、同行援護従業者養成研修のカリキュラムを検討する必要があるといえるだろう。

2) 重度訪問介護従業者研修のスキームの違い

ヒアリング調査の結果を踏まえ、同行援護および行動援護従業者研修機関と比較して、支援サービスの「質」の捉え方が異なる重度訪問介護従業者研修の特徴とその背景事情について少し述べておきたい。

(1) 制約の少ない従業者研修カリキュラム

重度訪問介護従業者研修機関である NPO 法人 P、NPO 法人 R および NPO 法人 U へのヒアリングからは、従業者研修の内容については「ゆるやかな」に規定し、またその時間数については「少ない」ほうが望ましいとする見解が共通している。

それは、重度訪問介護利用者とその生活の「個別性」や「主体性」を考慮した場合に、どのような内容および時間数を設定した場合であっても「標準化された研修」では限界がある。この点は、NPO 法人 R も「介護には利用者の方それぞれの個別性があり、その人のやり方があるので、現場に入りながらの経験が何よりも大切である」とのコメントからもわかる。結局のところ、実際の介護現場においてでしか個別化された A さんあるいは B さんの介護技術等の習得はできないとの考え方に立っている。

また、重度訪問介護では、利用する障害者が、介護サービスを利用する「消費者」という立場だけではなく、それとともに作り出す「提供者」の役割も担っている（または、そのように想定されている）

と捉えられている。このことは、「重度訪問介護においては、『障害当事者がヘルパーを育てる』ということが基本原則であるように思う」(NPO 法人 P) や「『消費者』や『利用者』という受け身な人たちではなく、障害のある当事者が自分たちの生活等を介助者に伝え、教えることによって本法人をともに作っていく」(NPO 法人 U) といった言葉からもわかる。そのため、従業者研修において習得した基本的な知識やスキル等をもとに、A さんあるいは B さんの「個別性」や「主体性」に基づいて、実際の介護現場で知識やスキル等を完成させる。その取り組みには、当然に、A さんや B さんの参加が必要とされ、そのプロセスに重きを置いているともいえる。

(2) 自立生活の実現と維持を目指した制度

これらの独特な考え方は、重度訪問介護というサービスの成り立ちに関係している。重度訪問介護は、長い障害者運動の歴史の中で生まれ発展してきた介護保障制度であり、そこでは、障害のある当事者等によって、自立生活の実現、在宅介護の制度化、当事者主体の思想等が生み出されてきた(深田 2013)。もともと介護の制度化がなされた際も、資格制度の導入にはかなり議論があったとされる。この点はヒアリングでも言及されている。資格化した場合、財源の確保等のメリットと同時に、障害のある当事者の個別性や主体性が削がれてしまうのではないかという懸念であった。そういった懸念が、現在の介護現場においても存在していることが背景にあると考えられる。

その背景には、もちろん、報酬単価の低さと従業者不足もあると推察する。その状況は、地方ではさらに深刻であるようだ。重度訪問介護従業者の報酬単価の低さと従業者不足等については、岡田ら(2020)、岩垣ら(2020) および山口ら(2020) などでも指摘されている。そのような状況の中で、重度訪問介護等がなければ地域での生活が維持できない、つまりそれらが不可欠な障害者および重度訪問介護事業所にとって、介護従業者はなんとしても確保しなければならない。そのため、人材確保のために資格取得へのハードルを下げるのが求められるのであろう。そのため、重度訪問介護においては、「無資格者を

ヘルパーに育てる」といった言葉がよく使われる(大野 2020 : 495)。

(3) 一定の質を担保するための研修の必要性

一方で、今回のヒアリング調査でも、質の担保について言及されている。重度訪問介護制度の長い歴史においても、資格制度が構築される中で、「それまで団体によってバラバラであった従業者の『質』が一定担保できるようになった」(NPO 法人 P) との指摘もあった。また、制約の少ない従業者研修であっても、例えば、「毎月実施している全体介助者研修等、法定の資格研修以外での『質』の担保は行っている」(NPO 法人 U) というように、従業者養成研修後の実地研修も含めた継続した研修の必要性は認め、そして実施している。

また、今回のヒアリング調査では、重度訪問介護従業者研修の時間数についても聞いたが、他の都道府県よりも時間数の多い A 県にある研修事業所も含めて 3 事業所ともに時間数増(20 時間~30 時間を超える時間数)には難色を示したが、現在の時間数については「適切である」との回答であった。そこでは一定の「質」の担保に肯定的な姿勢が見られるといえるだろう。

また、重度訪問介護従業者側のリスクも指摘される。例えば、岩垣・扇原(2020)は、介護保険のヘルパーと比較し、24 時間介護である重度訪問介護は拘束時間が長いことや深夜の時間帯の対応も求められており、そのためもあり、感染症のリスクや腰痛のリスクがあると指摘する。このような従業者側の観点からも従業者研修における内容および時間数による質の担保は一定必要であるといえるだろう。

このように考えると、今回のヒアリング調査では、重度訪問介護従業者養成研修の内容や時間数の増加には否定的な意見が多かったが、それは必ずしも支援サービスの「質」を否定した議論とはいえず、反対に、一定の質の担保には肯定的であることが垣間見ることができる結果であったといえる。また、従業者側が被るリスクの観点からも、研修による一定の質の担保は必要であるといえるだろう。

3) 従業者養成研修後のフォローアップ等の必要性

従業者養成研修の重要性はもとより、その後のフォローアップ研修の必要性も指摘される。行動援護従業者養成研修に関連して、松上（2019：165）は、「強度行動障害支援者養成研修（行動援護と同じカリキュラム内容で実施されている研修）を受講しても、どのように実践したらよいのか分からない」といった問題があるのではないかと指摘する。そのため、強度行動障害支援者養成研修修了後の継続研修のあり方として、特に事業所へのコンサルテーションや事業所内のスーパービジョンを通して組織的な育成を行う必要がある、その中心的役割を担うスーパーバイザーの養成が必要であるとしている。また、それに伴う強度行動障害支援者養成研修受講修了者を対象とした継続的な現任研修も必要であると提言している。また、牛谷ら（2020）も、すでに自治体、事業所等独自で取り組んでいるところもあるが、研修を受講した人たちへのフォローアップや事業所へのスーパーバイズなど、現場に寄り添った重層的な仕組みの構築が必要であると指摘している。

重度訪問介護においても、ヒアリング調査において、「従業者養成研修は支援の『入り口』であり、一定の知識とスキルを広く学び、個別性を持つ支援については実際に現場において学ぶことができるのではないのか」（株式会社 O）や「毎月実施している全体介助者研修等、法定の資格研修以外の『質』の担保は行っている」（NPO 法人 U）といったコメントからもわかるように、また、「2）重度訪問介護従業者研修のスキームの違い」でも述べたように、利用者の「個別性」と「主体性」を重視し、そして、「無資格者をヘルパーに育てる」という姿勢のもとでは、従業者研修後の継続した研修等が重度訪問介護においては極めて重要であることがわかる。

同行援護従業者養成研修についても、修了後長い期間業務に携わらなかった従業者等に対する継続的な研修の必要性を指摘している研修事業所もあった。この点については、社会福祉法人日本盲人会連合（2015）の調査でも、地域によっては、研修を修了しても実際に従業者として業務に就いている人は多くない点が指摘されている。また、厚生労働省平成

30年度障害者総合福祉推進事業『同行援護従業者養成研修及び盲ろう者向け通訳・介助員養成研修のあり方に関する調査研究事業報告書』（社会福祉法人りべるたす 2019）においても、OJT研修やフォローアップ研修の低い実施状況を踏まえ、一度の研修のみで従業者として安心・安全なサポートができることは難しく、常に研鑽を重ねていくことが求められるため、継続的な研修体制がとれるように様々な対応が必要であるとしている。

これらの点も踏まえ、今後は従業者研修の実施とともに、同行援護サービスの質の担保を踏まえた継続した研修の取り組みについても検討する必要があるだろう。

4）免除科目の設定による「質」と「量」の両立

「1-（3）研修時間数」でも言及したが、研修の「質」と人材の「量」に関する議論は、障害福祉サービス全般において議論されるものであり、また、障害の違い、求められる専門性の違い、あるいは関係者の立場の違い等によって議論の方向性が異なる可能性があり、容易に結論が出るものではない。

そこで、その「質」と「量」のバランスをとるために有効活用できる仕組みが、免除科目の設定であろう。つまり、同行援護従業者養成研修の内容および時間数については、しっかりと質を担保したものとし、一方で、免除科目を設定し、その門戸を広げておく。そのような対応をすることによって、研修の「質」と人材確保の「量」のより適切なバランスを保つことができるのではないだろうか。他の障害者に対する支援制度における従業者養成では、C．研究結果-2)-1-(2)においても説明したように、同行援護に加えて、重度訪問介護および行動援護従業者養成研修の修了者が、主に、障害者居宅介護基礎研修課程を受講する場合、一定の講義内容を免除する規定がある。また、自治体においても、例えば、A 県では、「A 県盲ろう者向け通訳・介助者養成研修」修了者は、同行援護従業者養成研修の一般課程の受講を免除する規定になっている。

このように考えると、同行援護従業者養成研修において、他の研修等、とくに科目の重なりが比較的

多いと考えられる盲ろう者向け通訳・介助員養成研修との間における免除科目の設定は、介護人材確保に課題のある現状も考慮に入れると、研修の「質」を保ちつつも、より広い人材確保のための方略として機能すると考えられる。この点については、厚生労働省平成30年度障害者総合福祉推進事業『同行援護従業者養成研修及び盲ろう者向け通訳・介助員養成研修のあり方に関する調査研究事業報告書』（社会福祉法人りべるたす 2019：55）でも、盲ろう者向け通訳・介助員養成研修との関係において、「基本的なスタンスとしては、双方の人材確保が必要であるため、最初のハードルは低くして、ある程度の柔軟性をもつ必要がある」と提案している。

これらの点も踏まえ、同行援護の「質」と「量」の両方に目配せをした免除科目の設定を検討する必要があるだろう。

E. 結論

1) 公共交通機関の利用に関する演習の一般課程への移行

同行援護従業者研修における公共交通機関を利用した演習については、応用課程ではなく一般課程に組み入れることを検討する必要がある。

2) 重複障害のある利用者に関する理解の促進

同行援護従業者養成研修において、多様な支援者および利用者、とくに重複障害のある利用者の理解あるいは支援について組み入れることを検討する必要がある。

3) 支援の質と人材確保を両立した研修時間の検討

同行援護従業者養成研修の時間数について、従業者による支援の質と人材確保との両方の観点から、カリキュラム変更に伴った適切な時間数増を検討する必要がある。

4) 研修後のフォローアップ等の検討

同行援護従業者養成研修後のフォローアップやスーパービジョンなど重層的な仕組みの構築について検討する必要がある。

5) 免除科目についての検討

同行援護従業者研修では、当研修の質を保ちつつも人材確保の観点を踏まえ、他研修等、とくに、盲

ろう者向け通訳・介助員養成研修との間における免除科目の設定について検討する必要がある。

F. 健康的危険情報 特になし

G. 研究発表 なし

H. 知的財産権に出願・登録状況 なし

文献

- 深田耕一郎（2013）『福祉と贈与』生活書院。
- 岩垣穂大・扇原淳（2020）「重度訪問介護におけるヘルパーの安全・健康管理に関する研究」『日本重症心身障害学会誌』45(3), 349-358.
- 岩井和彦（2011）「『同行援護』と情報支援」『視覚障害リハビリテーション』(74)5, 5-16.
- 株式会社ピュアスピリッツ（2014）『厚生労働省平成25年度障害者総合福祉推進事業「同行援護に関する実態把握と課題について」調査・結果報告書』株式会社ピュアスピリッツ。
- 松上利男（2019）「障害福祉分野における人材養成の在り方について」『発達障害研究』41(2), 62-67.
- 丸本武（2012）「『同行援護』と『移動支援』について」『視覚障害リハビリテーション』(76), 23-38.
- 村上琢磨・関田巖他（2012）「ガイドの受け方を学ぶ必要のないガイド」『視覚障害リハビリテーション研究発表大会プログラム・抄録集』21, 98.
- 岡田裕樹・日詰正文・古屋和彦（2020）「重度訪問介護の訪問先拡大に関する支援、利用状況等についての実態調査」『国立のぞみの園紀要』12, 17-22.
- 大野直之（2020）「在宅療養を叶える方法として」『訪問看護と介護』25(6), 494-498.
- 社会福祉法人日本盲人会連合（2014）『視覚障害者の同行援護事業に関する実態把握と課題における調査研究事業報告書』社会福祉法人日本盲人会連合。
- 社会福祉法人日本盲人連合会（2015）『厚生労働省平成26年度障害者総合福祉推進事業・視覚障害

- 者の移動支援の在り方に関する実態調査報告書』社会福祉法人日本盲人連合会.
- 社会福祉法人日本盲人連合会 (2019) 『厚生労働省平成 30 年度障害者総合福祉推進事業・視覚障害者への代筆・代読支援に関する調査研究報告書(概要版)』社会福祉法人日本盲人連合会.
- 社会福祉法人りべるたす (2018) 『厚生労働省平成 29 年度障害者総合福祉推進事業・盲ろう者の移動支援に係る研修課程の効率的な実施に関する研究報告書』社会福祉法人りべるたす.
- 社会福祉法人りべるたす (2019) 『厚生労働省平成 30 年度障害者総合福祉推進事業・同行援護従業者養成研修及び盲ろう者向け通訳・介助員養成研修のあり方に関する調査研究事業報告書』社会福祉法人りべるたす.
- 筒井澄栄・大冢賀政昭・廣瀬圭子 (2017) 「障害福祉サービス事業所の徒歩 1 時間圏内人口カバー率に関する研究」『福祉のまちづくり研究』19 (3), 1-8.
- 牛谷正人・肥後祥治・福島龍三郎 (2020) 「あとがきにかえて」牛谷正人・肥後祥治・福島龍三郎編『強度行動障害のある人の「暮らし」を支える：強度行動障害支援者養成研修〔基礎研修・実践研修〕テキスト』中央法規出版, 338-339.
- 山口和彦 (2012) 「同行援護、その光と影」『視覚障害』(284), 37-49.
- 山口和彦 (2019) 「ガイドの慢性的な不足と利用者・ガイドの高齢化」『視覚障害』(376), 41-45.
- 山口美久・原田清美 (2020) 「重度訪問介護支給時間数の地域差に関する考察」『難病と在宅ケア』26(8), 57-60.

厚生労働行政推進調査事業費補助金（障害者政策総合研究事業）

分担研究報告書

同行援護従業者養成研修カリキュラムの検証および免除科目案の作成（視覚障害分野）

研究分担者 中野 泰志 慶應義塾大学

研究要旨

本研究の目的は、同行援護従業者養成研修カリキュラムの課題を解決するための新カリキュラム案の提案および盲ろう者向け通訳・介助員の同行援護従業者養成研修受講時の免除科目設定のための基礎資料を得ることであった。先行研究等の分析、視覚障害当事者団体や同行援護事業所等連絡会等へのヒアリングや実態調査等に基づき、一般課程（28時間）と応用課程（6時間）の同行援護従業者養成研修新カリキュラム案を作成した。また、同行援護事業所等連絡会等へのヒアリングに基づき、新カリキュラム案における盲ろう者向け通訳・介助員の免除科目案（9時間）を作成した。

A. 研究目的

同行援護事業は、障害者総合支援法第5条4に「視覚障害により、移動に著しい困難を有する障害者等につき、外出時において、当該障害者等に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護その他の厚生労働省令で定める便宜を供与することをいう」と規定されたことから始まった障害福祉サービスである（坂本, 2011a；坂本, 2011b；岡野, 2014）。

現行の同行援護従業者養成カリキュラムでは、一般課程（20時間）と応用課程（12時間）に分かれて研修内容（誘導技術、理論等）が設定されている。しかし、一般課程のみの受講でサービスを提供することは、質の点から不十分ではないとの意見があり同行援護従業者の質の向上が求められている。また、盲ろう者向け通訳・介助員養成研修との一定の互換性を図ることで研修の効率化が図られるのではないかという意見もある。

本研究では、先行研究等を学術的観点で分析した上で、同行援護従業者養成研修の新カリキュラム案および盲ろう者向け通訳・介助員が同行援護従業者

資格を取得するにあたっての免除科目案を作成することを目的とした。

B. 研究方法

同行援護従業者養成カリキュラムについて分析するためには、同行援護事業の理念・趣旨・課題を、歴史的な経緯を含めて把握した上で、現在、同行援護事業を利用している視覚障害当事者や同行援護従業者養成研修を実施している団体等への調査を行う必要があると考えられる。そこで、本研究では、文献研究と視覚障害当事者団体へのヒアリングを通して、同行援護事業の理念・趣旨・課題を歴史的な経緯を含めて調査した。また、現行のカリキュラムの問題点を明確にするために、視覚障害当事者団体、及び、サービスを提供している同行援護事業所等連絡会（サービス提供者）へのヒアリングを実施し、新カリキュラム案を提案した。さらに、視覚障害当事者団体、及び、サービスを提供している同行援護事業所等連絡会にヒアリングを行い、盲ろう者向け通訳・介助員の免除科目案を作成した。以下、各調査の方法を記した。

1) 同行援護事業の理念・趣旨・課題に関する文献研究と視覚障害当事者団体へのヒアリング調査

同行援護事業は、障害者団体や関係者からの要望に基づいて制度化されたという歴史的経緯がある

(同行援護従業者養成研修テキスト編集委員会, 2021)。そのため、制度が成立する前後で提出された要望を精査しなければ、同行援護事業の理念や趣旨を正確に理解することが出来ない。そこで、同行援護事業に関する文献調査と制度の成立に密接にかかわったと考えられる視覚障害当事者団体の関係者にヒアリング調査を行った。

文献調査では、同行援護事業が成立する前後に公表された視覚障害者の福祉に関する学会発表、研究会誌、情報誌、報告書、ホームページ等を対象にした。

視覚障害当事者団体の関係者にヒアリング調査は、社会福祉法人日本視覚障害者団体連合の組織部及び同行援護事業所等連絡会に対して実施した。ヒアリング調査は、オンライン会議システムもしくは電話にて実施した。ヒアリングでは、同行援護事業が成立するまでの運動の経緯、目指していた理念・趣旨、そして、実施後の課題等について質問した。

2) 視覚障害当事者団体及びサービス提供者へのヒアリング調査に基づく新カリキュラム案の作成

同行援護事業が実施されて以降、同事業の成果と課題について評価研究が実施されてきた(山口, 2012; 株式会社ピュアスピリッツ, 2014; 社会福祉法人日本盲人会連合, 2014 など)。しかし、現行のカリキュラムの問題点を明確にするためには、視覚障害当事者団体、及び、サービスを提供している同行援護事業所等連絡会(サービス提供者)へのヒアリングが必要不可欠である。そこで、社会福祉法人日本視覚障害者団体連合の組織部及び同行援護事業所等連絡会に対してヒアリング調査を実施した。また、現行カリキュラムの課題を解決するために必要な条件についてもヒアリングを行った。さらに、同行援護事業所等連絡会のメンバーとグループ討議を行い、新カリキュラム案を作成した。

3) 視覚障害当事者団体及びサービス提供者へのヒアリング調査に基づく盲ろう者向け通訳・介助

員が同行援護従業者資格を取得するにあたっての免除科目案の作成

盲ろう者は、聴覚障害のある視覚障害者ではなく、独自の障害であると言われているが、盲ろう者向け通訳・介助員の養成プログラムの中で、視覚障害に関する研修も実施されている。そのため、盲ろう者向け通訳・介助員から、同行援護従業者資格を取得するにあたって科目免除を希望する意見が出されている。科目免除を検討するためには、単に研修に用いられているテキストの内容を比較するだけでなく、科目を通して獲得を目指しているスキル等を精査する必要がある。そこで、社会福祉法人日本視覚障害者団体連合の組織部及び同行援護事業所等連絡会に対して、科目免除に関するヒアリング調査を実施した。

(倫理面への配慮)

研究代表者の所属機関において、倫理審査委員会の承認を得たうえで、インフォームドコンセントを徹底し、同意を得た。なお、ヒアリング調査にあたっては、個人が特定されるデータは使用しなかったため、倫理審査対象外となる。

C. 研究結果

1) 同行援護事業の理念・趣旨・課題に関する文献研究と視覚障害当事者団体へのヒアリング調査

(1) 同行援護事業成立までの歴史的背景

視覚障害者の移動の支援や情報保障に関する歴史は古く、公的なガイドヘルパー派遣制度が成立する以前から、ボランティアによって実施されていた。公的なガイドヘルパー派遣制度は、1974年に身体障害者福祉法の地域活動促進費のメニュー事業としてスタートしたが、この事業の成立には、社会福祉法人日本視覚障害者団体連合(当時の名称は社会福祉法人日本盲人会連合; 以下、日視連と略す)が1973年5月に福井県で開催した全国視覚障害者福祉大会(当時の名称は全国盲人福祉大会)において介護要員(ガイドヘルパー)の確保・保障を制度化することが運動方針として決議され、当時の厚生省と大蔵省に要求されたことが影響したと考えられる。ガイドヘルパー派遣制度は、その後も日視連の要望を受

け、様々な改正が行われ、現在の同行援護事業の原型となっていた（社会福祉法人日本盲人会連合, 2014; 同行援護従業者養成研修テキスト編集委員会, 2021）。以上のように、日視連は、同行援護事業の前提となったガイドヘルパー派遣事業の成立・改正において大きな役割を果たしてきた。

また、日視連は、同行援護事業の成立においても重要な役割を果たしてきた。例えば、障害者自立支援法が施行された直後から、市町村地域生活支援事業における移動支援とは異なる自立支援給付として、同行援護の規定を厚生労働省に要望してきた（社会福祉法人日本盲人会連合, 2014; 同行援護従業者養成研修テキスト編集委員会, 2021）。この記述は、2008年12月16日に取りまとめられた「社会保障審議会障害者部会報告—障害者自立支援法施行後3年の見直しについて—」において『重度の視覚障害者の同行支援について自立支援給付とするなど、自立支援給付の対象を拡大することを検討するべき』旨が明記されたことと整合していると考えられる。

（2）サービス内容の向上に向けた取り組み

移動支援・情報保障のサービス内容の向上や地域間格差の是正は、1974年に身体障害者福祉法の地域活動促進費のメニュー事業として盲人生活介補員（ガイドヘルパー）が追加された当時から、日視連が指摘していた問題であった（社会福祉法人日本盲人会連合, 2009）。特に、当時は、メニュー事業であったため、視覚障害者からのニーズや各自治体の財政状況等によって、サービスの内容（谷合, 1985）に格差が生じていた。この格差をなくし、サービスの量と質を向上させるための取り組みとして、日視連から国や自治体等に対して、制度のさらなる充実、サービス内容の明確化、各地域へのサービス拠点（ガイドセンター）の設置、養成研修事業の実施等に関する要望が提出され、制度等の改正へ取り組んできた。例えば、1974年には関連団体である東京都盲人福祉協会が「生活介補員（ガイドヘルパー）派遣制度」を東京都から受託し、情報保障に関する取り組みを実施した。また、1988年に身体障害者家庭奉仕員派遣事業が登場した際には、視覚障害者の外出を保障するのに、本制度の中にガイドヘルパー派遣を含む

ように要望を展開した。さらに、1990年に福祉8法が改正され、ガイドヘルパーのサービス内容が明確化された際には、手続きの簡略化や用務の内容等について、当時の厚生省と交渉を行った。加えて、ガイドヘルパーに一定の資質を求める運動を展開し、1997年のガイドヘルパーの養成研修事業の新設に貢献した。このように、日視連が、毎年、開催される全国視覚障害者福祉大会において議論を重ね、要望してきたことが、視覚障害者の移動支援・情報保障のサービス内容の向上に影響を及ぼしてきた。

（3）同行援護従業者養成研修のカリキュラム

同行援護従業者養成研修のカリキュラムの内容の詳細は、1974年にスタートしたガイドヘルパー派遣制度の養成研修、社会福祉法人日本ライトハウス養成部や国立障害者リハビリテーションセンター学院視覚障害学科の指導者養成研修等を参考に構築され、養成研修テキストとしてまとめられた。

（4）同行援護従業者養成事業の改正に関する要望

同行援護従業者養成事業が開始される前後から、移動支援サービスの資質向上が問題とされ、様々な調査研究が実施された。例えば、2006年には、厚生労働省の障害者保健福祉推進事業障害者自立支援調査研究プロジェクトが日視連に委託され、「平成18年度視覚障害者の移動支援に関するあり方検討事業調査結果報告書」がまとめられた。また、2008年には厚生労働省が移動支援の資質向上を推進するための事業が日視連に委託され、「視覚障害者移動支援事業資質向上研修（指導者養成）」がまとめられた。移動支援に関する実態については、「視覚障害児・者の移動支援の個別給付化に係る調査研究事業報告書」（株式会社ピュアスピリッツ, 2010）や「地域生活支援事業における地域間の差異に関する調査」（NPO法人神奈川県視覚障害者福祉協会, 2011）等が実施された。

これらの調査研究に加え、日視連は、全国の加盟団体等からの要請に基づき、同行援護従業者養成事業の改正に関する要望を国に対して提出されてきたことがわかった。国への要望は、2013年以降、毎年、提出されており、内容も支給量、単価、地域格差、説明、相談支援員、対応者のスキルアップ、サービ

スの向上、自己負担、入院中、通勤・通学、車両の使用、その他と多岐にわたっていた。以下に、主な要望内容を年度ごとに示した。

<2013 年>

- 同行援護事業においては、個人のニーズに合った支給量が確保できるよう市区町村を指導していただきたい。〔支給量〕
- 同行援護に関する身体介護なしの報酬単価を引き上げていただきたい。〔単価〕
- 同行援護従業者の研修制度を充実させて、定期的に受講するよう制度化していただきたい。〔対応者のスキルアップ〕
- 重度の視覚障害者が入院した場合は、その本人に支給されている家事援助の支給量の範囲内において、病院内でヘルパーの利用ができるようにしていただきたい。〔入院中〕
- 重度視覚障害者の通勤に同行援護を利用できるようにしていただきたい。〔通勤・通学など〕
- ヘルパーの自家用車使用を認め、移動に要する時間を利用量として算定に加えるようにしていただきたい。〔車両の使用〕
- 同行援護事業所が移送サービスを行うときは、有償運送協議会の許認可が簡単に受けられるよう制度を確立していただきたい。〔車両の使用〕
- 「サービス等利用計画書」においては、同行援護の特性になじまない点が多くあるため「サービス等利用計画」の提出の義務付けをなくしていただきたい。〔その他〕

<2014 年>

- 同行援護事業においては、個人のニーズにあった支給量が確保できるよう市区町村への指導を徹底するよう要望する。〔支給量〕
- 同行援護の身体介護を伴わない移動支援費のアップ、地域間格差の是正、サービスの充実、手続きの簡素化を要望する。〔地域格差〕
- 同行援護の自治体の担当者は、この制度の理念を熟知した担当者を配置し、利用者、事業所、ガイドヘルパーの相談ができるようにすることを要望する。〔対応者のスキルアップ〕

- 質の高いガイドヘルパーの養成に関するシステム作りを要望する。〔対応者のスキルアップ〕
- 事業所に対して、緊急時を含めヘルパーの24時間対応について、指導するよう要望する。〔サービスの向上〕
- 同行援護の利用者の自己負担を無くしてほしい。〔自己負担〕
- 入院中の外出については、同行援護事業が利用できることを自治体に周知していただきたい。〔入院中〕
- 同行援護事業所の移送サービスについて、有償運送協議会の許認可が簡単に受けられるよう要望する。〔車両の使用〕

<2015 年>

- 個人のニーズに合った支給量を確保し、支給上限額や一日の利用時間の制限を撤廃するよう要望する。〔支給量〕
- 同行援護事業の地域格差の是正を要望する。〔地域格差〕
- 同行援護利用の契約の際、事業所から示される重要事項説明書は、利用者のニーズに応じて拡大文字・点字・音声版などで示すことを義務付け、周知することを要望する。〔説明〕
- 同行援護利用者及び利用しようとする者への十分な制度説明と情報提供の徹底を要望する。〔説明〕
- 同行援護事業所に3年以上勤務し、視覚障害を熟知した者を相談支援専門員として認めるよう要望する。〔相談支援員〕
- 自治体の担当者に、この制度の理念を熟知させ、利用者、ヘルパーの相談者とすることを要望する。〔対応者のスキルアップ〕
- 質の高い同行援護従事者の養成を要望する。〔対応者のスキルアップ〕
- 同行援護のサービス提供者の体制の充実を図るよう、関係者への指導を徹底するよう要望する。〔サービスの向上〕
- 同行援護のサービス提供者の資質を向上させるためのガイドラインを作成するよう要望する。〔サービスの向上〕

- 同行援護で実施されている所得に応じた負担金を撤廃するよう要望する。〔自己負担〕
- 入院時にガイドヘルパーが利用できるよう要望する。〔入院中〕
- 通学・通勤時にも同行援護サービスを受けられるよう要望する。〔通勤・通学 など〕
- 福祉有償運送制度が、震災復興特別区や福祉支援モデルとして、外出支援と併せて容易に制度活用できるよう「特区」の指定を行うと共に、有償運送協議会において関係事業者の協力の下、許認可が容易に受けられるよう要望する。〔車両の使用〕
- 同行援護従事者養成事業を地域生活支援事業の必須とするよう要望する。〔その他〕
- 地元事業所との利用契約だけで、そのネットワークに所属する事業所であれば、事前の個人による登録手続きをしなくても遠隔地での同行援護サービスが受けられるように同行援護事業所のネットワーク化を要望する。〔その他〕

<2016年>

- 同行援護事業において、利用者負担を廃止するとともに、個人のニーズに合った支給量を確保し、支給上限額や一日の利用時間の制限を設けないことを全国の自治体に徹底されたい。〔支給量〕
- 同行援護の報酬単価を引き上げるとともに、身体介護を伴う・伴わないの区分の撤廃を要望する。〔単価〕
- 同行援護事業における地域間格差を無くすため、制度の理念や国が示している要件ないし基準を守るよう、国から都道府県を通して全国市町村に対し指導するよう要望する。〔地域格差〕
- 同行援護従事者の養成研修会を地域生活支援事業の必須事業としていただきたい。〔対応者のスキルアップ〕
- 同行援護事業について、行政の福祉担当者及びサービス提供事業者の資質の向上を図るよう要望する。〔サービスの向上〕
- 自治体の担当者は、同行援護制度の理念を熟知し、利用者、ヘルパーの相談者ともなるよう要望する。〔サービスの向上〕
- 同行援護事業及び移動支援事業の適応対象を拡充し、通勤通学時への適用及び自営業者の出張時にも利用できるよう要望する。とりわけ、当面実施する通勤通学における訓練への適用においては、現に当該当事者が安全に通勤通学ができるようになるために十分なものにしていただきたい。〔通勤・通学 など〕
- 同行援護従業者が運転する車の利用を認め、その移動時間を利用料金として算定できるよう要望する。〔車両の使用〕
- 福祉有償運送制度を、震災復興特区や福祉支援モデルとして、外出支援に活用できるよう要望する。〔車両の使用〕
- 公共交通機関が発達していない地域では、福祉有償運送制度における有償運送協議会の許認可が容易に受けられるよう要望する。〔車両の使用〕

<2017年>

- 同行援護の利用者の自己負担を廃止するとともに、利用時間の制限を撤廃することを、国が各自治体に再度周知徹底するよう要望する。〔支給量〕
- 同行援護サービス費は、従事者の質と量が充分確保できるよう、「身体介護を伴う・伴わない」の区分をなくし、報酬単価を引き上げることを要望する。〔単価〕
- 視覚障害者の日常生活及び社会参加を支える同行援護事業については、支給量の地域間格差を是正するよう要望する。〔地域格差〕
- 同行援護事業を支えるガイドヘルパーを確保するため、単価を引き上げるとともに養成の機会を増やすことを要望する。〔対応者のスキルアップ〕
- 同行援護従事者の処遇改善を行い、利用者が必要な時に制度を利用できるよう要望する。〔サービスの向上〕
- 同行援護制度を担当する自治体の職員は、この制度の理念を熟知し、利用者、ヘルパーの相談者ともなりうる人を配置するよう要望する。〔サ

ービスの向上]

- 交通の不便な地域において、同行援護従業者が運転する車の利用を認め、その移動時間を利用料金として算定できるよう要望する。[車両の使用]

<2018年>

- 同行援護の支給量を当事者の必要に応じたものにするるとともに、通勤・通学においても利用を認めるよう要望する。[支給量]
- 同行援護の利用時間を1カ月単位ではなく、数カ月単位として、前月使わなかった時間は次月に繰り越せるなど、融通性を持たせられるよう要望する。[支給量]
- 同行援護の報酬単価は時間が伸びるにつれて1時間当たりの単価が下がる仕組みを止め、同行援護が8時間を超えた場合の報酬単価の改善を要望する。[単価]
- 同行援護制度ないし報酬が見直されることにより、事業所が減少しないよう要望する。[単価]
- 同行援護を担当する自治体の職員は、同行援護制度の理念を熟知し、利用者・ヘルパーの相談者となりうる人を配置するよう要望する。[対応者のスキルアップ]
- ガイドヘルパーの専門性の向上とともに、利用者1人1人のニーズに応じた同行援護事業の運営を要望する。[対応者のスキルアップ]
- 同行援護の利用者の自己負担を廃止するとともに、利用時間制限の撤廃を要望する。[自己負担]
- 視覚障害のある親が子供を保育園に送迎する際、同行援護を利用できるよう要望する。[通勤・通学 など]
- 交通の不便な地域において、同行援護従業者が運転する車の利用を認め、その移動時間や待機時間を報酬算定の対象に加えるよう制度の改善を要望する。[車両の使用]
- 同行援護事業所が市町村から無くならないような対策と福祉有償運送の充実を要望する。[車両の使用]
- 株主総会へ出席するための移動を同行援護の対

象とするよう要望する。[その他]

- 施設利用者（入所者）も地域生活支援事業の移動支援を利用できるよう要望する。[その他]

<2019年>

- 自治体間における同行援護の運用の格差を解消するため、利用者の自己負担及び利用時間の制限を禁止するよう各自治体に指導すること。[支給量]
- 同行援護制度ないし報酬の見直しによって、事業所が減少していることをふまえ、事業所の健全な経営ができる報酬にすること。[単価]
- 同行援護を担当する自治体の職員は、同行援護制度の理念及び国の示した運用基準を熟知し、利用者・同行援護従業者の相談者となりうる人を配置すること。[対応者のスキルアップ]
- 同行援護事業者・従事者の増加及び従事者の質を向上させるために更なる策を講じること。[対応者のスキルアップ]
- 同行援護を中心とした福祉サービスの一部負担金を廃止すること。なお、一部負担金を課す場合には、所得区分を現行よりも細かく分けるとともに、本人のみの所得で算定すること。[自己負担]
- 通勤・通学においても同行援護等が利用できるよう制度を改善すること。[通勤・通学 など]
- 交通の不便な地域において、同行援護従業者が運転する車の利用を認め、その移動時間や待機時間を報酬算定の対象に加えるよう制度を改善すること。[車両の使用]
- 同行援護事業所での管理責任のもとに、同行援護事業所の支所を設置して事業を行えるよう規制の緩和をすること。[その他]
- 施設利用者（入所者）も、地域生活支援事業の移動支援を利用できるようにすること。[その他]
- 宿泊を伴う場合における同行援護の報酬を改善すること。[その他]
- 同行援護事業を子育て中の視覚障害者が利用し、安心して子育てができる制度にすること。[その他]

<2020 年>

- 同行援護の利用については、自治体の独自の判断で利用時間を制限しているところが多いため、そういった制限を撤廃するよう厚生労働省から文書で通知すること。〔支給量〕
- 同行援護従業者数の確保のため、報酬単価を引き上げる等の制度の見直しをすること。〔単価〕
- 自治体の同行援護事業の担当者は、同行援護事業の理念及び国の示した運用基準を熟知した職員を配置し、利用者・同行援護従業者の相談者となるよう国が自治体に働きかけること。〔説明〕
- 同行援護を中心とした福祉サービスの一部負担金を廃止すること。なお、一部負担金を課す場合には、所得区分を現行よりも細かく分け、本人のみの所得で算定する等、利用者本人の所得の実情に合った算定をすること。〔自己負担〕
- 本年10月から開始される通勤における同行援護が利用しやすいものになるようにすること。あわせて通学においても同行援護が利用できるようにするか、通学において利用できる新たな福祉制度を新設すること。〔通勤・通学など〕
- 同行援護従業者が運転する車の利用を認め、その移動時間や待機時間を報酬算定の対象に加えるよう制度を改善すること。〔車両の使用〕
- タクシー等の公共交通機関の十分な輸送サービスを受けることができない多くの地域において、福祉有償運送を行う事業所を増やし、経営が成り立つように制度の見直しを進めるとともに、福祉輸送サービスの確保を図るよう、国から自治体に指導すること。〔車両の使用〕
- 同行援護事業において、「病院での待ち時間を報酬の対象として算定すること」を、厚生労働省から文書で各自治体に周知徹底すること。〔その他〕
- 施設入所者も、同行援護または、地域生活支援事業の移動支援を利用可能にすること。〔その他〕

<2021 年>

- 同行援護事業においては利用時間を制限しない

こと。仮に、利用時間の上限ないし基準を定める場合でも、通勤時の利用及び自営業者への支援を想定し、現行の月50時間から月70時間に改善すること。〔支給量〕

- 同行援護の報酬は、利用時間に応じて逡減されることのない制度とすること。〔単価〕
- 新型コロナウイルス感染拡大を受けて緊急措置として利用可能となった同行援護の代行依頼が、平時でも利用可能となるよう柔軟な制度運用をすること。〔サービスの向上〕
- 同行援護の利用者の自己負担を廃止するか減額すること。また、同行援護をはじめとする障害福祉サービスの自己負担の算定基準は、さらに細かく区分し、所得の実情に合った負担基準とすること。〔自己負担〕
- 通学において同行援護の利用ができるようにする、あるいは、通学において利用できる新たな福祉制度を新設すること。〔通勤・通学など〕
- 同行援護事業所等において福祉有償運送サービスを取り入れる等、ガイドヘルパーの運転する車両が利用可能となる制度を確立させること。そして、同行援護従業者が運転して移動する時間や待機時間を報酬算定の対象に加えるよう制度を改善すること。〔車両の使用〕
- 新型コロナウイルス感染拡大により非常に大きな影響を受けている同行援護事業所に対して財政的な支援を行うこと。〔その他〕
- 施設利用の際にも同行援護事業が利用できるようにすること。少なくとも、地域生活支援事業としての移動支援を利用できるように、自治体に対し通知すること。〔その他〕

日視連が国に対して提出した過去9年間の要望を内容別に分類・整理し、表1に示した。表1から、最も多く提出された要望は、車両の使用に関するものであったが、2番目に多かったのは「対応者のスキルアップ」、つまり、従業者の資質向上に関する内容であることがわかった。

表1 日視連から国に提出された要望

要望内容	回数
車両の使用	14
対応者のスキルアップ	11
支給量	10
単価	8
サービスの向上	8
通勤・通学	7
自己負担	6
地域格差	4
説明	3
入院中	3
相談支援員	1
その他	13

なお、ヒアリングの結果、日視連から厚生労働大臣宛に同行援護従業者養成研修カリキュラムの変更に関する要望も継続的に提出されていることがわかった。

2) 視覚障害当事者団体及びサービス提供者へのヒアリング調査に基づく新カリキュラム案の作成

ヒアリング調査の結果、日視連では、全国の加盟団体に所属している視覚障害者から毎年、意見を収集し、全国大会（全国視覚障害者福祉大会）で議論を行った上で、改正等の要望を提出してきたことが明らかになった。また、日視連では、同行援護事業所等連絡会を設置し、同行援護事業所間で情報を収集したり、問題点を共有したりする活動を展開してきたことがわかった。これらの視覚障害当事者と事業者からの意見に基づき、現行のカリキュラムの問題点を解決するための新しいカリキュラム作成に向けた提案が行われていることもわかった。

そこで、日視連から提案されている新しいカリキュラム作成に向けた提案内容について、先行研究や同行援護事業所等連絡会へのヒアリングに基づき、同行援護従業者養成研修カリキュラムを作成した。先行研究やヒアリング等の結果から、現行の一般課程カリキュラムでは、実際にガイドヘルパーとして従事するために必要となる交通機関等の実技指導等を実施する演習時間が不十分であること等を踏まえ、

新カリキュラムでは一般課程は従業者向け、応用課程はサービス提供責任者向けとし、一般課程の演習の充実を図るカリキュラムとした。一般課程（28時間、講義8.5時間、講義・演習3.5時間、演習16時間、7時間×4日間）、応用課程（講義6時間、6時間×1日間）とした（別紙のとおり）。

3) 視覚障害当事者団体及びサービス提供者へのヒアリング調査に基づく盲ろう者向け通訳・介助員が同行援護従業者資格を取得するにあたっての免除科目案の作成

障害者総合支援法が定めるサービスに従事する従業者の資格認定において、異なる事業間で免除科目を設定している事例はない。しかし、同行援護事業と盲ろう者向け通訳・介助員養成研修事業は、対象者や研修カリキュラムの一部に共通している部分があり、両事業の従業者を増やすために免除科目を設定することには一定の意義があると考えられる。特に、盲ろう者向け通訳・介助員が同行援護従業者資格を取得する際に、一定の科目が免除されるメリットは大きい。一方、両事業は、いずれも障害者総合支援法が定めるサービスであるが、同行援護事業は自立支援給付、盲ろう者向け通訳・介助員養成研修事業は地域生活支援事業であり、制度上の位置づけも目的も対象者も異なるため、免除科目の設定は、実務上の問題点等を考慮して決定する必要がある。また、盲ろう者向け通訳・介助員が同行援護従業者資格を取得したいというニーズは多いと考えられるが、同行援護従業者が盲ろう者向け通訳・介助員資格を取得したいというニーズは極めて低いと考えられる。

これらの状況を踏まえた上で、盲ろう者向け通訳・介助員が同行援護従業者資格を取得する際の免除科目について、視覚障害当事者団体及び実務担当者（サービス提供者）等へのヒアリング等を実施した。そして、盲ろう者向け通訳・介助員養成研修において同行援護従業者養成研修と類似した内容やコミュニケーション方法や情報伝達方法等を問わず共通する内容を整理し、免除科目案を作成した（9時間、6科目）（各科目の判断理由は別表のとおり）。なお、

障害者総合支援法が定めるサービスに従事する従業者の資格認定において、異なる事業間で免除科目を設定している事例はないし、両事業の制度上の位置づけや対象者等が異なるため、行政上の課題等の精査は必要だと考えられる。

D. 考察・結論

本研究では、先行研究等の分析、視覚障害当事者団体や同行援護事業所等連絡会等へのヒアリング等を実施し、同行援護従業者養成研修カリキュラムの課題を解決するための新カリキュラム案の提案および盲ろう者向け通訳・介助員の同行援護従業者養成研修受講時の免除科目設定のための基礎資料を得た。また、現行の研修カリキュラムの最も大きな課題の一つと位置づけられていた「一般課程修了時点で実務に従事しても質の高いサービスが提供できない可能性が高い」という課題を解消するために、カリキュラムの内容を再編成し、一般課程（28時間）と応用課程（6時間）の同行援護従業者養成研修新カリキュラム案を作成した。さらに、同行援護事業所等連絡会等へのヒアリングに基づき、新カリキュラム案における盲ろう者向け通訳・介助員の免除科目案（9時間）を作成した。なお、免除科目案については、本来、同行援護従業者養成研修、盲ろう者向け通訳・介助員養成研修の両研修は、対象、目的、制度の枠組みも異なるため、免除科目設定は適当ではないと考えられるが、本研究の趣旨等を踏まえると「同行援護事業」と「盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業」の事業者間で、それぞれのカリキュラムや運用等を調整し、免除可能な科目があると判断されれば、免除科目の設定は可能であるという前提に基づき、それぞれのテキストの一致・不一致だけでなく、事業を実施する事業者のヒアリングに基づいた判断を行った。

F. 健康的危険情報 特になし

G. 研究発表 なし

H. 知的財産権に出願・登録状況 なし

文献

同行援護従業者養成研修テキスト編集委員会（編集）．（2021）．同行援護従業者養成研修テキスト 第4版 中央法規出版．

平井敬子（2018）．外出保障：この20年間における視覚障害ガイドヘルパー制度の変遷と現制度の課題，社会福祉法人日本盲人会連合（2018）．視覚障害当事者の運動の歴史：日本盲人会連合70年史 社会福祉法人日本盲人会連合，163-165．

井上誠一・西村徹也・新阜義弘（2012）．特集 座談会 同行援護事業の現在と将来を語る その問題点とこれから期待される将来像について．視覚障害，289，1-12．

株式会社ピュアスピリッツ（2014）．厚生労働省平成25年度障害者総合福祉推進事業「同行援護に関する実態把握と課題について」調査結果報告書 株式会社ピュアスピリッツ．

小銭寿子・吉田重子・上井奈穂子・田中理（2014）．視覚障害者の医療受診におけるバリアに関する研究：シンポジウムの開催とそのアンケート結果から．地域と住民，32，13-22．

松井奈美（2018）．同行援護ハンドブック—視覚障害者の外出を安全に支援するために【第3版】 日本医療企画．

村山太郎（2017）．意思疎通が困難な者に対する国の福祉的支援施策について．保健医療科学，66(5)，484-490．

中野泰志・高木憲司・須田裕之・水野映子・寺島薫（2015）．視覚障害者・聴覚障害者の社会参加を推進する近年の取組み．福祉のまちづくり研究，17(3)，33-37．

岡野弘美（2014）．障害分野の法改正における福祉専門職に関する課題．京都光華女子大学研究紀要，(52)，131-139．

坂本洋一（2011a）．特集 同行援護[平成]24年1月施行か—障害者自立支援法一部改正法案成立．視覚障害，272，10-19．

- 坂本洋一 (2011b) . 特集 同行援護の個別給付が迫る. 視覚障害, 279, 1-14.
- 社会福祉法人日本盲人会連合 (2006) . 視覚障害者の移動支援に関するあり方検討事業調査結果報告書 社会福祉法人日本盲人会連合.
- 社会福祉法人日本盲人会連合 (2009) . 厚生労働省平成 20 年度障害者支援調査研究プロジェクト 視覚障害者に対する移動支援事業の効率的・効果的な実施のためのマニュアル作成検討事業報告書 社会福祉法人日本盲人会連合.
- 社会福祉法人日本盲人会連合 (2014) . 視覚障害者の同行援護事業に関する実態把握と課題における調査研究事業報告書 社会福祉法人日本盲人会連合.
- 社会福祉法人日本盲人会連合 (2018) . 視覚障害当事者の運動の歴史: 日本盲人会連合 70 年史 社会福祉法人日本盲人会連合.
- 高間恵子 (2015) . 生きがいを支える同行援護を求めて. 視覚障害, 324, 5-13.
- 竹下義樹 (2011) . 障害のある人の権利条約批准に向けて. 第 20 回視覚障害リハビリテーション研究発表大会 セッション ID E, 1.
- 谷合侑 (1985) . 盲人ガイドのキーポイント: ガイドヘルパーのための 15 章 社会福祉法人視覚障害者支援総合センター.
- 筒井澄栄・大冨賀政昭・廣瀬圭子 (2017) . 障害福祉サービス事業所の徒歩 1 時間圏内人口カバー率に関する研究. 福祉のまちづくり研究, 19(3), 1-8.
- 渡辺哲也・小林真・南谷和範 (2017) . 視覚障害者のための代読・代筆サービス利用状況調査. 電子情報通信学会論文誌 D, J101-D(2), 377-385.
- 山口和彦 (2012) . 同行援護、その光と影: 制度施行 3 カ月の検証. 視覚障害, 284, 37-49.
- 山口和彦 (2019a) . 同行援護の上手な活用術 (Guide 1) 理念と歴史. 視覚障害, 369, 14-18.
- 山口和彦 (2019b) . 同行援護の上手な活用術 (Guide 2) 相談支援専門員の活用を. 視覚障害, 370, 21-25.
- 山口和彦 (2019c) . 同行援護の上手な活用術 (Guide 3) 事業所を選ぶ 5 つのコツ. 視覚障害, 371, 35-39.
- 山口和彦 (2019d) . 同行援護の上手な活用術 (Guide 4) こんな買い物は要注意. 視覚障害, 372, 26-30.
- 山口和彦 (2019e) . 同行援護の上手な活用術 (Guide 5) 飲食はお互いに楽しく. 視覚障害, 373, 39-43.
- 山口和彦 (2019f) . 同行援護の上手な活用術 (Guide 6) トイレやお風呂に行くときは. 視覚障害, 374, 33-37.
- 山口和彦 (2019g) . 同行援護の上手な活用術 (Guide 7) 選挙権の適正な行使のために. 視覚障害, 375, 36-40.
- 山口和彦 (2019h) . 同行援護の上手な活用術 (Guide 8) ガイドの慢性的な不足と利用者・ガイドの高齢化. 視覚障害, 376, 41-45.
- 山口和彦 (2019i) . 同行援護の上手な活用術 (Guide 9) 必要な情報提供とガイド法. 視覚障害, 377, 29-33.
- 山口和彦 (2019j) . 同行援護の上手な活用術 (Guide 10) 利用者の白杖使用と盲導犬. 視覚障害, 378, 39-43.
- 山口和彦 (2019k) . 同行援護の上手な活用術 (Guide 11) 情報提供と守秘義務. 視覚障害, 379, 31-35.
- 山口和彦 (2020a) . 同行援護の上手な活用術 (Guide 12) 緊急時の対応. 視覚障害, 380, 47-51.
- 山口和彦 (2020b) . 同行援護の上手な活用術 (Guide 13・最終回) 同行援護と移動支援. 視覚障害, 382, 41-46.

同行援護従業者養成研修新カリキュラム案

(1) 一般課程 28 時間

実施形態	科目名	時間	免除の有無
講義	外出保障	1 時間	免除なし
講義	視覚障害の理解と疾病	1. 5 時間	0. 5 時間免除
講義	視覚障害者の心理	1 時間	免除なし
講義	視覚障害者福祉の制度とサービス	1. 5 時間	1. 5 時間免除
講義	同行援護の制度	1 時間	免除なし
講義	同行援護従業者の実際と職業倫理	2. 5 時間	2. 5 時間免除
講義・演習	情報提供	2 時間	免除なし
講義・演習	代筆・代読	1. 5 時間	0. 5 時間免除
演習	誘導の基本技術	7 時間	3 時間免除
演習	誘導の応用技術（場面別・街歩き）	5 時間	1 時間免除
演習	交通機関の利用	4 時間	免除なし
		合計 2 8 時間	9 時間

(2) 応用課程 6 時間

実施形態	科目名	時間	免除の有無
講義	サービス提供責任者の業務	1 時間	免除なし
講義	様々な利用者への対応	1 時間	免除なし
講義	個別支援計画と他機関との連携	1 時間	免除なし
講義	業務上のリスクマネジメント	1 時間	免除なし
講義	従業者研修の実施	1 時間	免除なし
講義	同行援護の実務上の留意点	1 時間	免除なし
		合計 6 時間	免除なし

盲ろう者向け通訳・介助員の同行援護従業者養成研修受講時の免除科目案（日本視覚障害者団体連合同行援護事業所等連絡会 ヒアリング結果）

	科目	科目時間	免除時間	免除する理由	免除を想定する内容	免除しない理由
1	外出保障	60分	0分			事業の目的や障害特性等の違いにより研修の視点が異なっているため
2	視覚障害の理解と疾病	90分	30分	通訳介助者の養成講座に類似内容があるため	視覚障害を引き起こす主な疾病等について（緑内障、網膜色素変性症、黄斑変性症、糖尿病性網膜症、視神経萎縮、網膜剥離、白内障、ペーチェット病等）	障害特性の違いにより研修の視点が異なっているため
3	視覚障害者（児）の心理	60分	0分			事業の目的や障害特性等の違いにより研修の視点が異なっているため
4	視覚障害者（児）福祉の制度とサービス	90分	90分	同様の内容があるため		
5	同行援護の制度	60分	0分			通訳介助とは異なった制度のため
6	同行援護従業者の実際と職業倫理	150分	150分	同様の内容があるため		
7	情報提供	120分	0分			事業の目的や障害特性等の違いにより研修の視点が異なっているため
8	代筆・代読	90分	30分	通訳介助者の養成講座に類似内容があるため	代読、代筆におけるプライバシー保護や、代読、代筆を行う環境など	事業の目的や障害特性等の違いにより研修の視点が異なっているため
9	誘導の基本技術	420分	180分	通訳介助者の養成講座に類似内容があるため	基本姿勢・歩く・狭いところの通過	事業の目的や障害特性等の違いにより研修の視点が異なっているため
10	誘導の応用技術（場面別・町歩き）	300分	60分	通訳介助者の養成講座に類似内容があるため	「場面別支援技術における（病院・買い物・役所・金融機関・会議研修・コンサート・映画・カラオケ・スポーツ観戦・冠婚葬祭）」においては説明部分と考えるので、免除可	事業の目的や障害特性等の違いにより研修の視点が異なっているため
11	交通機関の利用	240分	0分			事業の目的や障害特性等の違いにより研修の視点が異なっているため

厚生労働行政推進調査事業費補助金（障害者政策総合研究事業） 分担研究報告書

同行援護の担い手となる支援者の養成のための研究

研究分担者 氏名 前田晃秀 認定 NPO 法人東京盲ろう者友の会
東京都盲ろう者支援センター センター長／独立行政法人国立病院機構
東京医療センター 臨床研究センター聴覚・平衡覚研究部聴覚障害研究室・研究員

研究要旨

同行援護と盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業の業務、および従来の同行援護従業者養成研修と盲ろう者向け通訳・介助員養成研修における違いや重なり等を評価し、新たな同行援護従業者養成研修カリキュラム案をもとに、盲ろう者向け通訳・介助員が同行援護従業者資格を取得する際の免除科目案を作成した。その結果、新たな同行援護従業者養成カリキュラム（一般課程）28時間のうち、15時間が免除に該当することが示唆された。

A. 研究目的

同行援護および盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業における支援者は、それぞれ国がカリキュラムを定めた研修受講が要件となっており、各都道府県が規定に従い研修を実施している。両者には「視覚障害者の移動支援」という共通点があるが、養成カリキュラムは別々に定められており、一定の互換性を図ることで研修の効率化が図られるのではないかとの意見もある。

これらを踏まえ、新たな同行援護従業者養成研修カリキュラム案と盲ろう者向け通訳・介助員養成カリキュラムの比較をもとに、盲ろう者向け通訳・介助員が同行援護従業者資格を取得する際の免除科目案を作成することを目的とした。

B. 研究方法

比較の材料とするのは、同行援護従業者養成は、令和3年度厚生労働科学研究「同行援護の担い手となる支援者の養成のための研究」研究班編『同行援護従業者養成研修試行研修（講義）テキスト』、および『同行援護従業者養成研修試行（演習）プログラム』である。一方、盲ろう者向け通訳・介助員養成は、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画

課自立支援振興室長『盲ろう者向け通訳・介助員の養成カリキュラム等について』（障企自発 0325 第1号、平成25年3月25日）、および社会福祉法人全国盲ろう者協会編著『盲ろう者向け通訳・介助員養成講習会指導者のための手引書』である。

これらの資料をもとに、同行援護従業者と通訳・介助員との養成カリキュラムにおける、科目ごとの共通性および差異について比較したうえで、免除科目に該当するかどうかを検討した。

なお、通訳・介助員養成カリキュラムについては、都道府県地域生活支援事業という特性もあり、全国共通のカリキュラムとはなっていない。

『盲ろう者向け通訳・介助員の養成カリキュラム等について』によると、「盲ろう者向け通訳・介助員養成カリキュラム」は、必修科目 42 時間、選択科目 42 時間、合計 84 時間で構成され、「最低でも必修科目 42 時間を実施する必要がある」、「必修科目 42 時間に加え、選択科目の中から、地域の実情に応じた科目を組み入れることとなるが、全ての科目を選択しての実施が推奨される」としている。

一方、現状について、2019年度の通訳・介助員養成研修の実績を調査した結果によると、回答および実施した実績のあった39都道府県の時間数は、平均

値 54.6 時間、中央値 50.0 時間、最頻値 42.0 時間であった（全国盲ろう者協会、2021）。

これらの結果から、多くの自治体においては、必修科目 42 時間を越える研修を実施しており、地域の実情に応じた選択科目が組み入れられていることが考えられる。しかしながら、同調査では、どのような選択科目が組み入れられているか明らかにしておらず、その点を明らかにする他の調査研究も存在しない。

上記のことから、比較においては、最頻値でもある 42 時間の必修科目を盲ろう者向け通訳・介助者養成カリキュラムを主として採用した。ただし、必修科目では該当しない、もしくは該当する内容が限定的である場合について、選択科目での該当科目の有無についても、合わせて検討した。

C. 研究結果

（１）「外出保障」（１時間）

「外出保障」においては、「１．外出保障という考え方」、「２．視覚障害者の外出保障の歴史」、「３．視覚障害者の外出保障の現状」という、視覚障害者支援の理念とともに、その歴史と現状について、記述されている。

これに対応すると考えられる通訳・介助者養成研修の科目が「盲ろう者概論」（２時間）および「盲ろう者の日常生活とニーズ」（２時間）である。

「盲ろう者概論」では、『手引書』において、「６．盲ろう者のニーズと通訳・介助」で、通訳・介助員の目指すものとして、コミュニケーション、情報入手とともに「移動」についての自由を保障することが明記されている。また、「７．盲ろう者の地域生活の状況」において、全国調査の結果も踏まえながら盲ろう者の外出の現状について、「８．日本の盲ろう福祉の流れ」では通訳・介助者派遣事業の展開を中心とした歴史について、記されている。

「盲ろう者の日常生活とニーズ」は、通訳・介助者養成カリキュラムにおいて、「盲ろう者の日常生活における課題と、その支援方法を理解する」ことが目的とされ、「盲ろう者による講演を中心に組み立てる」とある。『手引書』では、盲ろう者の成育歴

や日常生活の状況についての３事例が紹介されており、うち２事例について、外出や移動の困難とそれを解消するための方法について言及されている。実際の講義においても、盲ろう当事者からの講演により、外出にあたっての困難やその支援の必要性についての具体的な指導が期待できる。

いずれも必修科目であり、講義時間数も合計４時間になることから、「外出保障」に関する内容を通訳・介助者養成研修でも同等に学ぶことができると考えられる。

（２）「視覚障害の理解と疾病」（１．５時間）

「視覚障害の理解と疾病」においては、「１．視覚障害と疾病」、「２．障害と疾病の理解」が取り上げられており、視覚障害者が抱える情報障害やコミュニケーション障害といった社会的な困難さ、および、視覚障害の症状や原因疾病について、記述されている。

これに対応すると考えられる通訳・介助者養成研修の科目が「視覚・聴覚障害の理解」（２時間）および「盲ろう者概論」（２時間）である。

「視覚・聴覚障害の理解」では、『手引書』において、「１．盲ろうとなる原因疾病」「２．見えにくさについて」で、視覚障害を引き起こす原因疾患や症状について、記述されている。

「盲ろう者概論」では、移動とともに、情報入手やコミュニケーションの困難さについて、記述されている。

いずれも必修科目であり、講義時間数も合計４時間になることから、「視覚障害の理解と疾病」に関する内容を通訳・介助者養成研修でも同等に学ぶことができると考えられる。

（３）「視覚障害者（児）の心理」（１時間）

「視覚障害者（児）の心理」においては、「１．障害者の心理を学ぶ前に」、「２．全盲の心理」、「３．ロービジョンの心理」、「４．視機能が低下していく心理」、「５．障害発生時期と心理」、「６．外出時の心理」といった、視覚障害の状態や発症時期、場面に応じた心理について記述されている。

これに対応すると考えられる通訳・介助員養成研修の科目が「盲ろう疑似体験」（２時間）、「視覚・聴覚障害の理解」（２時間）、「盲ろう者の日常生活とニーズ」（２時間）、および「盲ろう者概論」（２時間）である。

「盲ろう疑似体験」は、標準カリキュラムにおいて「視覚と聴覚の両方を遮断して行動する体験を通して、その状態・心理面の共感的理解を図るとともに、盲ろう者の支援ニーズや接する際のマナーを理解する」とされ、全盲ろう、全盲難聴の状態での心理を体験的に理解することが目的とされている。

「視覚・聴覚障害の理解」は、通訳・介助員養成カリキュラムにおいて、「視覚障害疑似体験セット（シミュレーションゴーグル・レンズセット）、視聴覚教材などを用い、障害の状態と支援の効果を理解できるようにする」とされており、弱視の状態とその心理について体験的に理解することが可能と考えられる。

「盲ろう者の日常生活とニーズ」は、盲ろう者による講演を中心に組み立てるとなっており、日常生活における課題とともに、その課題に直面した際の心理についての指導が期待できる。また、『手引書』で紹介されている３事例においても、視覚障害の状態や発症時期、場面に応じた心理が具体的に記述されている。

いずれも必修科目であり、講義時間数も合計６時間になることから、「視覚障害者（児）の心理」に関する内容を通訳・介助員養成研修でも同等に学ぶことができると考えられる。

（４）「視覚障害者（児）福祉の制度とサービス」（１．５時間）

「視覚障害者（児）福祉の制度とサービス」においては、「１．障害者福祉の動向」、「２．障害者福祉に関連する法律」、「３．障害者総合支援法」、「４．視覚障害に関する施設等」、「５．障害者を対象としたその他の制度」といった、障害者福祉の歴史的展開や現行の関連法、法に基づいた視覚障害者対象のサービス等について、記述されている。

これに対応すると考えられる通訳・介助員養成研修の科目が「盲ろう者概論」（２時間）、「通訳・介助員派遣事業と通訳・介助員の業務」（２時間）、および「盲ろう者福祉制度概論」（２時間）である。

「盲ろう者概論」では、通訳・介助員派遣事業の歴史的展開について、「通訳・介助員派遣事業と通訳・介助員の業務」では、通訳・介助員派遣事業の詳細について、記述されている。しかしながら、障害者福祉の歴史的展開や現行の関連法、法に基づいた視覚障害者対象のサービス等について、記述はない。

一方、「盲ろう者福祉制度概論」においては、障害者福祉の歴史的展開についての記述はないものの、現行の関連法や視覚障害者対象のサービスについての記述がみられる。

必修科目である「盲ろう者概論」や「通訳・介助員派遣事業と通訳・介助員の業務」では、視覚障害者（児）福祉の制度とサービスについての説明が十分になされていないことから、必修科目のみでは、「視覚障害者（児）福祉の制度とサービス」に関する同等の内容を通訳・介助員養成研修で学ぶことは困難であると考えられる。

ただし、選択科目である「盲ろう者福祉制度概論」が自治体や受託団体の判断で組み込まれている場合は、講義時間数が２時間になることから、「視覚障害者（児）福祉の制度とサービス」に関する内容を通訳・介助員養成研修でも同等に学ぶことができると考えられる。

（５）「同行援護の制度」（１時間）

「同行援護の制度」においては、「１．同行援護以前の外出支援制度の歴史」、「２．制度の概要」、「３．他の外出支援制度との関係」、「４．同行援護の課題」といった、同行援護制度に至る歴史や同行援護制度の内容と課題等について、記述されている。

これに対応すると考えられる通訳・介助員養成研修の科目は、「盲ろう者福祉制度概論」（２時間）である。

「盲ろう者福祉制度概論」では、通訳・介助員養成カリキュラムにおいて「盲ろう者が利用する障害者福祉制度や各種事業、地域の社会資源の状況等を理解する」ことが目的とされている。『手引書』は盲ろう者支援加算新設以前の2016年に発行されたため、同行援護についての記述は限られるものの、同行援護での盲ろう者支援加算が導入された現在においては、重点的に取り上げられることが期待できる。

しかしながら、必修科目において、該当する科目がないことから、必修科目のみで構成される通訳・介助員養成研修では、「同行援護の制度」に関する同等の内容を学ぶことは困難であると考えられる。

ただし、選択科目である「盲ろう者福祉制度概論」が自治体や受託団体の判断で組み込まれている場合は、講義時間数が2時間と設定されていることから、「同行援護の制度」に関する内容を通訳・介助員養成研修でも同等に学ぶことができると考えられる。

(6) 「同行援護従事者の実際と職業倫理」(2.5時間)

「同行援護従事者の実際と職業倫理」においては、「1. 同行援護従業者の業務について」、「2. 実際の派遣に関して」、「3. 活動中の留意点」、「4. ガイド中の体調変化と事故対応について」、「5. 対人援助としての同行援護と従事者の職業倫理」、「6. 同行援護の実際」といった、同行援護の業務の具体的な内容や従業者としての心構え・倫理等について、記述されている。

これに対応すると考えられる通訳・介助員養成研修の科目が「通訳・介助員派遣事業と通訳・介助員の業務」(2時間)、「通訳・介助員の心構えと倫理」(2時間)、および「盲ろう疑似体験」(2時間)である。

「通訳・介助員派遣事業と通訳・介助員の業務」は、「通訳・介助員の業務」、「通訳・介助員が必要とされる場面」、「通訳・介助員の依頼から派遣および報告までの流れ」、「通訳・介助業務の実際」であり、通訳・介助員派遣事業における業務の流れ

や具体的内容について、記述されている。「通訳・介助」を「同行援護」と読み替えることのできる内容となっている。

「通訳・介助員の心構えと倫理」については、「5. 対人援助としての同行援護と従事者の職業倫理」に対応する内容が記述されている。

「盲ろう疑似体験」では、通訳・介助員養成カリキュラムにおいて、「盲ろう者の支援ニーズや接する際のマナーを理解する」とされており、疑似体験をふまえ、支援上留意点を学習する内容にもなっている。

いずれも必修科目であり、講義時間数も合計6時間になることから、「同行援護従事者の実際と職業倫理」に関する内容を通訳・介助員養成研修でも同等に学ぶことができると考えられる。

(7) 「情報提供」(2時間)

「情報提供」においては、「1. 情報提供とは」、「2. 情報提供の内容」、「3. 場面別情報提供の実際」、「4. 情報提供時の配慮」といった、従業者から利用者への情報提供の内容や方法、配慮等について記述されている。

これに対応すると考えられる通訳・介助員養成研修の科目は、「盲ろう通訳技術の基本」(2時間)、「通訳・介助員派遣事業と通訳・介助員の業務」(2時間)、および「盲ろう者福祉制度概論」(2時間)である。

「盲ろう通訳技術の基本」では、通訳・介助員養成カリキュラムにおいて「盲ろう者が主体的に自己決定できるようにするため、情報伝達の技術を理解する」ことが目的にされている。また、『手引書』においても、「1. 一対一のコミュニケーションにおける配慮」、「2. 通訳」、「4. 説明」、「6. 通訳技術の活用における留意点」の各項目において、情報提供の内容や方法、配慮等について記述されている。

「通訳・介助員派遣事業と通訳・介助員の業務」では、『手引書』の「4. 通訳・介助業務の実際」において、場面ごとの情報提供例について、具体的に記述されている。

「盲ろう疑似体験」では、通訳・介助員養成カリキュラムにおいて、「盲ろう者の支援ニーズや接する際のマナーを理解する」とされており、『手引書』においても、「疑似体験をふまえ、盲ろう者と接するうえでの基本的配慮（名前を言う、放置しない、ゆっくり話すなど）の重要性を学習する」とされており、情報提供について、疑似体験をふまえ学習する内容になっている。

いずれも必修科目であり、講義時間数も合計6時間になることから、「情報提供」に関する内容を通訳・介助員養成研修でも同等に学ぶことができると考えられる。

（８）「代読・代筆」（１．５時間）

「代読・代筆」は、「１．代読」、「２．代筆」、「３．場面別代読・代筆についてのポイント」といった内容で構成され、書類や掲示物の代読、文字やチェックの代筆について、支援の流れや留意点等が記述されている。

これに対応すると考えられる通訳・介助員養成研修の科目は、「盲ろう通訳技術の基本」、（２時間）、「通訳・介助員派遣事業と通訳・介助員の業務」（２時間）、「盲ろう通訳技術の実際」である。

「盲ろう通訳技術の基本」において、『手引書』では、環境情報の伝達のひとつとして、商品やメニューの紹介について記述されている。

「通訳・介助員派遣事業と通訳・介助員の業務」において、『手引書』では、通院の場面における代筆・代読の流れや留意点について記述されている。

「盲ろう通訳技術の実際」において、『手引書』での指導例として、ポストカードへのメッセージの代筆が演習課題の例として記述されている。

必修科目「盲ろう通訳技術の基本」や「通訳・介助員派遣事業と通訳・介助員の業務」において、代読・代筆も指導内容に入っているものの、いずれも講義形式である。同行援護従業者養成における「代読・代筆」は実習科目であり、代読・代筆に関する実技の割合も多いと考えられるが、その実技を実施する時間が必修科目では確保されていない。上記のことから、必修科目のみで構成される通訳・介助員

養成研修では、「代読・代筆」に関する同等の内容を学ぶことは困難であると考えられる。

ただし、選択科目である「盲ろう通訳技術の実際」が自治体や受託団体の判断で組み込まれている場合は、必修科目の内容と合わせて、「代読・代筆」に関する内容を通訳・介助員養成研修でも同等に学ぶことができると考えられる。

（９）「誘導の基本技術」（７時間）

「誘導の基本技術」は、「基本姿勢、歩行・曲がる」、「狭所通過」、「ドア通過」、「屋内歩行」、「いすへの誘導」、「段差・階段」といった内容で構成されている（試行研修・演習課題より）。

これに対応すると考えられる通訳・介助員養成研修の科目は、「移動介助実習Ⅰ」（２時間）、「通訳・介助実習Ⅰ」（４時間）、「盲ろう疑似体験」（２時間）である。

「移動介助実習Ⅰ」について、通訳・介助員養成カリキュラムでは、「基本的な移動介助を安心・安全に行うことができる技術を習得する」ことが目的となっている。『手引書』の第１２章「盲ろう者の移動介助の基本」において、「誘導の基本技術」で構成されている内容はすべて記述があり、紹介されている技術としても、視覚障害者の基本的な誘導介助技術に沿った中身になっている。

「通訳・介助実習Ⅰ」について、通訳・介助員養成カリキュラムでは、「基本的な通訳・介助の技術を習得する」ことが目的となっており、『手引書』では、「食事、買い物など、生活場面での通訳・介助を想定し、できれば屋外へ出かけた実習とする。設定した課題を行い、指定された時間内に会場に戻ることができるようなコースや実習内容とする」といったことが示されている。

「盲ろう疑似体験」について、通訳・介助員養成カリキュラムでは、「視覚と聴覚の両方を遮断して行動する体験を通して、その状態・心理面の共感的理解を図るとともに、盲ろう者の支援ニーズや接する際のマナーを理解する」ことが目的となっており、『手引書』では、指導例として、二人一組になり交

互に盲ろう者役と誘導役を体験する方法が記述されている。

いずれも必修科目であり、講義時間数も合計8時間になることから、「誘導の基本技術」に関する内容を通訳・介助員養成研修でも同等に学ぶことができると考えられる。

(10) 誘導の応用技術(場面別・街歩き)(5時間)

「誘導の応用技術」は、「環境に応じた歩行」、「さまざまな階段」、「エレベータ」、「トイレ」、「窓口やカウンター(代筆・代読)」、「病院・薬局」、「金銭・カード」、「食事」、「雨・雪の日」、「会議・式典・研修など」、「冠婚葬祭」、「盲導犬ユーザーへの対応」、「車いす利用の視覚障害者への対応」といった内容で構成されている(試行研修・演習課題より)。

これに対応すると考えられる通訳・介助員養成研修の科目は、「移動介助実習Ⅱ」(8時間)、「通訳・介助実習Ⅱ」(6時間)である。

「移動介助実習Ⅱ」は、通訳・介助員養成カリキュラムでは「応用的な移動介助技術を習得する」ことが目的とされ、「場面別応用移動介助技術(エスカレーター、電車・バスなどの公共交通機関の利用)を想定した実習」を内容としている。

「通訳・介助実習Ⅱ」は、通訳・介助員養成カリキュラムでは、「応用的な通訳・介助技術を習得する」ことが目的とされ、「場面別応用通訳・介助技術(第三者が介在する買い物、申請、面接、会議などの場面)を想定した実習」となっている。

これらの内容は「誘導の応用技術」と同様の内容と考えられるものの、「移動介助実習Ⅱ」および「通訳・介助実習Ⅱ」は選択科目である。

必修科目において、該当する科目がないことから、必修科目のみで構成される通訳・介助員養成研修では、「誘導の応用技術」に関する同等の内容を学ぶことは困難であると考えられる。

ただし、選択科目である「移動介助実習Ⅱ」もしくは「通訳・介助実習Ⅱ」が自治体や受託団体の判断で組み込まれている場合は、講義時間数がそれぞ

れ5時間以上に設定されていることから、「誘導の応用技術」に関する内容を通訳・介助員養成研修でも同等に学ぶことができると考えられる。

(11) 交通機関の利用(4時間)

「車の乗降」、「バスの乗降」、「電車の乗降」、「船・飛行機の乗降」、「エスカレーターの利用」、「環境に応じた歩行」(繁華街)といった内容で構成されている(試行研修・演習課題より)。

これに対応すると考えられる通訳・介助員養成研修の科目は、「移動介助実習Ⅱ」(8時間)、「通訳・介助実習Ⅱ」(6時間)である。

「移動介助実習Ⅱ」は、通訳・介助員養成カリキュラムでは「応用的な移動介助技術を習得する」ことが目的とされ、「場面別応用移動介助技術(エスカレーター、電車・バスなどの公共交通機関の利用)を想定した実習」を内容としている。

「通訳・介助実習Ⅱ」は、通訳・介助員養成カリキュラムでは、「応用的な通訳・介助技術を習得する」ことが目的とされ、「場面別応用通訳・介助技術(第三者が介在する買い物、申請、面接、会議などの場面)を想定した実習」となっている。

これらの内容は「誘導の応用技術」と同様の内容と考えられるものの、「移動介助実習Ⅱ」および「通訳・介助実習Ⅱ」は選択科目である。

必修科目において、該当する科目がないことから、必修科目のみで構成される通訳・介助員養成研修では、「誘導の応用技術」に関する同等の内容を学ぶことは困難であると考えられる。

ただし、選択科目である「移動介助実習Ⅱ」もしくは「通訳・介助実習Ⅱ」が自治体や受託団体の判断で組み込まれている場合は、講義時間数がそれぞれ4時間以上に設定されていることから、「誘導の応用技術」に関する内容を通訳・介助員養成研修でも同等に学ぶことができると考えられる。

D. 考察

(1) 免除科目

結果および考察をもとに、盲ろう者向け通訳・介助員が同行援護従業者養成研修の受講の際に免除できると考えられる科目は、次の通りとなる。

形態	科目	時間
講義	外出保障	1
講義	視覚障害の理解と疾病	1.5
講義	視覚障害者（児）の心理	1
講義	同行援護従事者の実際と職業倫理	2.5
講義・演習	情報提供	2
実習	誘導の基本技術	7

（２）受講科目

研究結果をもとに、盲ろう者向け通訳・介助員が新たな同行援護従業者養成研修カリキュラムに受講の際に、受講が必要と考えられる科目は次の通りとなる。

形態	科目	時間
講義	視覚障害者（児）福祉の制度とサービス	1.5
講義	同行援護の制度	1
講義・演習	代筆・代読	1.5
実習	誘導の応用技術（場面別・街歩き）	5
実習	交通機関の利用	4

（３）選択科目に対応する科目の免除

上記（２）受講科目に該当する通訳・介助員養成研修の選択科目を自治体、受託団体等の裁量により実施している場合に、自治体の判断により免除できると考えられる科目は次の通りとなる。

同行援護	通訳・介助員派遣
視覚障害者（児）福祉の制度とサービス	盲ろう者福祉制度概論
同行援護の制度	盲ろう者福祉制度概論
代筆・代読	盲ろう通訳技術の実際
誘導の応用技術（場面別・街歩き）	移動介助実習Ⅱもしくは通訳・介助実習Ⅱ
交通機関の利用	移動介助実習Ⅱもしくは通訳・介助実習Ⅱ

E. 結論

新たな同行援護従業者養成研修カリキュラム案と盲ろう者向け通訳・介助員養成カリキュラムの比較をもとに、盲ろう者向け通訳・介助員が同行援護従

業者資格を取得する際の免除科目案を作成した。

その結果、新たな同行援護従業者養成カリキュラム（一般課程）28時間のうち、15時間が免除に該当するという結果になった。

上記により、受講する時間数の合計は現行の同行援護従業者養成カリキュラム（一般課程）の20時間から7時間減じた13時間となる。

F. 健康的危険情報 特になし

G. 研究発表 なし

H. 知的財産権に出願・登録状況 なし

文献

社会福祉法人全国盲ろう者協会(2016) 盲ろう者向け通訳・介助員養成講習会指導者のための手引書

社会福祉法人全国盲ろう者協会(2021) 2020年度「盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業」・「盲ろう者向け通訳・介助員養成研修事業」実態調査報告書

令和3年度 厚生労働行政推進事業調査事業
(障害者政策総合研究事業)
『同行援護事業の担い手となる支援者の養成のための研究』
【同行援護従業者養成研修に関する実態調査結果について】

- ① 調査方法
郵便法によるアンケート調査
- ② 調査期間
令和3年12月～令和4年2月
- ③ 回収数・回収率
発送数：344事業所
回収数：220事業所 / 344事業所 (無効回答：2事業所)
回収率：64%

基本情報

<都道府県別>

都道府県名	回答数	割合
1. 北海道	13	6.0%
2. 青森県	1	0.5%
3. 岩手県	1	0.5%
4. 宮城県	5	2.3%
5. 秋田県	1	0.5%
6. 山形県	1	0.5%
7. 福島県	4	1.8%
8. 茨城県	3	1.4%
9. 栃木県	1	0.5%
10. 群馬県	1	0.5%
11. 埼玉県	5	2.3%
12. 千葉県	4	1.8%
13. 東京都	22	10.1%
14. 神奈川県	7	3.2%
15. 新潟県	2	0.9%
16. 富山県	1	0.5%
17. 石川県	2	0.9%
18. 福井県	2	0.9%
19. 山梨県	1	0.5%
20. 長野県	7	3.2%
21. 岐阜県	0	0.0%
22. 静岡県	2	0.9%
23. 愛知県	13	6.0%
24. 三重県	2	0.9%
25. 滋賀県	3	1.4%

都道府県名	回答数	割合
26. 京都府	3	1.4%
27. 大阪府	22	10.1%
28. 兵庫県	1	0.5%
29. 奈良県	5	2.3%
30. 和歌山県	1	0.5%
31. 鳥取県	1	0.5%
32. 島根県	2	0.9%
33. 岡山県	3	1.4%
34. 広島県	8	3.7%
35. 山口県	3	1.4%
36. 徳島県	7	3.2%
37. 香川県	3	1.4%
38. 愛媛県	4	1.8%
39. 高知県	1	0.5%
40. 福岡県	12	5.5%
41. 佐賀県	1	0.5%
42. 長崎県	3	1.4%
43. 熊本県	3	1.4%
44. 大分県	9	4.1%
45. 宮崎県	5	2.3%
46. 鹿児島県	8	3.7%
47. 沖縄県	8	3.7%
未記入	1	0.5%
総数	218	100%

<七地方区分>

地域	値	割合
北海道地方	13	6.0%
東北地方	13	6.0%
関東地方	21	9.7%
東京都	22	10.1%
中部地方	30	13.8%
近畿地方	15	6.9%
大阪府	22	10.1%
中国・四国地方	32	14.7%
九州地方	49	22.6%
合計	217	100%

(内訳事業所)

地域	一般課程 実施事業所	応用課程 実施事業所
北海道地方	9	5
東北地方	11	11
関東地方	18	17
東京都	16	12
中部地方	25	23
近畿地方	13	12
大阪府	14	11
中国・四国地方	26	24
九州地方	36	32
合計	168	147

<法人格>

法人格	回答数	割合
1. 地方公共団体	5	2.3%
2. 社会福祉法人	37	17.0%
3. NPO法人	38	17.4%
4. 株式会社	68	31.2%
5. 社団法人	15	6.9%
6. その他	54	24.8%
未記入	1	0.5%
総数	218	100.0%

(内訳事業所)

法人格	一般課程 実施事業所	応用課程 実施事業所	未開催 事業所
1. 地方公共団体	5	4	0
2. 社会福祉法人	28	24	8
3. NPO法人	29	25	9
4. 株式会社	53	47	15
5. 社団法人	10	9	5
6. その他	44	39	10
未記入	0	0	1
合計	169	148	48

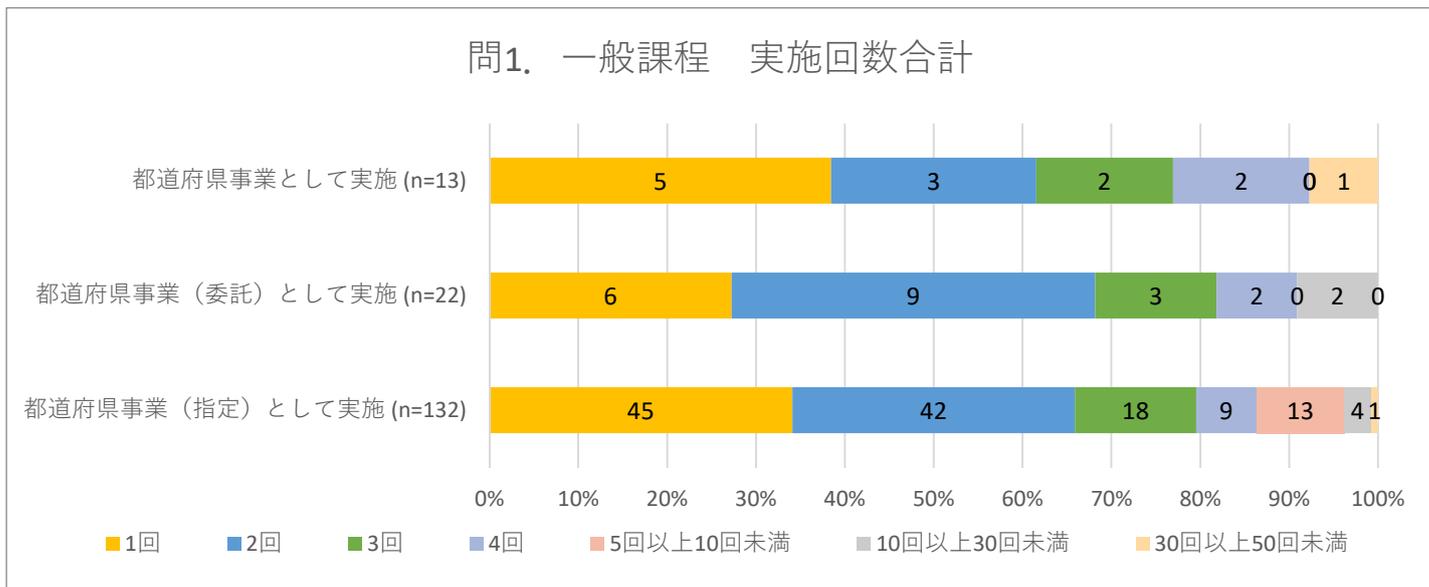
※一般課程のみ実施事業所： 22事業所

※応用課程のみ実施事業所： 1事業所

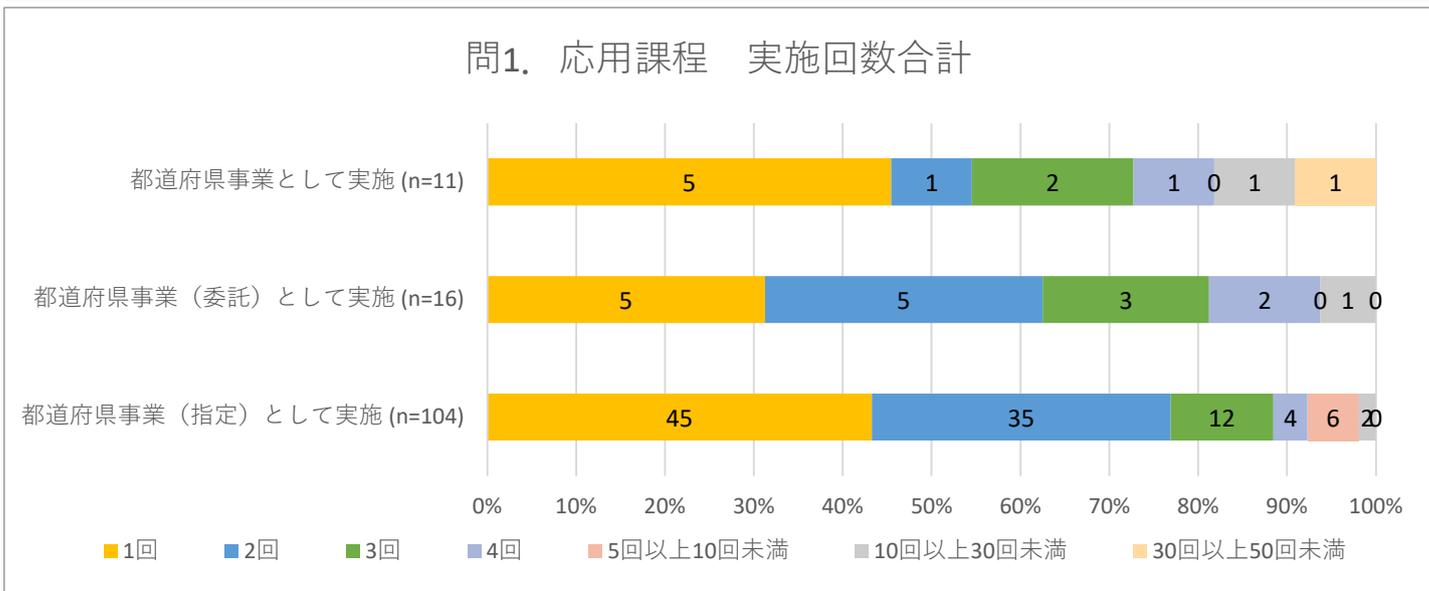
問1. 貴事業所で実施した同行援護従業者養成研修について、お答えください。

令和元年度（平成31年4月～令和2年3月末）の実施回数合計、定員平均、受講者数合計を一般課程、応用課程別にお書きください。

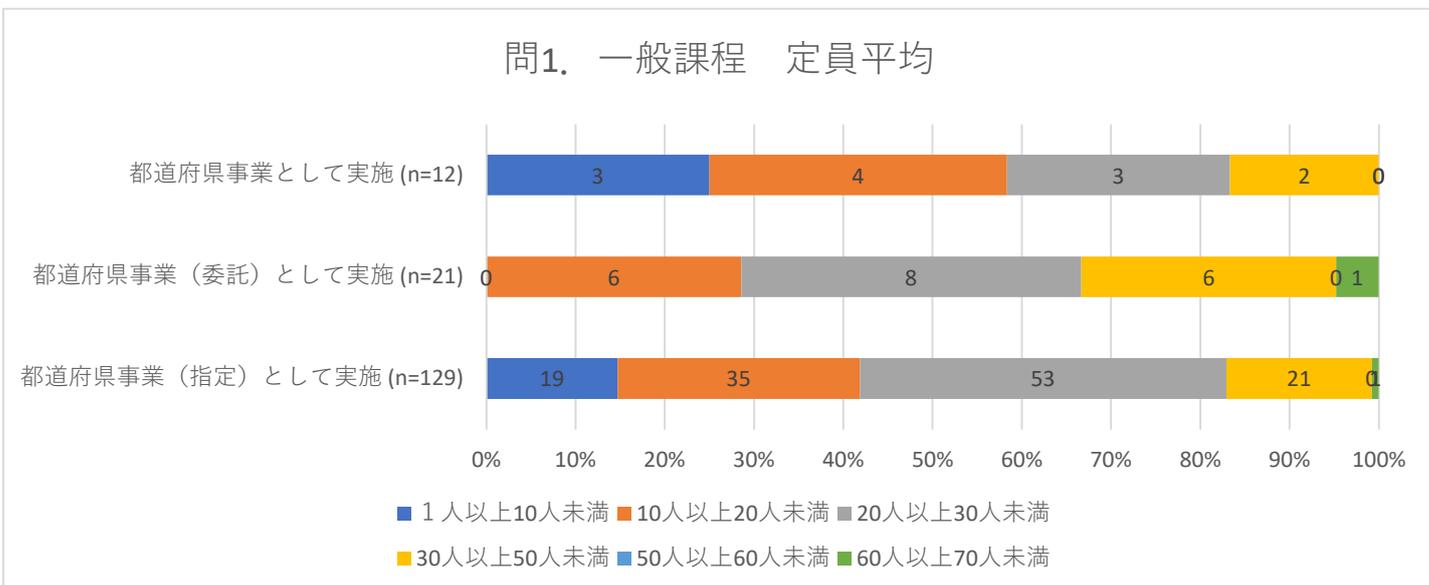
問1. 一般課程 実施回数合計



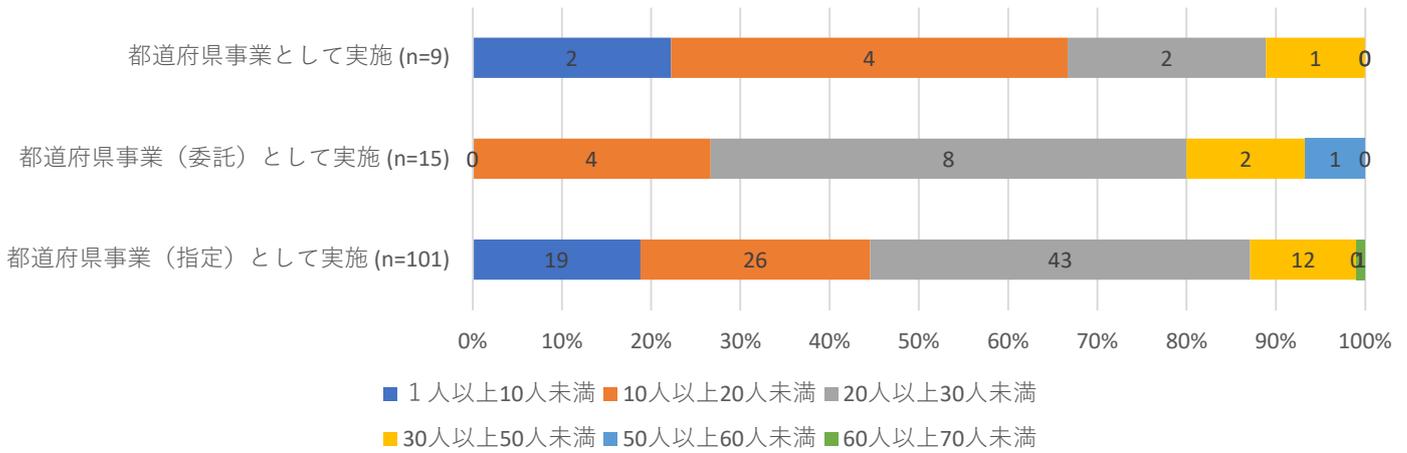
問1. 応用課程 実施回数合計



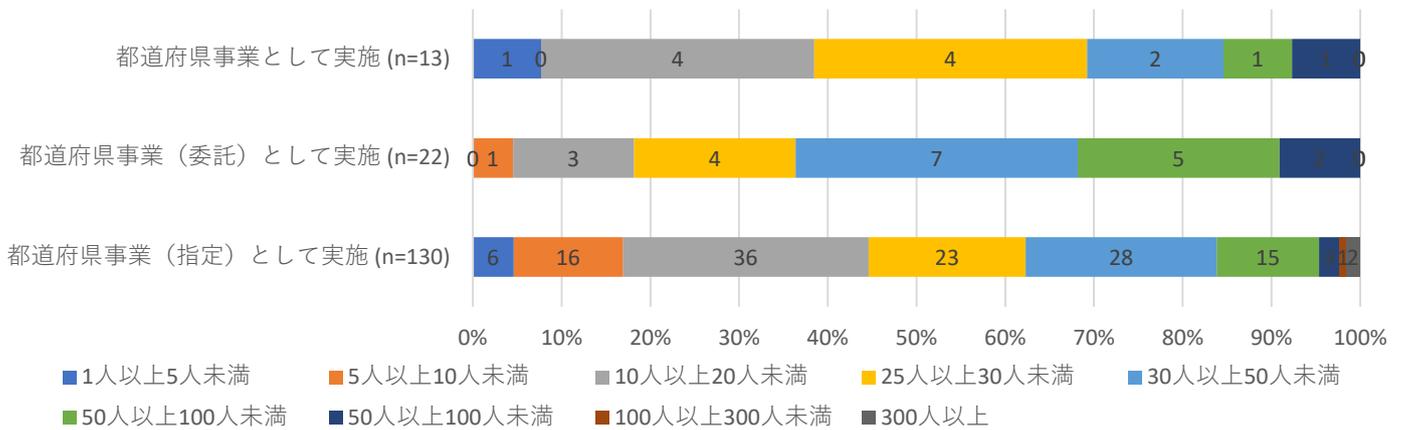
問1. 一般課程 定員平均



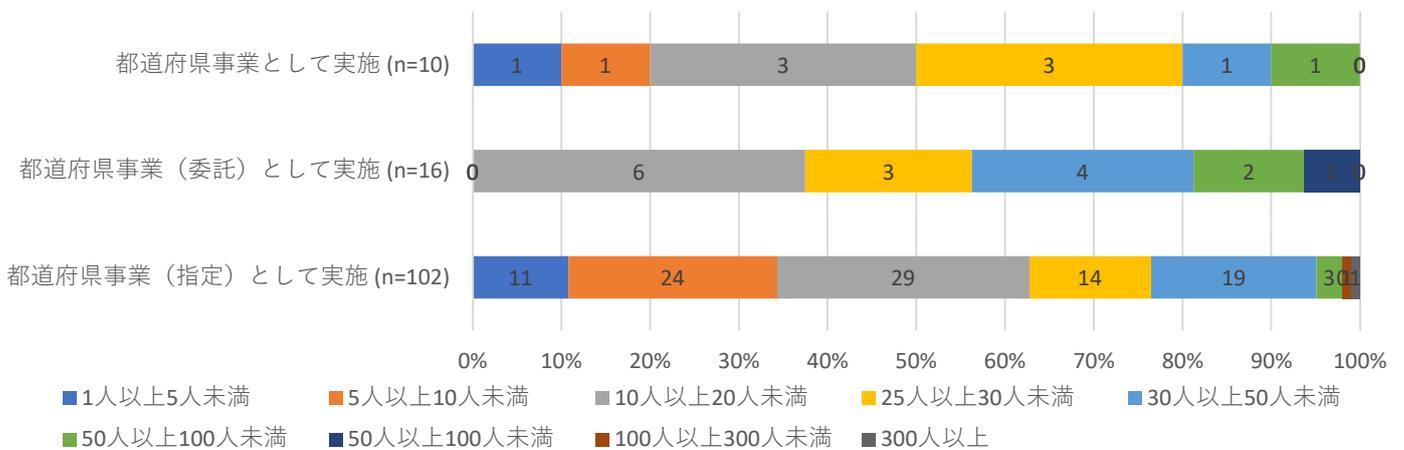
問1. 応用課程 定員平均



問1. 一般課程 受講者数合計



問1. 応用課程 受講者数合計

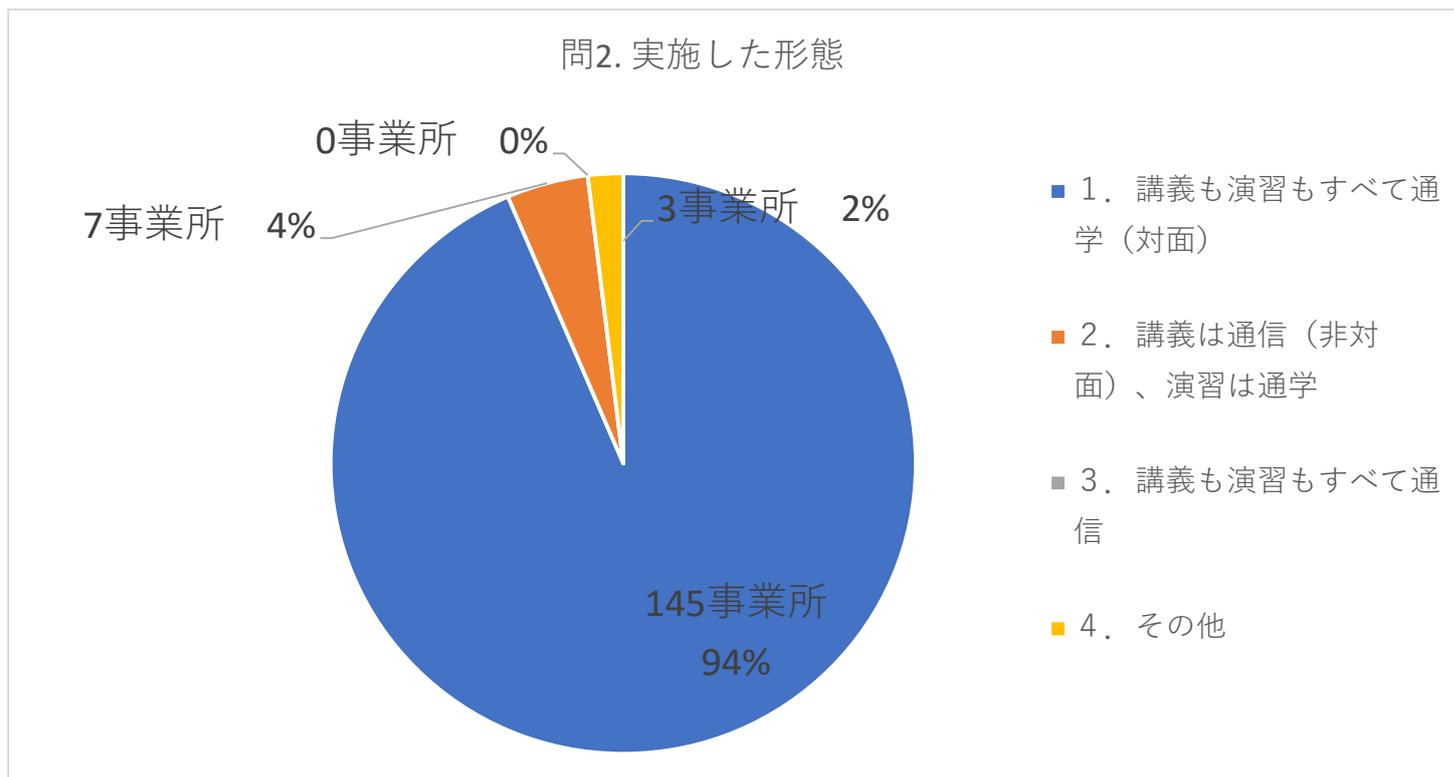


問2. 実施した形態について、あてはまるものすべてお答えください。

項目	回答数
1. 講義も演習もすべて通学（対面）	145
2. 講義は通信（非対面）、演習は通学	7
3. 講義も演習もすべて通信	0
4. その他	3

（その他内訳）

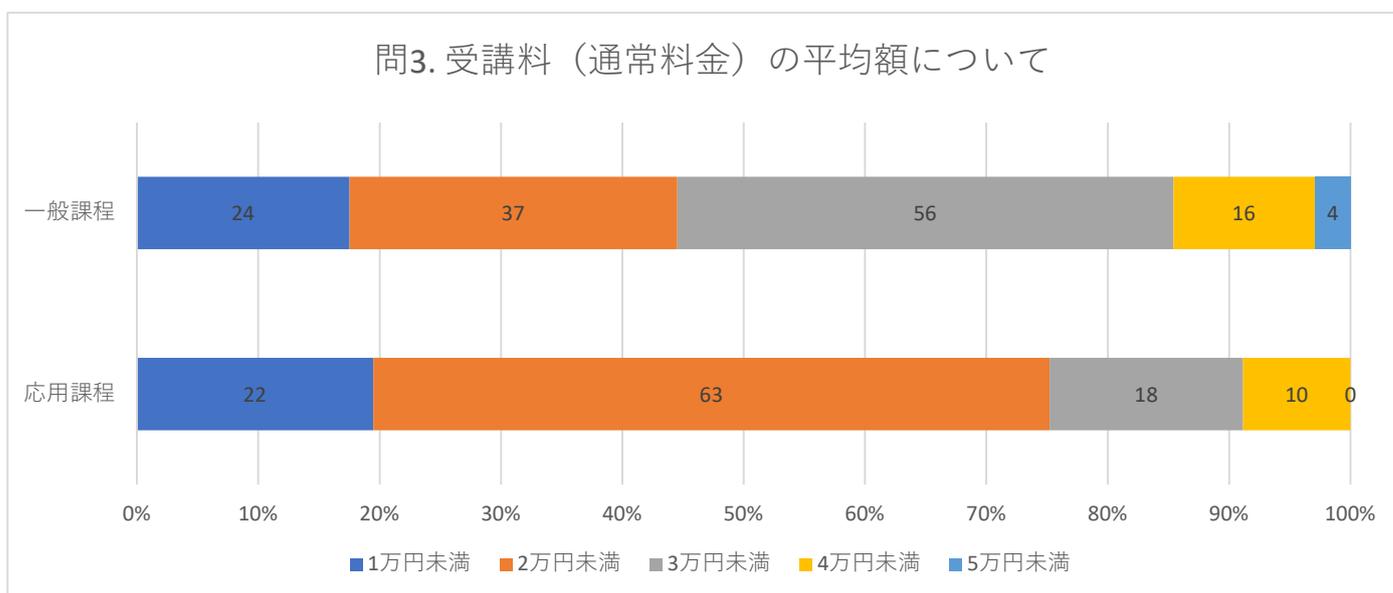
- ・ 講義は通信と一部通学、演習は通学
- ・ 一般課程の講義は通信。一般課程の演習と応用課程の講義と演習は通学。
- ・ 1.(平成27年まで) 2.(令和2年11月実施分)



問3.受講料（通常料金）の平均額について形態・課程別にお答えください。実施していない形態・課程には、「-」を記入してください。

	一般課程					応用課程				
	1万円未満	2万円未満	3万円未満	4万円未満	5万円未満	1万円未満	2万円未満	3万円未満	4万円未満	5万円未満
1. 講義も演習もすべて通学（対面）	23	34	54	16	3	20	63	17	10	0
2. 講義は通信（非対面）、演習は通学	0	2	2	0	0	1	0	0	0	0
3. 講義も演習もすべて通信	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
4. その他	1	1	0	0	1	1	0	1	0	0

※下記のセット価格を設けている事業所は除く



	一般・応用課程セット価格					
	1万円未満	2万円未満	3万円未満	4万円未満	5万円未満	5万円以上
1. 講義も演習もすべて通学（対面）	1	5	5	4	5	1
2. 講義は通信（非対面）、演習は通学	0	0	0	2	0	0
3. 講義も演習もすべて通信	0	0	0	0	0	0
4. その他	0	2	0	1	0	0

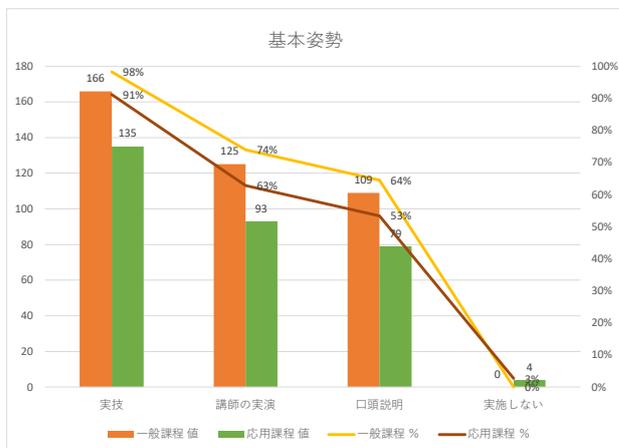
問4. 一般課程・応用課程における誘導に関する技能の指導状況について、定員いっぱいの受講者が参加している場合を前提としてお答えください。
 問5. 同行援護従業者として従事する上で、それぞれの技能がどの程度使用されると思うかお答えください。

一般課程実施事業所数：169 応用課程実施事業所数：148

【 基 本 技 能 】

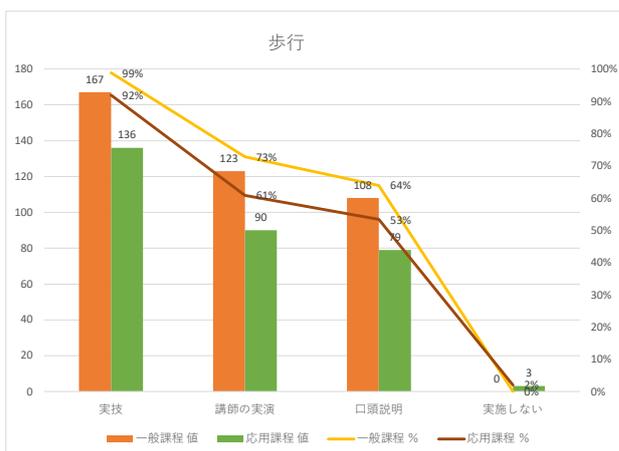
基本姿勢

	一般課程		応用課程		使用頻度		
	値	%	値	%	項目	値	%
実技	166	98%	135	91%	1. 毎回	153	93%
講師の実演	125	74%	93	63%	2. ほとんど	10	6%
口頭説明	109	64%	79	53%	3. ときどき	2	1%
実施しない	0	0%	4	3%	4. まれに	0	0%



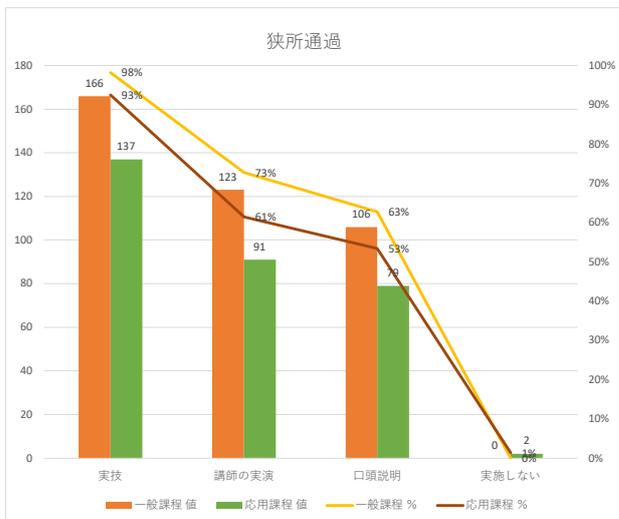
歩行

	一般課程		応用課程		使用頻度		
	値	%	値	%	項目	値	%
実技	167	99%	136	92%	1. 毎回	156	95%
講師の実演	123	73%	90	61%	2. ほとんど	7	4%
口頭説明	108	64%	79	53%	3. ときどき	2	1%
実施しない	0	0%	3	2%	4. まれに	0	0%



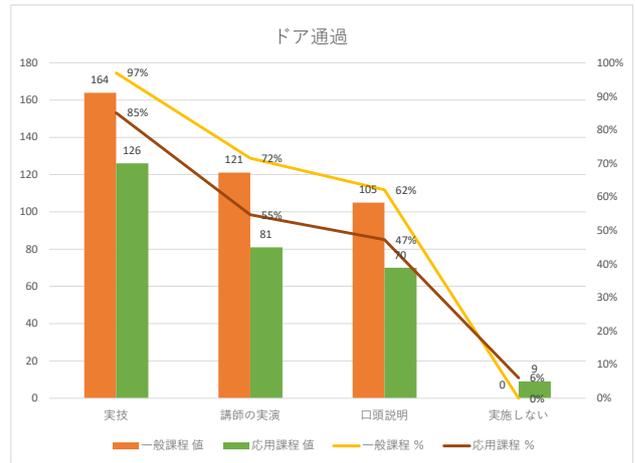
狭所通過

	一般課程		応用課程		使用頻度		
	値	%	値	%	項目	値	%
実技	166	98%	137	93%	1. 毎回	97	59%
講師の実演	123	73%	91	61%	2. ほとんど	39	24%
口頭説明	106	63%	79	53%	3. ときどき	28	17%
実施しない	0	0%	2	1%	4. まれに	1	1%



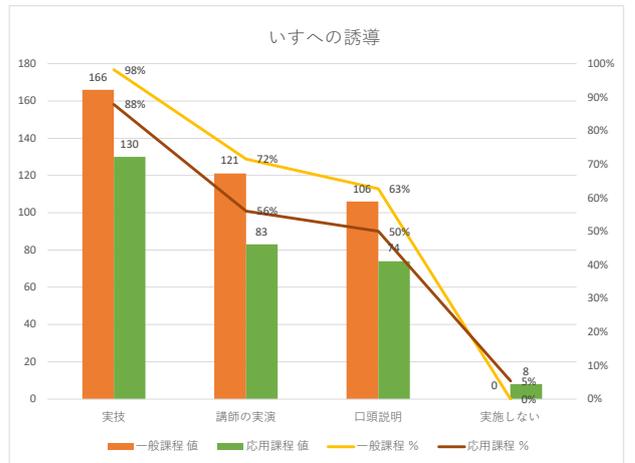
ドア通過

	一般課程		応用課程		使用頻度		
	値	%	値	%	項目	値	%
実技	164	97%	126	85%	1. 毎回	107	65%
講師の実演	121	72%	81	55%	2. ほとんど	44	27%
口頭説明	105	62%	70	47%	3. ときどき	14	8%
実施しない	0	0%	9	6%	4. まれに	0	0%



いすへの誘導

	一般課程		応用課程		使用頻度		
	値	%	値	%	項目	値	%
実技	166	98%	130	88%	1. 毎回	104	63%
講師の実演	121	72%	83	56%	2. ほとんど	51	31%
口頭説明	106	63%	74	50%	3. ときどき	10	6%
実施しない	0	0%	8	5%	4. まれに	0	0%



段差・階段

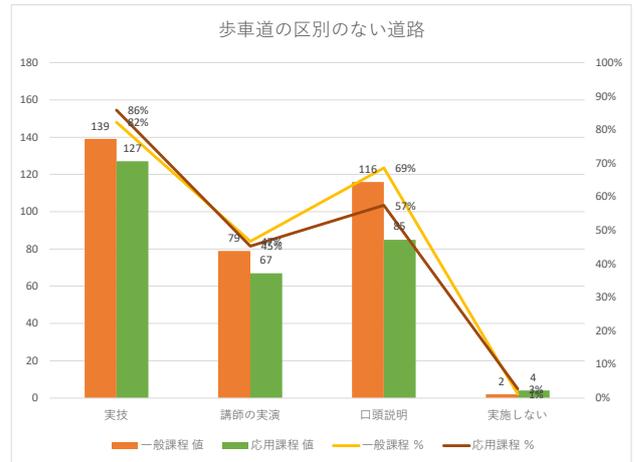
	一般課程		応用課程		使用頻度		
	値	%	値	%	項目	値	%
実技	167	99%	135	91%	1. 毎回	118	72%
講師の実演	122	72%	88	59%	2. ほとんど	33	20%
口頭説明	108	64%	77	52%	3. ときどき	13	8%
実施しない	0	0%	2	1%	4. まれに	0	0%



【 応 用 技 能 】

歩車道の区別のない道路

	一般課程		応用課程		使用頻度		
	値	%	値	%	項目	値	%
実技	139	82%	127	86%	1. 毎回	96	59%
講師の実演	79	47%	67	45%	2. ほとんど	45	28%
口頭説明	116	69%	85	57%	3. ときどき	22	13%
実施しない	2	1%	4	3%	4. まれに	0	0%



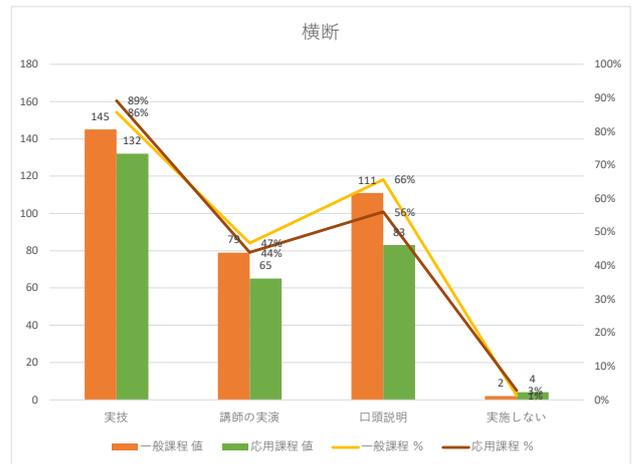
歩道

	一般課程		応用課程		使用頻度		
	値	%	値	%	項目	値	%
実技	151	89%	133	90%	1. 毎回	126	77%
講師の実演	86	51%	68	46%	2. ほとんど	33	20%
口頭説明	112	66%	83	56%	3. ときどき	4	2%
実施しない	1	1%	3	2%	4. まれに	0	0%



横断

	一般課程		応用課程		使用頻度		
	値	%	値	%	項目	値	%
実技	145	86%	132	89%	1. 毎回	119	73%
講師の実演	79	47%	65	44%	2. ほとんど	35	21%
口頭説明	111	66%	83	56%	3. ときどき	8	5%
実施しない	2	1%	4	3%	4. まれに	1	1%



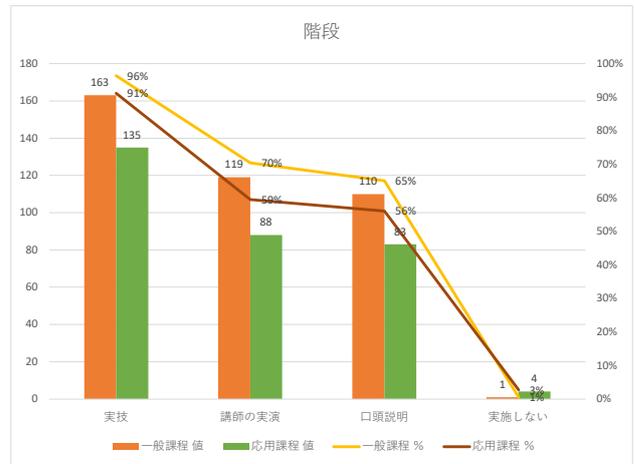
混雑地

	一般課程		応用課程		使用頻度		
	値	%	値	%	項目	値	%
実技	99	59%	115	78%	1. 毎回	62	38%
講師の実演	51	30%	55	37%	2. ほとんど	34	21%
口頭説明	102	60%	84	57%	3. ときどき	57	35%
実施しない	14	8%	8	5%	4. まれに	9	6%



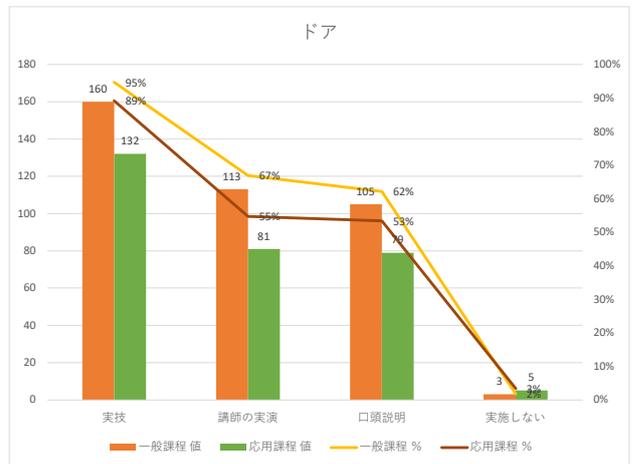
階段

	一般課程		応用課程		使用頻度		
	値	%	値	%	項目	値	%
実技	163	96%	135	91%	1. 毎回	96	59%
講師の実演	119	70%	88	59%	2. ほとんど	43	27%
口頭説明	110	65%	83	56%	3. ときどき	21	13%
実施しない	1	1%	4	3%	4. まれに	2	1%



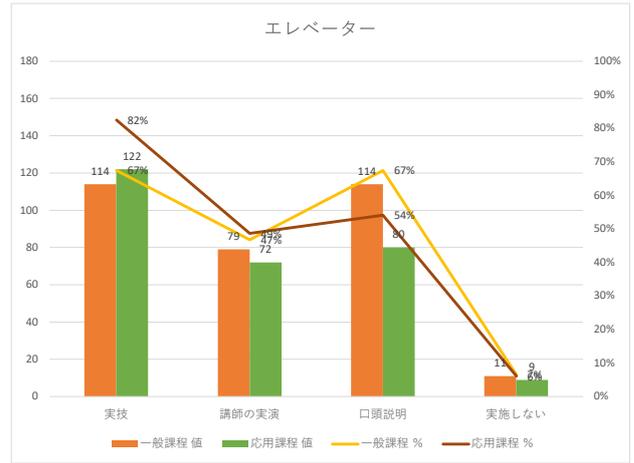
ドア

	一般課程		応用課程		使用頻度		
	値	%	値	%	項目	値	%
実技	160	95%	132	89%	1. 毎回	106	65%
講師の実演	113	67%	81	55%	2. ほとんど	40	25%
口頭説明	105	62%	79	53%	3. ときどき	14	9%
実施しない	3	2%	5	3%	4. まれに	2	1%



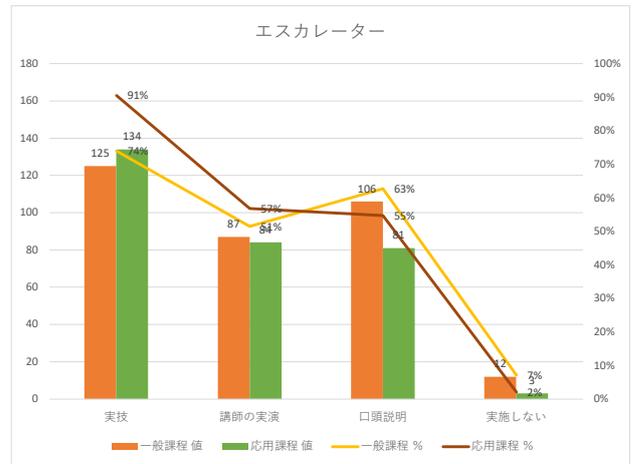
エレベーター

	一般課程		応用課程		使用頻度		
	値	%	値	%	項目	値	%
実技	114	67%	122	82%	1. 毎回	64	40%
講師の実演	79	47%	72	49%	2. ほとんど	37	23%
口頭説明	114	67%	80	54%	3. ときどき	59	36%
実施しない	11	7%	9	6%	4. まれに	2	1%



エスカレーター

	一般課程		応用課程		使用頻度		
	値	%	値	%	項目	値	%
実技	125	74%	134	91%	1. 毎回	60	37%
講師の実演	87	51%	84	57%	2. ほとんど	33	20%
口頭説明	106	63%	81	55%	3. ときどき	61	38%
実施しない	12	7%	3	2%	4. まれに	7	4%



【 場 面 別 技 能 】

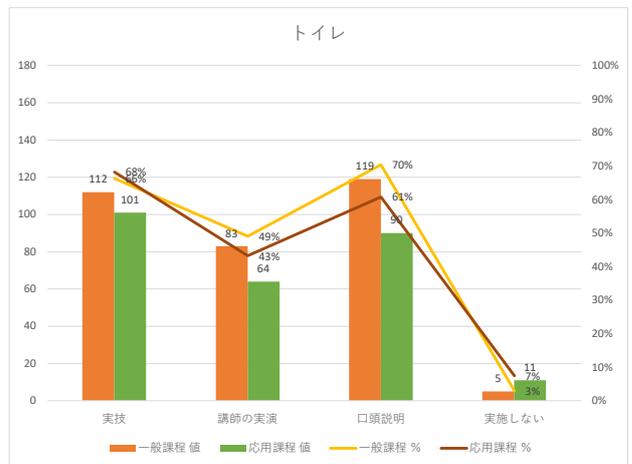
食事

	一般課程		応用課程		使用頻度		
	値	%	値	%	項目	値	%
実技	123	73%	98	66%	1. 毎回	63	39%
講師の実演	67	40%	48	32%	2. ほとんど	27	17%
口頭説明	124	73%	83	56%	3. ときどき	62	39%
実施しない	6	4%	18	12%	4. まれに	9	6%



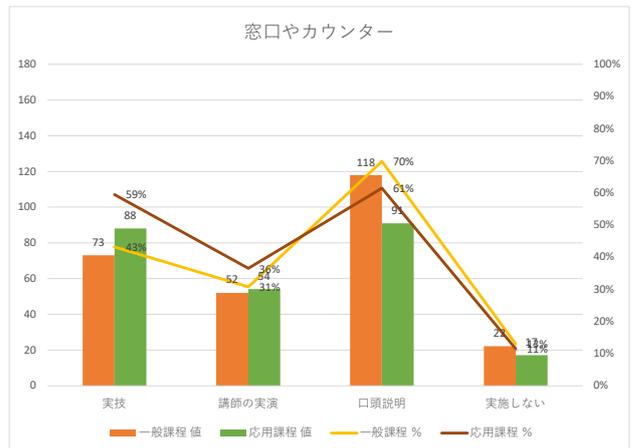
トイレ

	一般課程		応用課程		使用頻度		
	値	%	値	%	項目	値	%
実技	112	66%	101	68%	1. 毎回	83	51%
講師の実演	83	49%	64	43%	2. ほとんど	49	30%
口頭説明	119	70%	90	61%	3. ときどき	27	17%
実施しない	5	3%	11	7%	4. まれに	3	2%



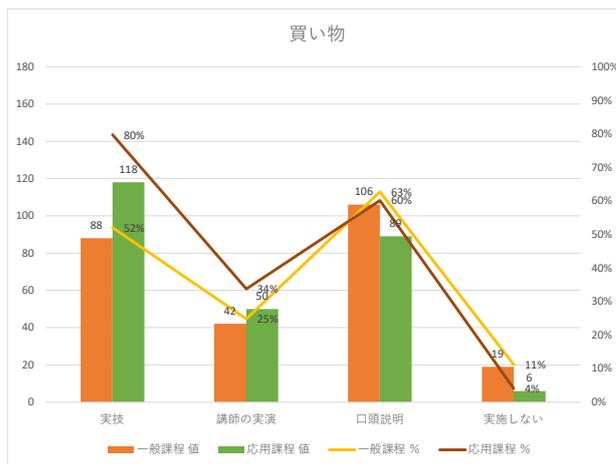
窓口やカウンター

	一般課程		応用課程		使用頻度		
	値	%	値	%	項目	値	%
実技	73	43%	88	59%	1. 毎回	50	32%
講師の実演	52	31%	54	36%	2. ほとんど	29	18%
口頭説明	118	70%	91	61%	3. ときどき	69	44%
実施しない	22	13%	17	11%	4. まれに	9	6%



買い物

	一般課程		応用課程		使用頻度		
	値	%	値	%	項目	値	%
実技	88	52%	118	80%	1. 毎回	62	39%
講師の実演	42	25%	50	34%	2. ほとんど	60	38%
口頭説明	106	63%	89	60%	3. ときどき	37	23%
実施しない	19	11%	6	4%	4. まれに	1	1%



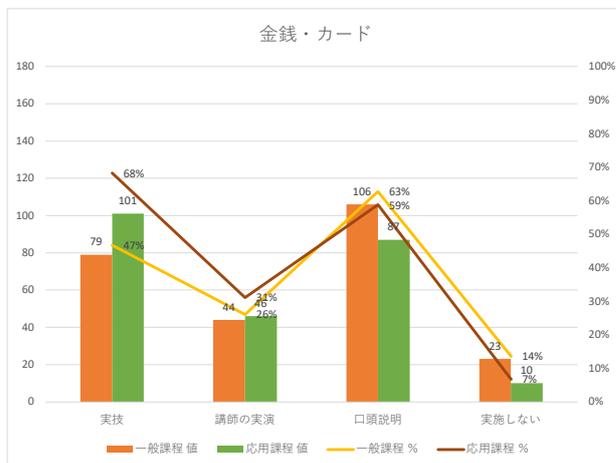
雨・雪の日

	一般課程		応用課程		使用頻度		
	値	%	値	%	項目	値	%
実技	52	31%	54	36%	1. 毎回	44	28%
講師の実演	42	25%	43	29%	2. ほとんど	10	6%
口頭説明	130	77%	106	72%	3. ときどき	68	43%
実施しない	17	10%	13	9%	4. まれに	38	24%



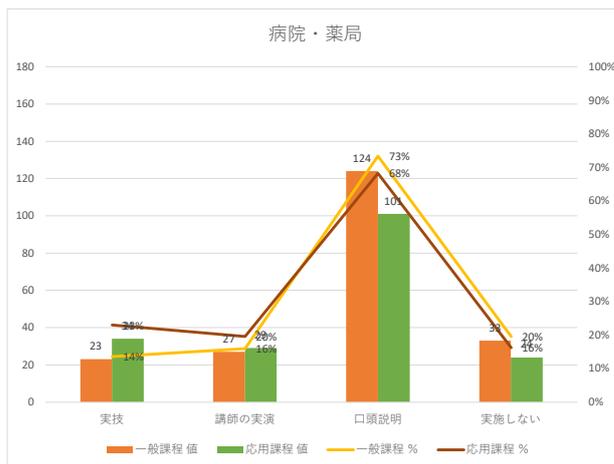
金銭・カード

	一般課程		応用課程		使用頻度		
	値	%	値	%	項目	値	%
実技	79	47%	101	68%	1. 毎回	61	39%
講師の実演	44	26%	46	31%	2. ほとんど	42	27%
口頭説明	106	63%	87	59%	3. ときどき	44	28%
実施しない	23	14%	10	7%	4. まれに	11	7%



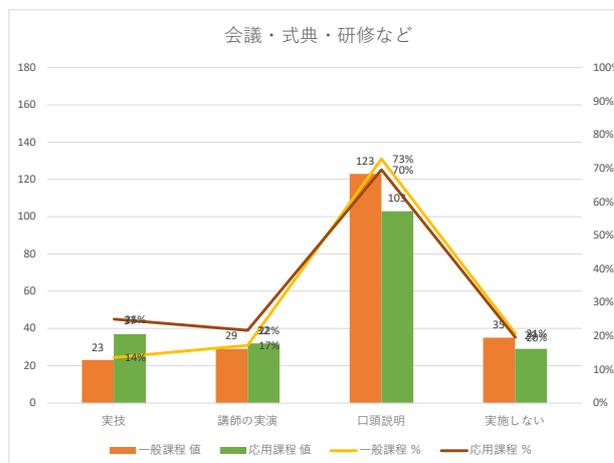
病院・薬局

	一般課程		応用課程		使用頻度		
	値	%	値	%	項目	値	%
実技	23	14%	34	23%	1. 毎回	45	28%
講師の実演	27	16%	29	20%	2. ほとんど	28	18%
口頭説明	124	73%	101	68%	3. ときどき	73	46%
実施しない	33	20%	24	16%	4. まれに	13	8%



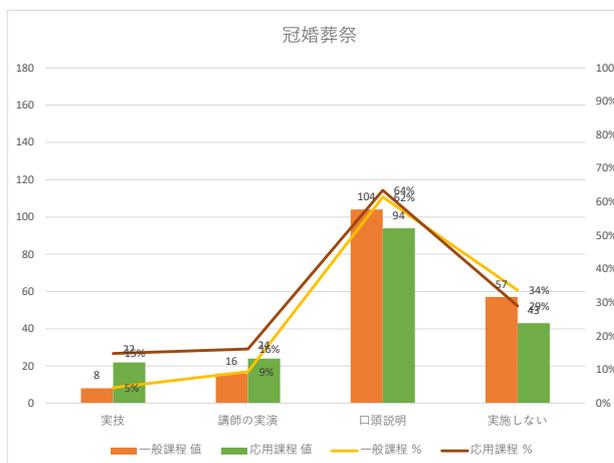
会議・式典・研修など

	一般課程		応用課程		使用頻度		
	値	%	値	%	項目	値	%
実技	23	14%	37	25%	1. 毎回	36	23%
講師の実演	29	17%	32	22%	2. ほとんど	10	6%
口頭説明	123	73%	103	70%	3. ときどき	60	38%
実施しない	35	21%	29	20%	4. まれに	51	32%



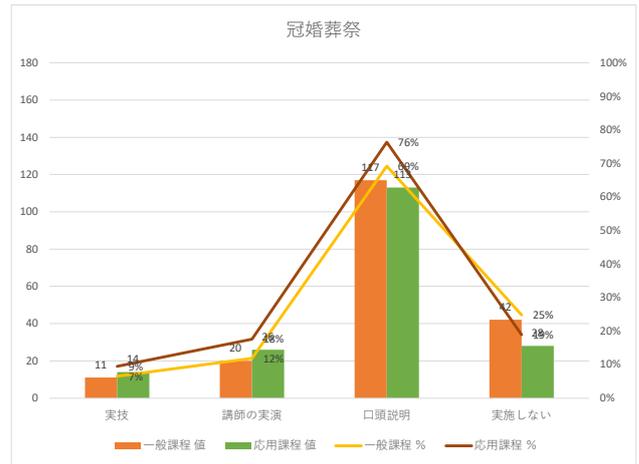
冠婚葬祭

	一般課程		応用課程		使用頻度		
	値	%	値	%	項目	値	%
実技	8	5%	22	15%	1. 毎回	34	21%
講師の実演	16	9%	24	16%	2. ほとんど	8	5%
口頭説明	104	62%	94	64%	3. ときどき	23	14%
実施しない	57	34%	43	29%	4. まれに	94	59%



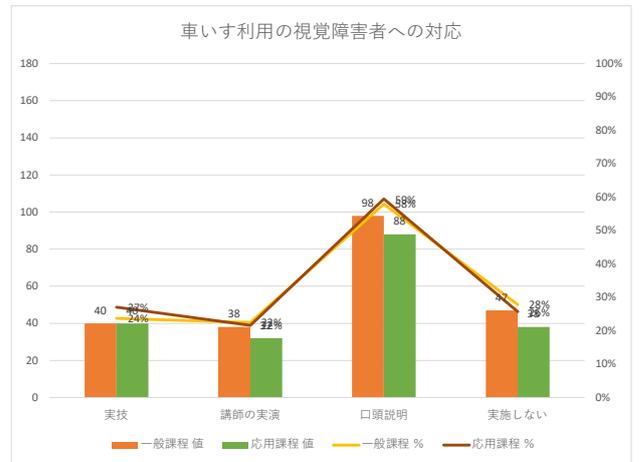
盲導犬ユーザーへの対応

	一般課程		応用課程		使用頻度		
	値	%	値	%	項目	値	%
実技	11	7%	14	9%	1. 毎回	39	25%
講師の実演	20	12%	26	18%	2. ほとんど	7	4%
口頭説明	117	69%	113	76%	3. ときどき	31	20%
実施しない	42	25%	28	19%	4. まれに	79	51%



車いす利用の視覚障害者への対応

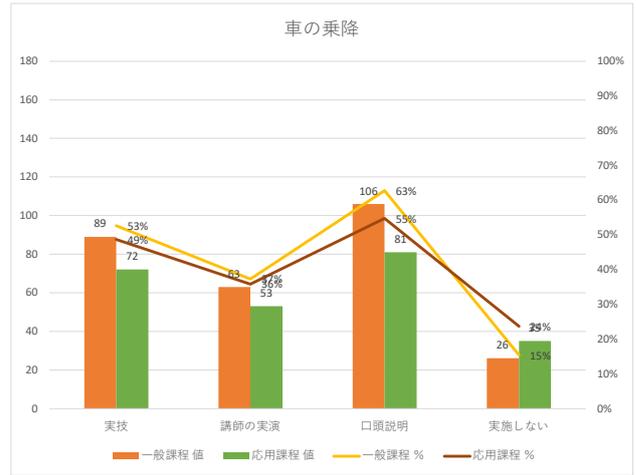
	一般課程		応用課程		使用頻度		
	値	%	値	%	項目	値	%
実技	40	24%	40	27%	1. 毎回	33	21%
講師の実演	38	22%	32	22%	2. ほとんど	12	8%
口頭説明	98	58%	88	59%	3. ときどき	37	23%
実施しない	47	28%	38	26%	4. まれに	76	48%



【 交 通 機 関 の 利 用 】

車の乗降

	一般課程		応用課程		使用頻度		
	値	%	値	%	項目	値	%
実技	89	53%	72	49%	1. 毎回	54	34%
講師の実演	63	37%	53	36%	2. ほとんど	36	23%
口頭説明	106	63%	81	55%	3. ときどき	59	37%
実施しない	26	15%	35	24%	4. まれに	9	6%



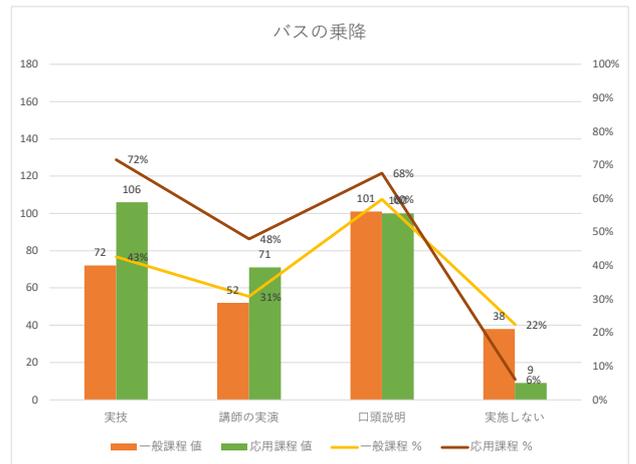
電車の乗降

	一般課程		応用課程		使用頻度		
	値	%	値	%	項目	値	%
実技	78	46%	132	89%	1. 毎回	48	31%
講師の実演	55	33%	83	56%	2. ほとんど	41	26%
口頭説明	97	57%	88	59%	3. ときどき	52	34%
実施しない	36	21%	7	5%	4. まれに	14	9%



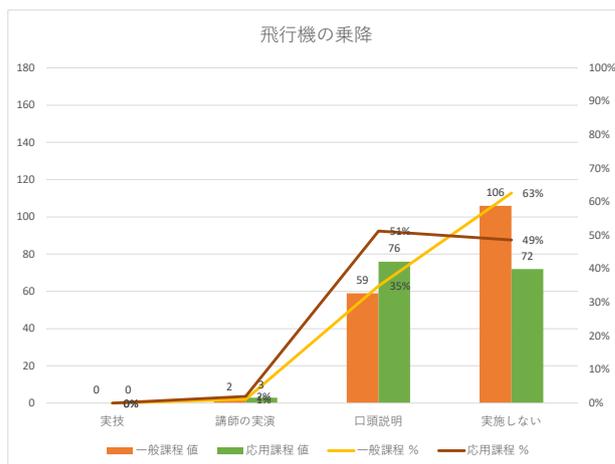
バスの乗降

	一般課程		応用課程		使用頻度		
	値	%	値	%	項目	値	%
実技	72	43%	106	72%	1. 毎回	43	27%
講師の実演	52	31%	71	48%	2. ほとんど	40	25%
口頭説明	101	60%	100	68%	3. ときどき	65	41%
実施しない	38	22%	9	6%	4. まれに	10	6%



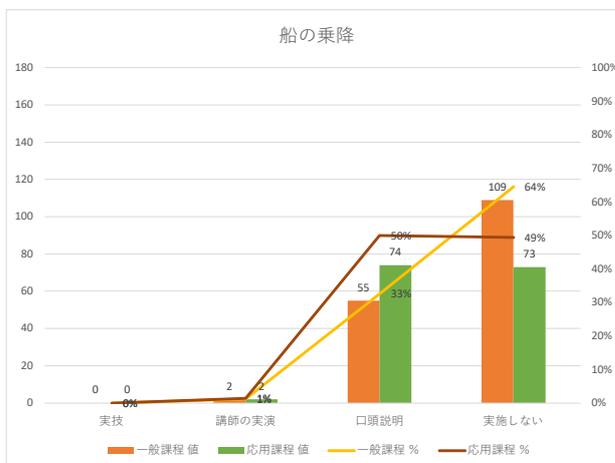
飛行機の乗降

	一般課程		応用課程		使用頻度		
	値	%	値	%	項目	値	%
実技	0	0%	0	0%	1. 毎回	21	15%
講師の実演	2	1%	3	2%	2. ほとんど	7	5%
口頭説明	59	35%	76	51%	3. ときどき	11	8%
実施しない	106	63%	72	49%	4. まれに	104	73%



船の乗降

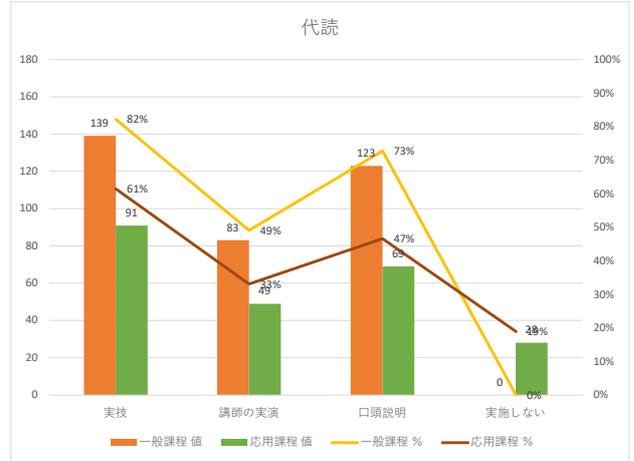
	一般課程		応用課程		使用頻度		
	値	%	値	%	項目	値	%
実技	0	0%	0	0%	1. 毎回	20	14%
講師の実演	2	1%	2	1%	2. ほとんど	7	5%
口頭説明	55	33%	74	50%	3. ときどき	12	8%
実施しない	109	64%	73	49%	4. まれに	103	73%



問6. 一般課程の「代読・代筆」における技能の指導状況について、定員いっぱいの受講者が参加している場合を前提としてお答えください。また、同行援護従業者として従事する上で、演習（実技）のそれぞれの技能がどの程度使用されると思うかお答えください。

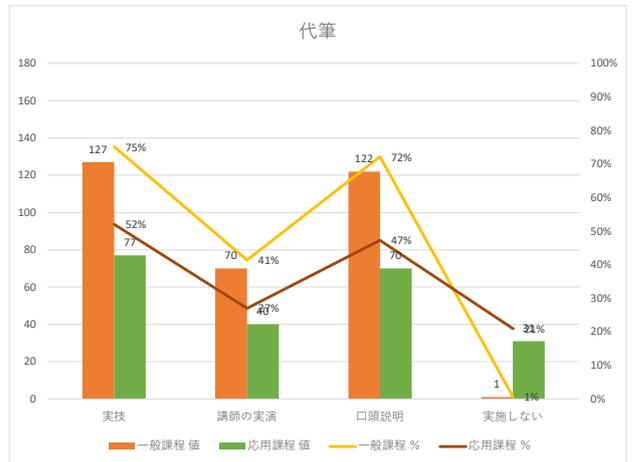
代読

	一般課程		応用課程		使用頻度		
	値	%	値	%	項目	値	%
実技	139	82%	91	61%	1. 毎回	74	46%
講師の実演	83	49%	49	33%	2. ほとんど	43	27%
口頭説明	123	73%	69	47%	3. ときどき	43	27%
実施しない	0	0%	28	19%	4. まれに	2	1%

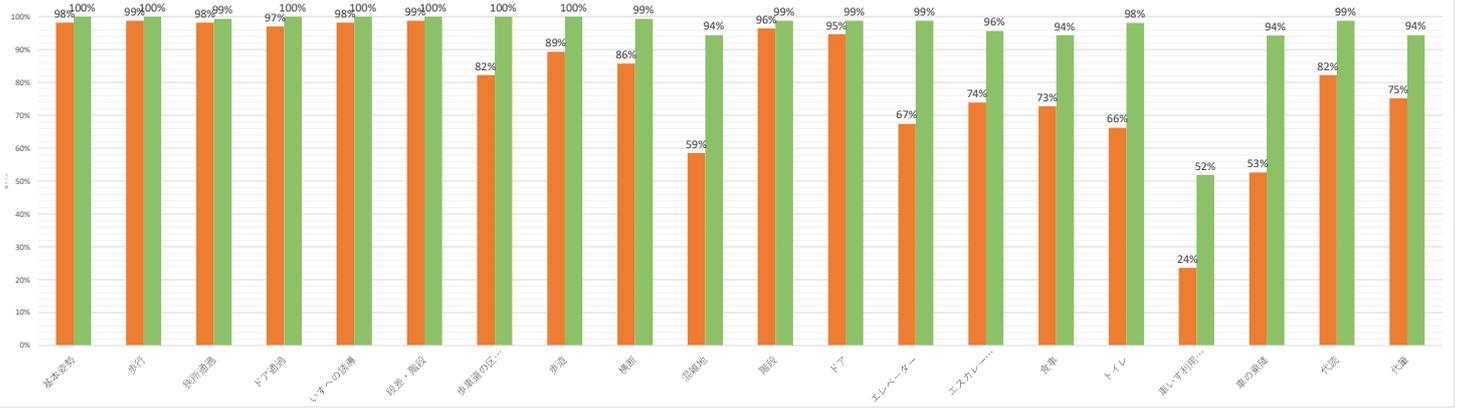


代筆

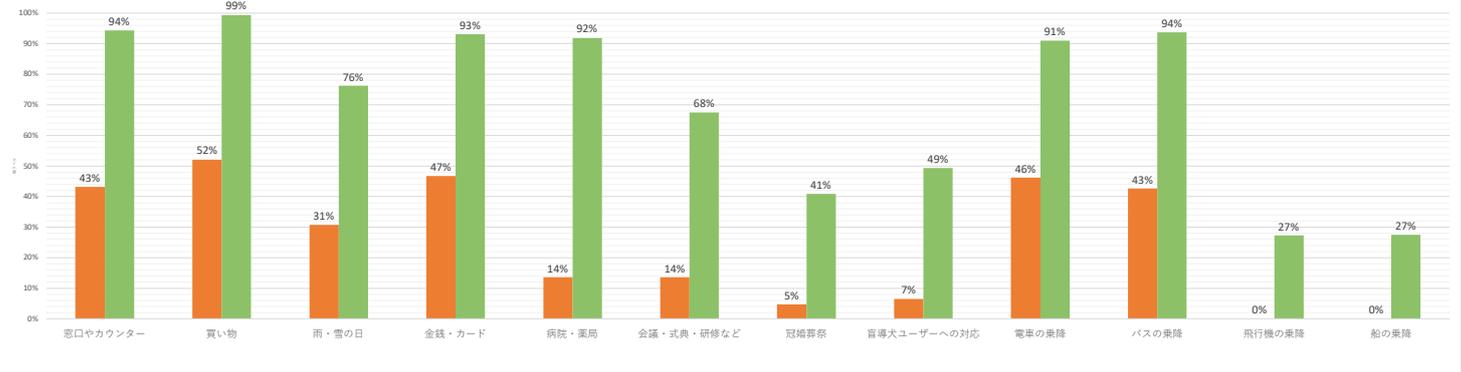
	一般課程		応用課程		使用頻度		
	値	%	値	%	項目	値	%
実技	127	75%	77	52%	1. 毎回	58	36%
講師の実演	70	41%	40	27%	2. ほとんど	32	20%
口頭説明	122	72%	70	47%	3. ときどき	63	39%
実施しない	1	1%	31	21%	4. まれに	9	6%



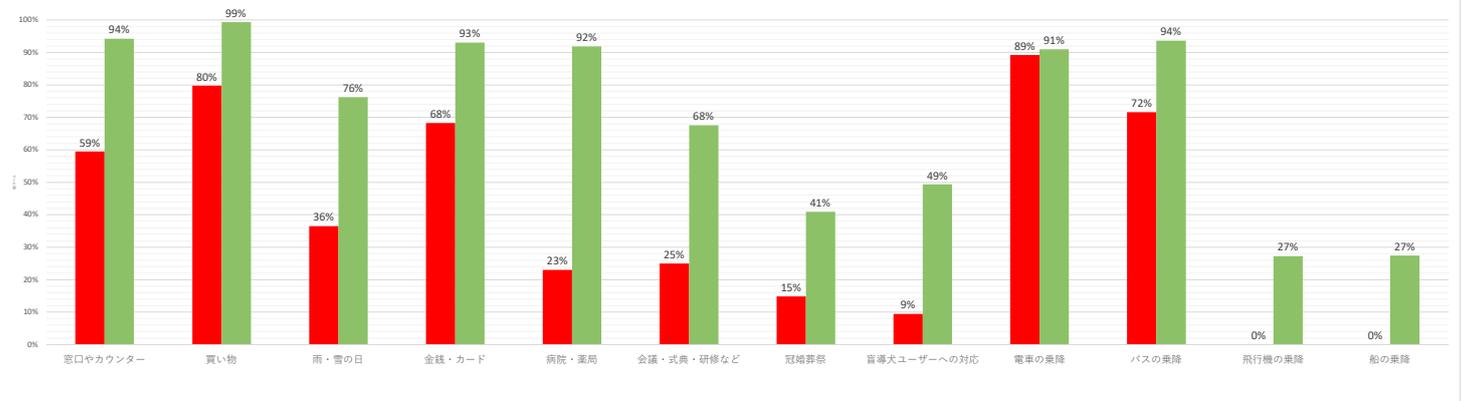
一般課程（実技指導状況）と使用頻度のグラフ（1.毎回、2.ほとんど、3.ときどきの合算値）



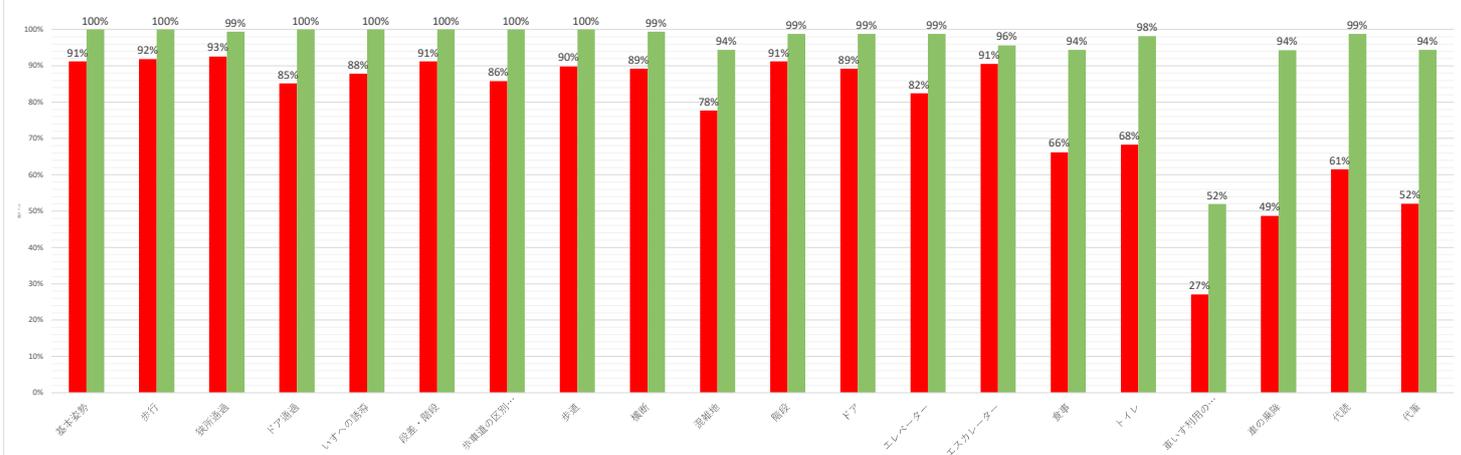
一般課程<応用課程の内容分>（実技指導状況）と使用頻度のグラフ（1.毎回、2.ほとんど、3.ときどきの合算値）



応用課程（実技指導の状況）と使用頻度のグラフ（1.毎回、2.ほとんど、3.ときどきの合算値）



応用課程<一般課程分の内容>（実技指導状況）と使用頻度のグラフ（1.毎回、2.ほとんど、3.ときどきの合算値）



問7. 一般課程において、1回の「基本技能」と「応用技能」（各4時間、計8時間）の実施につき、どのような人員体制で実技を指導していますか。定員いっぱいの受講者が参加している場合を前提として、講師等の運営スタッフの平均的な人数をお答えください。

※1人の人員が8時間の実技にすべて関わる場合を「1人」、8時間のうち4時間のみ関わる場合を「0.5人」、2時間のみ関わる場合は「0.25人」とします。同じ役割に複数の人員がいる場合は、上記の考えのもと、足し合わせてください

（例：8時間担当する講師と、4時間担当する講師がいる場合、「1.5人」）。

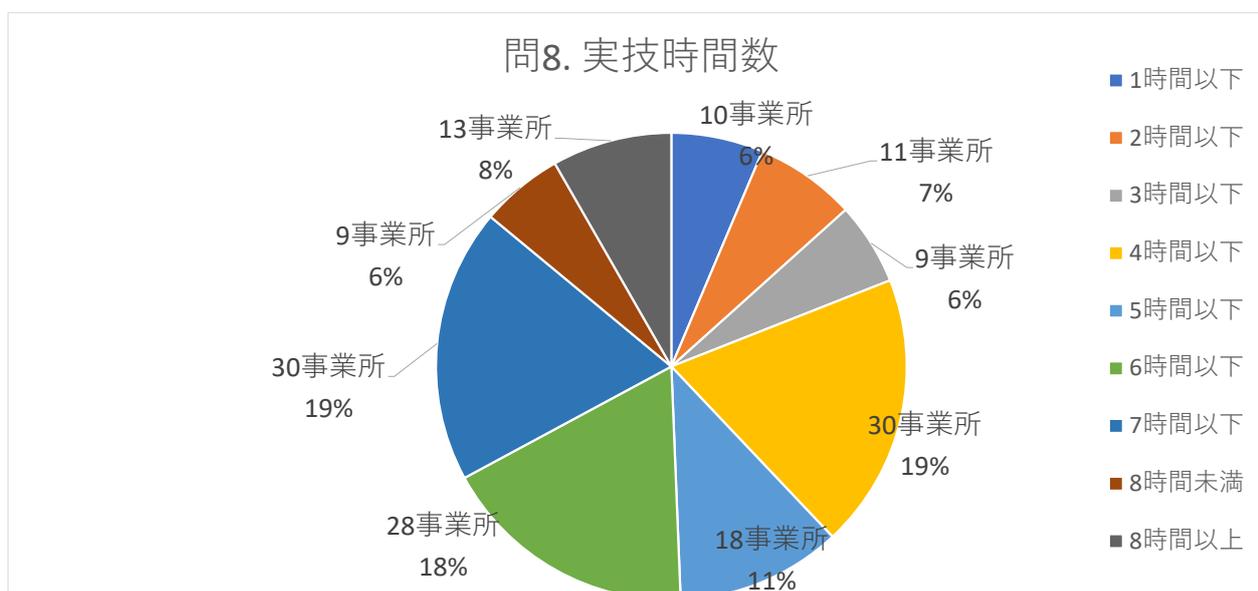
(人/事業所)

	1人未満	1人	2人	2.5人	3人	4人	5人	11人	総計 (事業所)
講師	0	103	40	0	10	4	0	0	157
	0%	66%	25%	0%	6%	3%	0%	0%	100%
講師補助	27	76	17	0	10	3	0	1	134
	20%	57%	13%	0%	7%	2%	0%	1%	100%
スタッフ	48	48	21	1	5	3	2	0	128
	38%	38%	16%	1%	4%	2%	2%	0%	100%
その他	43	5	3	0	1	1	0	0	53
	81%	9%	6%	0%	2%	2%	0%	0%	100%

問8. 一般課程の「基本技能」と「応用技能」（計8時間）のうち、1名の受講者が実技をしている時間は、平均してどのくらいの時間ですか。講師の実演の見学や口頭説明の時間を除き、定員いっぱいの受講者が参加している場合を前提として、お答えください。

N=158

実技時間数	回答数	割合
1時間以下	10	6%
2時間以下	11	7%
3時間以下	9	6%
4時間以下	30	19%
5時間以下	18	11%
6時間以下	28	18%
7時間以下	30	19%
8時間未満	9	6%
8時間以上	13	8%



問9. 一般課程修了者が同行援護従業者として従事する上で、一般課程で実施しない必要な技能等があった場合、どのように補っているかお答えください。(複数回答)

回答事業所数：165

項目	回答数	割合
1. 一般課程の時間を増やして実施している	15	8%
2. 一般課程の時間内で、応用課程の内容を一部実施している	53	29%
3. 応用課程とセットで実施している	51	28%
4. 所属先事業所のOJTに任せている	13	7%
5. 特に補っていない	29	16%
6. その他	20	11%

問10. 科目免除者の受け入れ状況についてお答えください。

N=168

項目	回答数	割合
1. 受け入れている	32	19%
2. 受け入っていない	136	81%

(問10. で「1. 受け入れている」と回答した方)

問11. 受け入れている科目免除者の属性について、お答えください

N=32

項目	回答数	割合
1. 移動支援従業者(が 1 休 2 休 -) 養成研修終了者等(16時間免除)	26	81%
2. 2 休 - 2 級、初任者研修修了者等(4時間免除)	8	25%
3. その他	2	6%

(問10. で「1. 受け入れている」と回答した方)

問12. 科目免除者の受け入れに当たって、課題としてあてはまるものすべて、お答えください。

N=32

項目	回答数	割合
1. 科目免除での受講希望者が少ない	16	50%
2. 科目免除の受講では、十分な技術が習得できない	12	38%
3. 実技・演習の運営の調整が必要になる	5	16%
4. 受講料が減収となる	8	25%
5. その他	5	16%
6. わからない	0	0%

(問10. で「2. 受け入れていない」と回答した方)

問13. 科目免除者を受け入れていない理由について、あてはまるものすべて、お答えください。

N=135

項目	回答数	割合
1. 科目免除での受講希望者が見込まれない	37	27%
2. すべて受講することが資質向上のために必要である	85	63%
3. 実技・演習の運営の調整が必要になる	32	24%
4. 受講料が減収となる	4	3%
5. その他	21	16%
6. わからない	3	2%

問14. 今後、「盲ろう者向け通訳・介助員」を科目免除者とすることが検討されています。「盲ろう者向け通訳・介助員」を科目免除者として、受け入れることができるかどうかについて、お答えください。

N=164

項目	回答数	割合
1. 条件を問わず、受け入れる	13	8%
2. 条件次第で受け入れる	34	21%
3. 条件を問わず、受け入れられない	43	26%
4. わからない	74	45%

(問14. で「2. 条件次第で受け入れる」と回答した方)

問15. 「盲ろう者向け通訳・介助員」を科目免除者として、受け入れるための条件として、あてはまるものすべて、お答えください。

N=34

項目	回答数	割合
1. 受講人数が見込まれる	13	25%
2. 免除科目が多い(受講科目が少ない)	7	13%
3. 実技・演習が免除(講義のみ受講)	6	12%
4. 科目免除者であっても受講料が他の受講者と同一	15	29%
5. その他	3	6%
6. わからない	8	15%

問16. 一般課程受講者に対して、どのように応用課程の受講を推奨しているか、あてはまるものすべて、お答えください。(複数回答)

回答事業所数：163

項目	回答数	割合
1. 応用課程とセットで実施している	68	23%
2. 応用課程や一般とセット受講の受講料を割引する	48	16%
3. 資質・技能向上の観点から、受講の必要性を説明する	85	29%
4. サービス提供責任者の要件という観点から、受講の必要性を説明する	73	25%
5. その他	5	2%
6. 特に推奨していない	15	5%

問17. 貴法人では同行援護事業を実施していますか。

N=169

項目	回答数	割合
1. 実施している	69	41%
2. 実施していない	100	59%

問18. 貴事業所の同行援護従業者養成研修修了者は、貴法人の同行援護従業者として、どの程度契約をしていますか。

N=68

項目	回答数	割合
1. 75%以上	13	19%
2. 50%以上75%未満	5	7%
3. 25%以上50%未満	17	25%
4. 25%未満	29	43%
5. わからない	4	6%

問19. 現行の同行援護従業者養成研修のカリキュラムや科目免除等について、ご意見があればご自由にお書きください。(自由記述の代表的な回答)

回答事業所：80事業所

カリキュラム（一般・応用課程の一体実施）について	11事業所
カリキュラム（演習の充実）について	22事業所
カリキュラム（変更・追加）について	33事業所
科目免除について	17事業所
講師要件について	6事業所
フォローアップ体制について	2事業所
運営上の問題について	27事業所
養成研修の実施困難があった	12事業所
意見・要望	22事業所

令和3年度 厚生労働行政推進調査事業「同行援護の担い手となる支援者の養成のための研究」
同行援護従業者養成試行研修（講義）受講者アンケート結果

1. 調査対象

本試行研修（講義）受講者 50 名

（同行援護従業者・同行援護従業者養成研修講師経験者 30 名、同行援護従業者養成研修未受講者 20 名）

2. 調査方法

学習管理システム内のアンケート機能での回答

3. 調査期間

令和3年12月10日～12月23日

4. 回収数・回収率

回収数：50/50（有効回答 50/50）

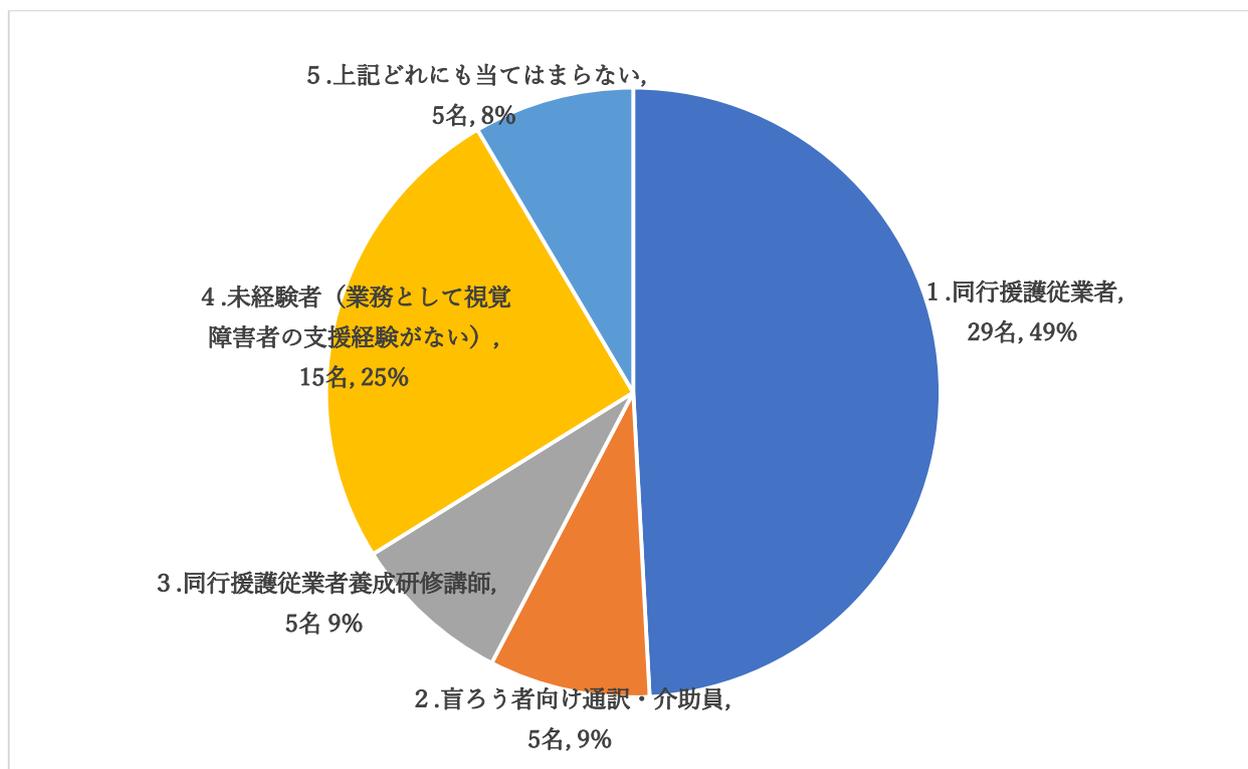
回収率：100.0%（100%）

5. 調査内容

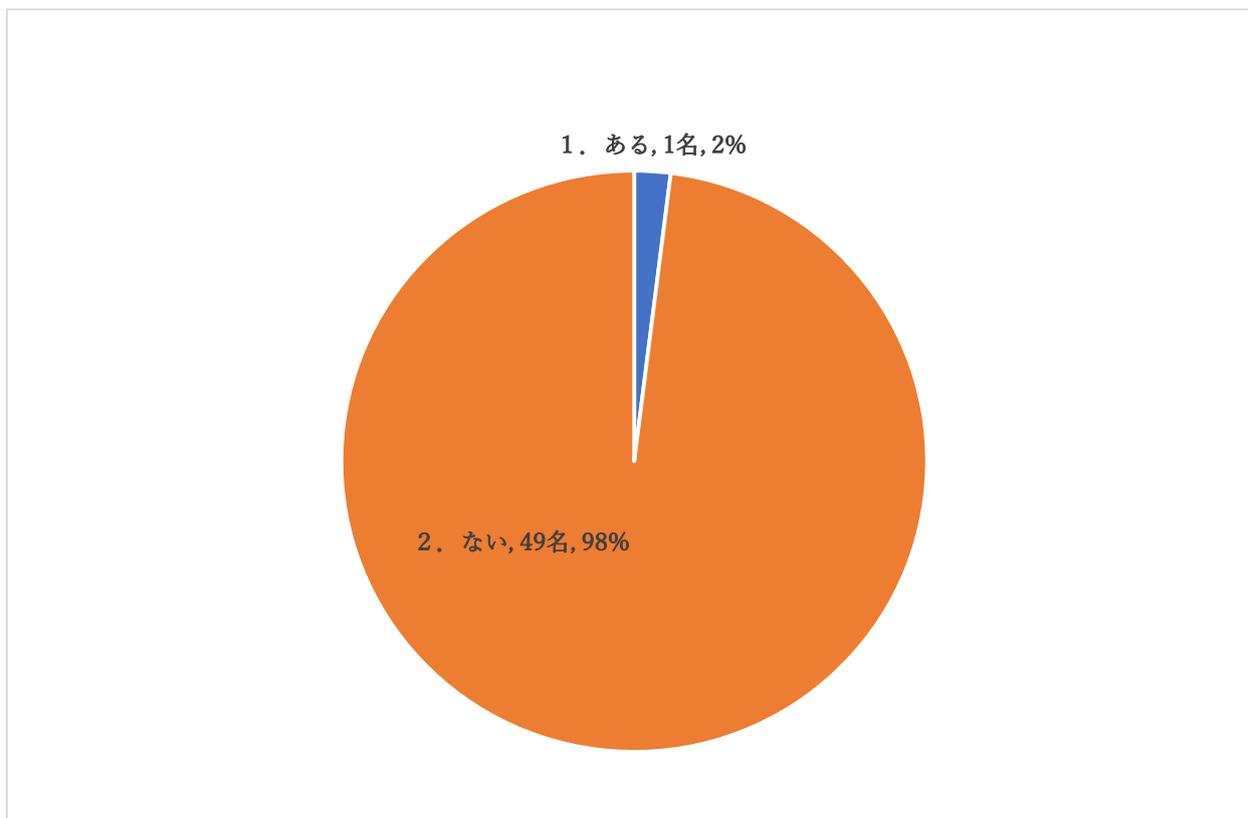
- ・同行援護従業者養成研修の受講者の属性：従業者、年齢、年代、過去の研修受講、実務経験
- ・同行援護従業者養成研修の受講後の状況：理解状況、研修時間、研修内容、従事の可否
- ・試行研修受講後の意見、過去に受講した同行援護従業者養成研修と比較による意見 等

I.基本情報

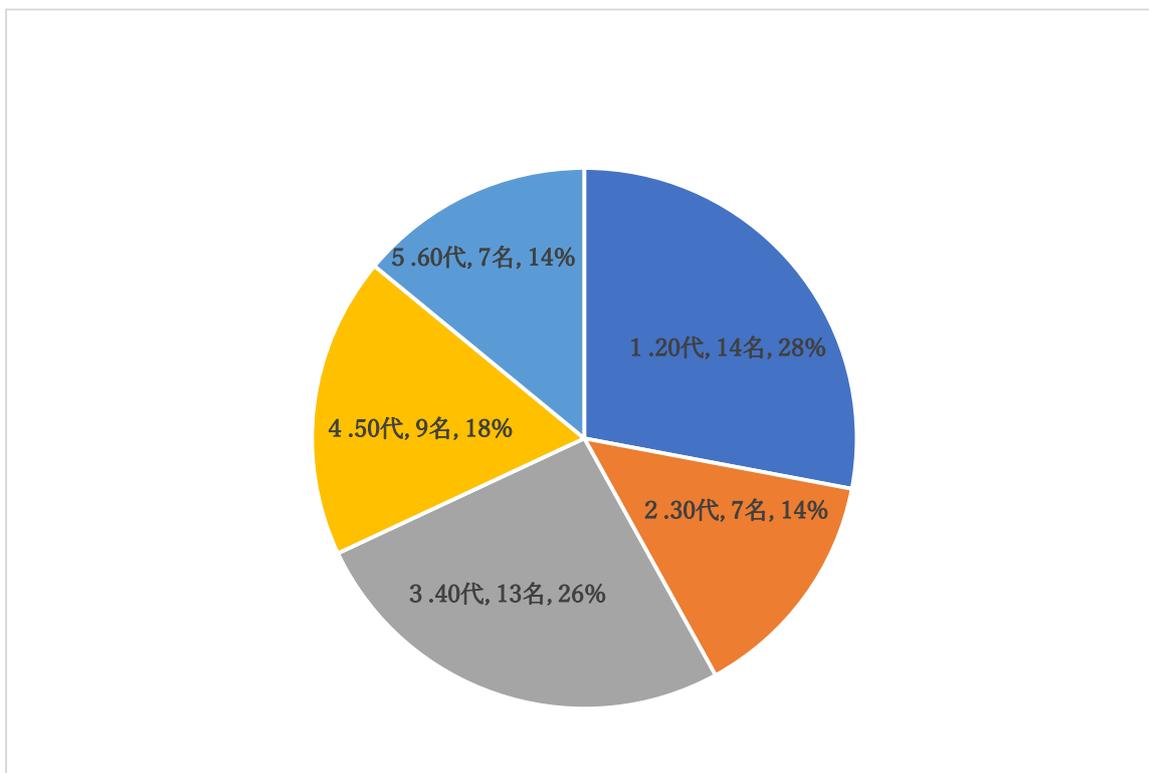
問1. 次のいずれに該当しますか（複数選択可）



問2. 視覚障害はありますか。

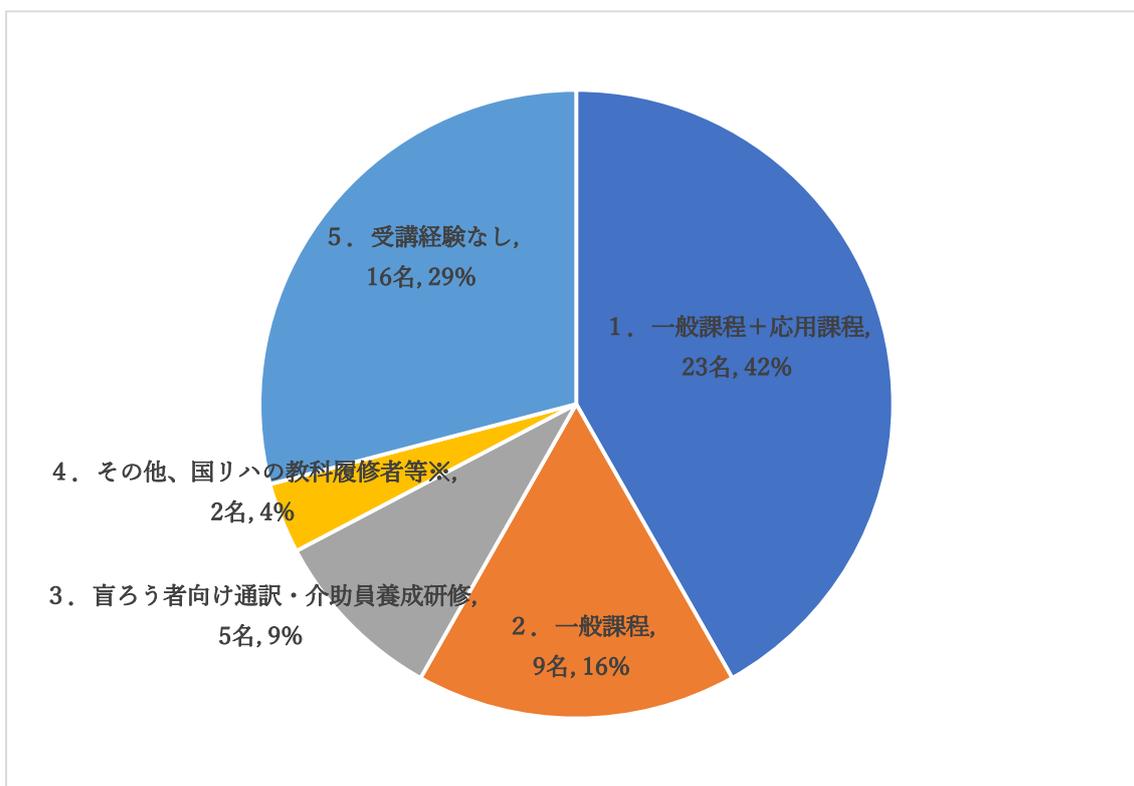


問3. 試行研修受講時年齢（年代）をお聞きします。

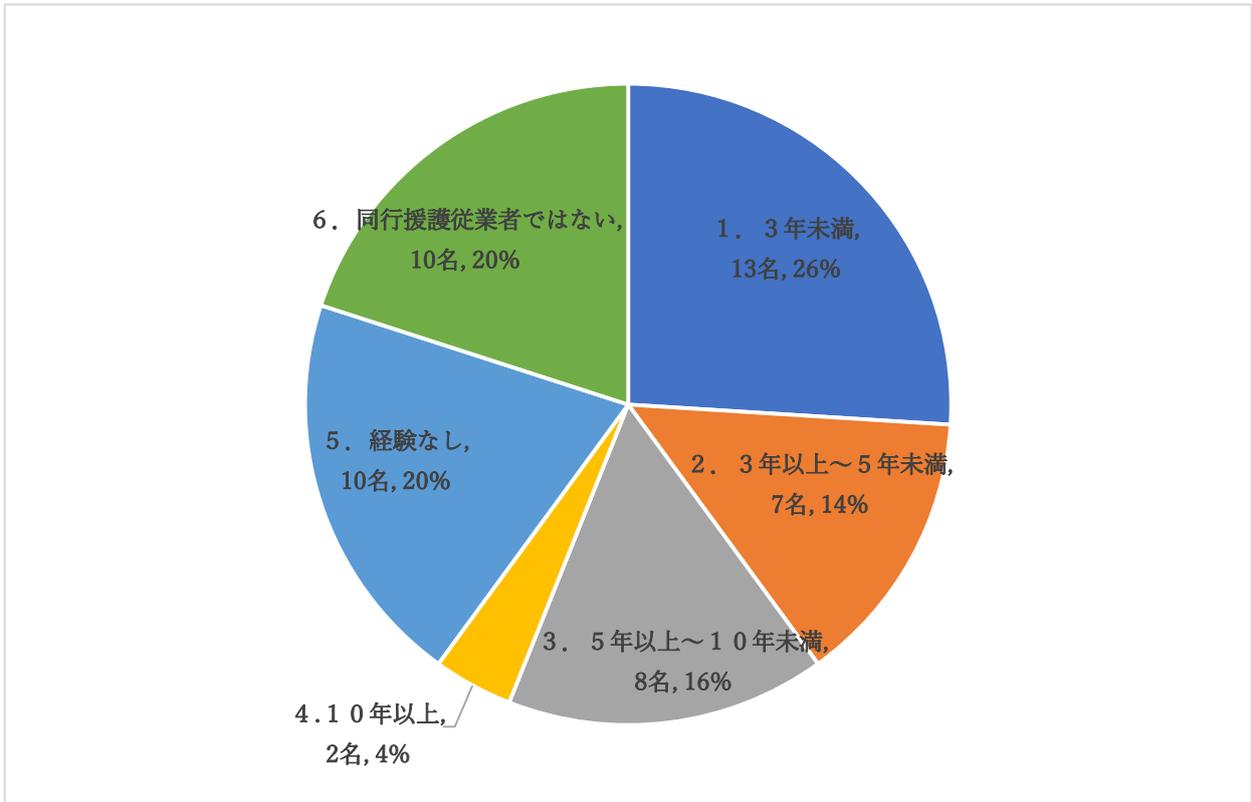


平均年齢 43 歳、範囲：20～64 歳

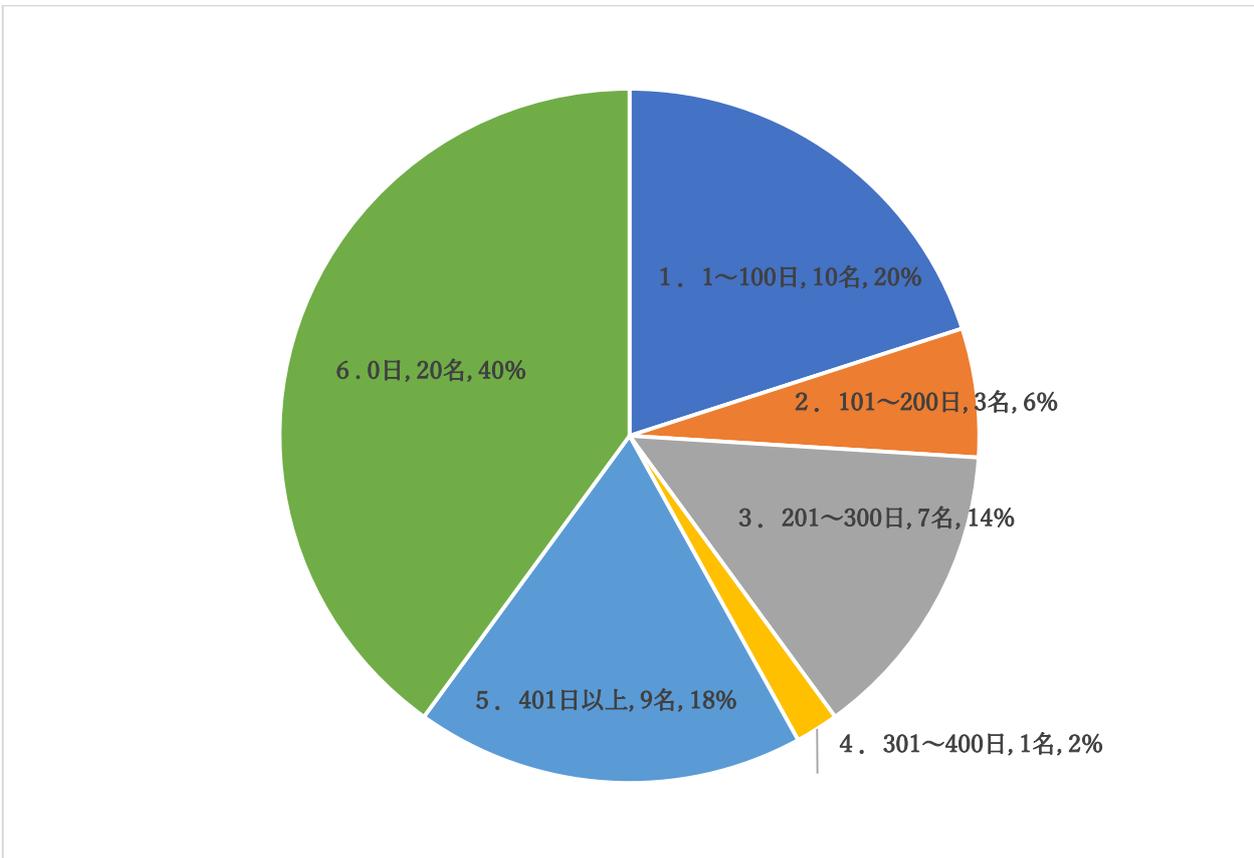
問4. 同行援護従業者養成研修等の受講状況についてお聞きします（複数選択可）



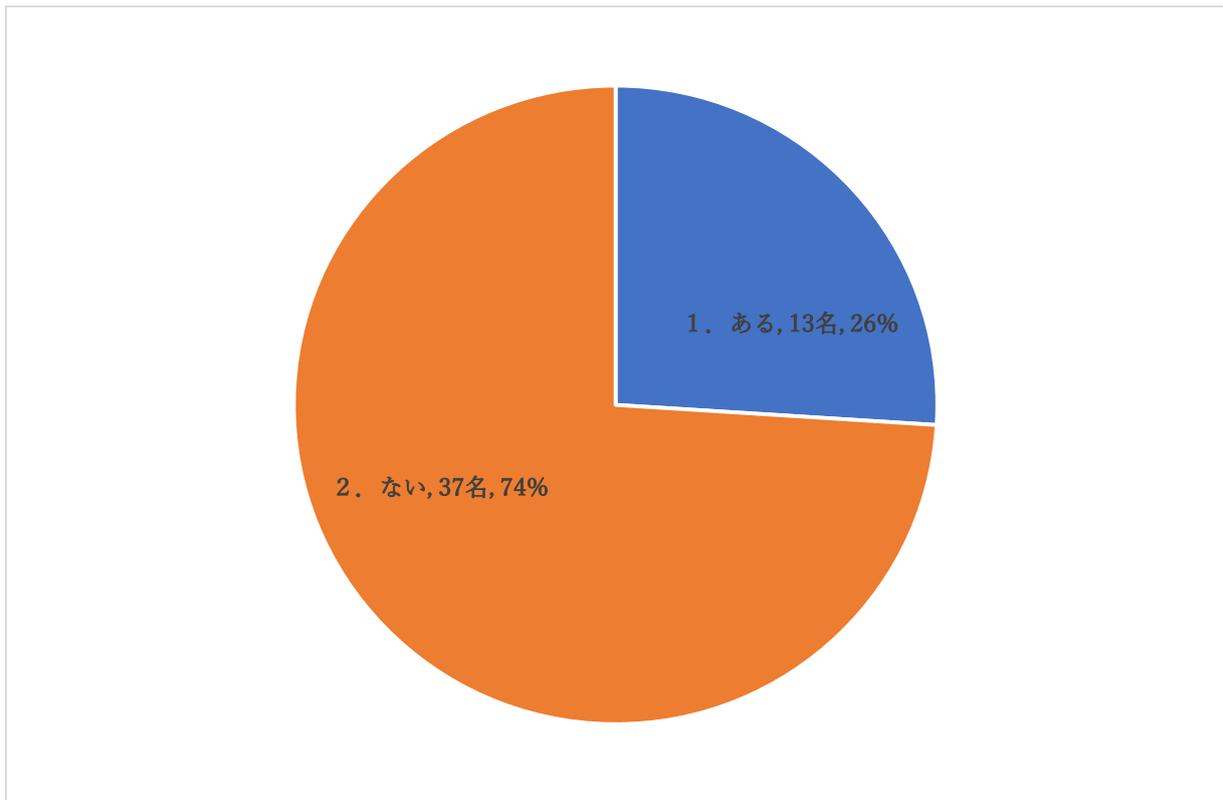
問5. 同行援護従業者としての実務経験年数についてお聞きします。



問6. 同行援護従業者としてのこれまでの従事日数についてお聞きします。



問7. 本研修の他に、e-ラーニング形式の研修を受講した経験がありますか。

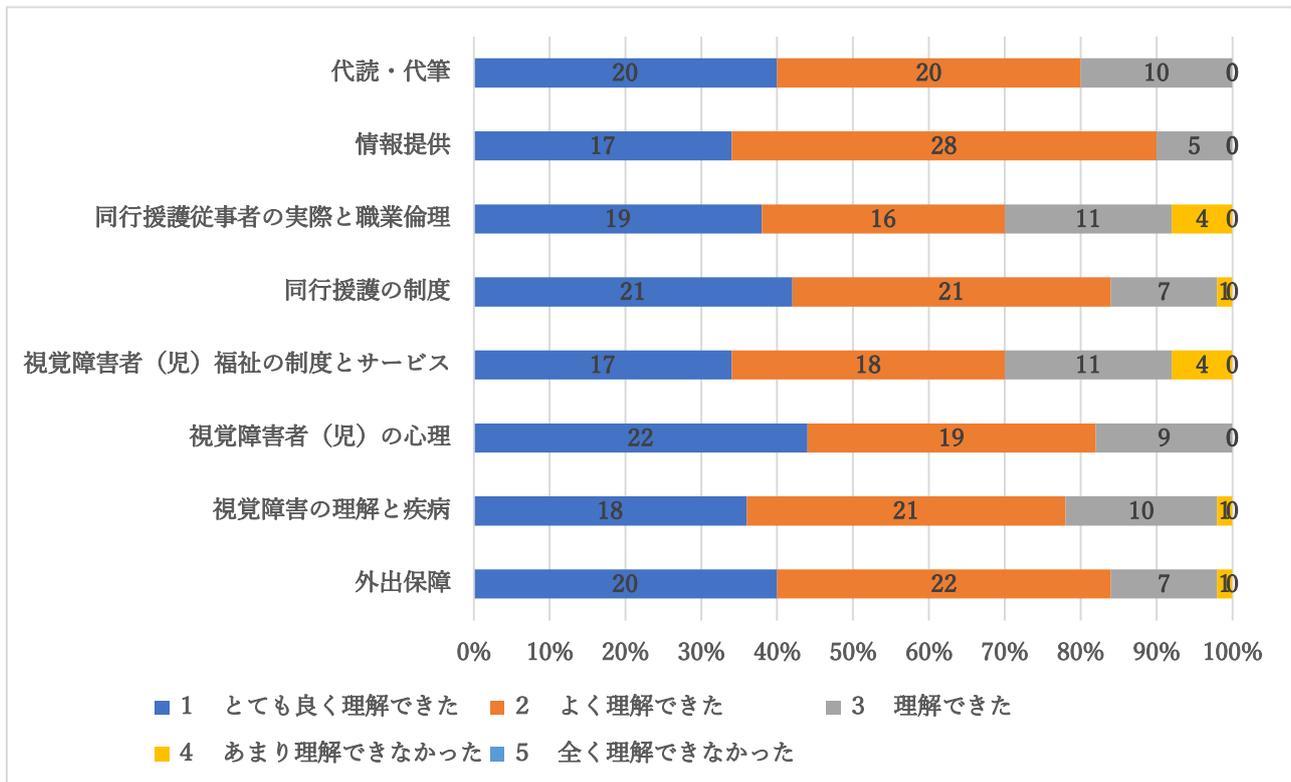


II.カリキュラム等

問8. 同行援護従業者養成試行研修の講義の各科目について、それぞれの項目についてお答えください。

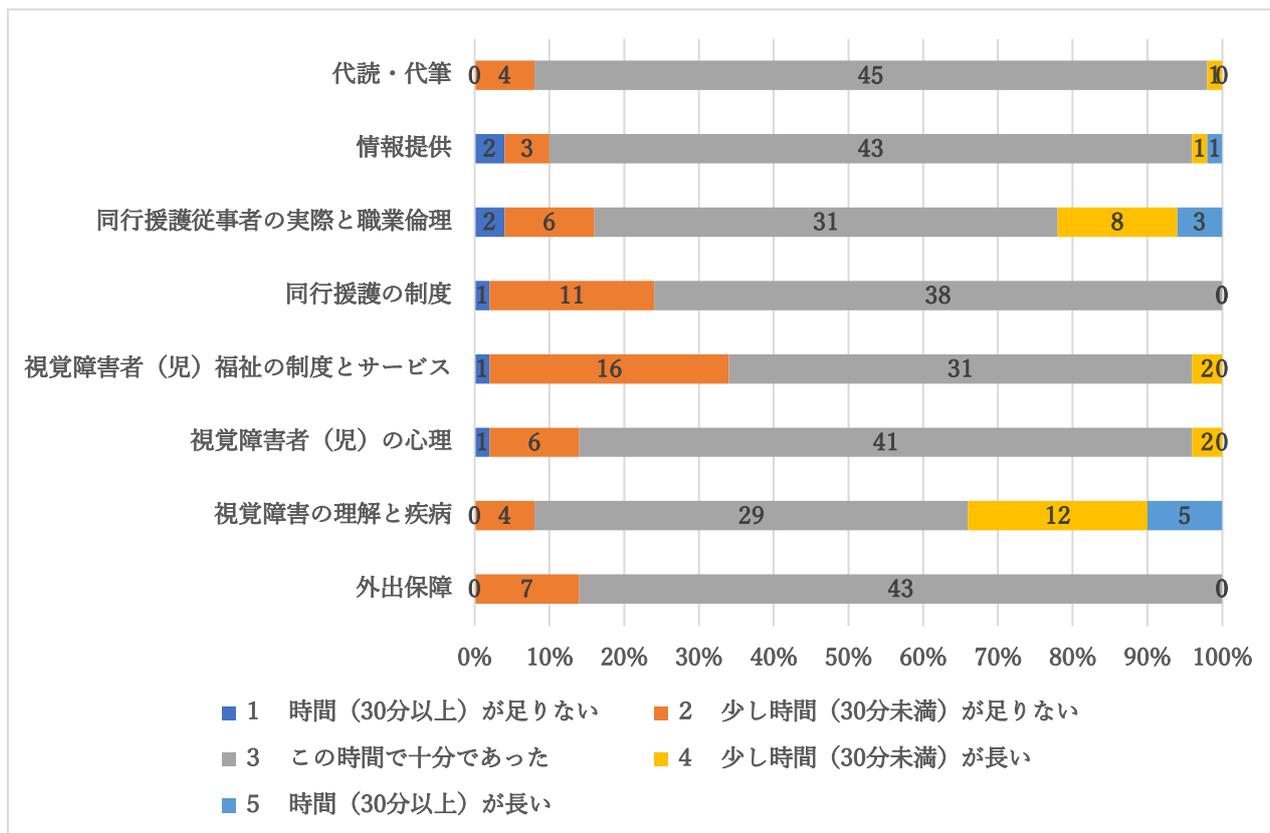
(1) 理解状況

(単位：名)



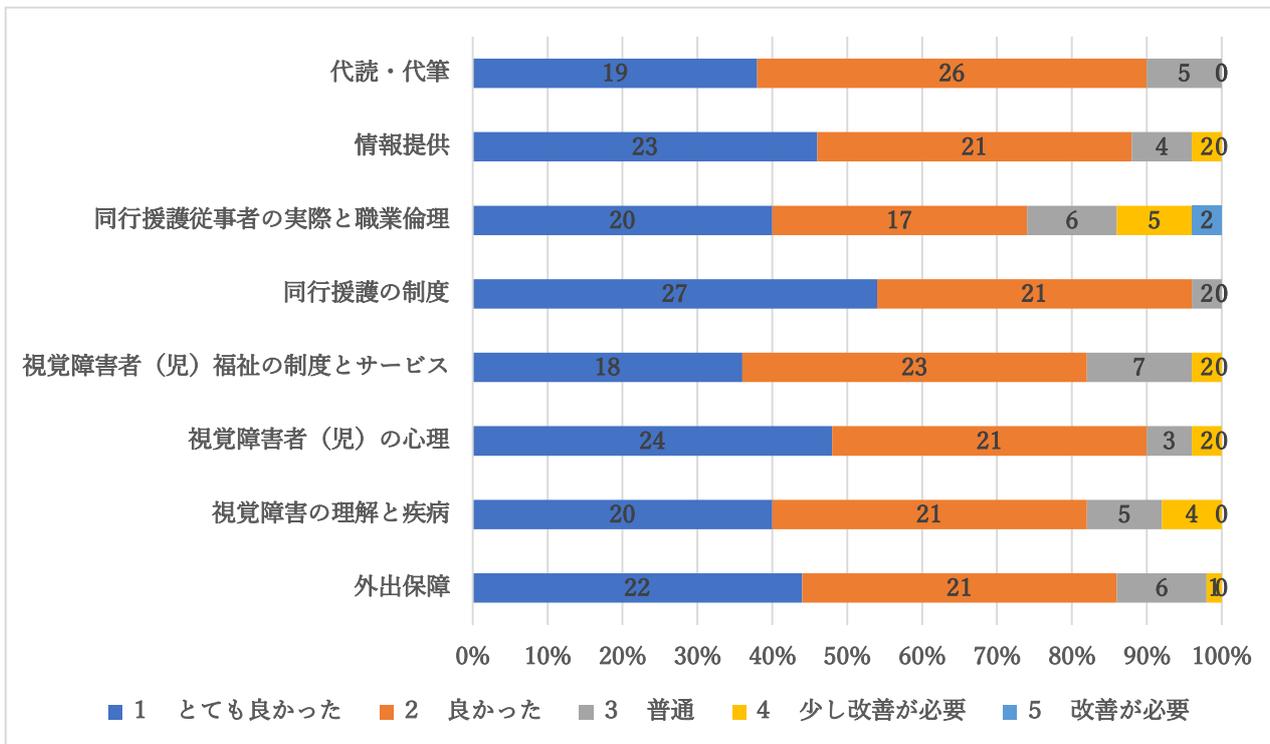
(2) 研修時間

(単位：名)

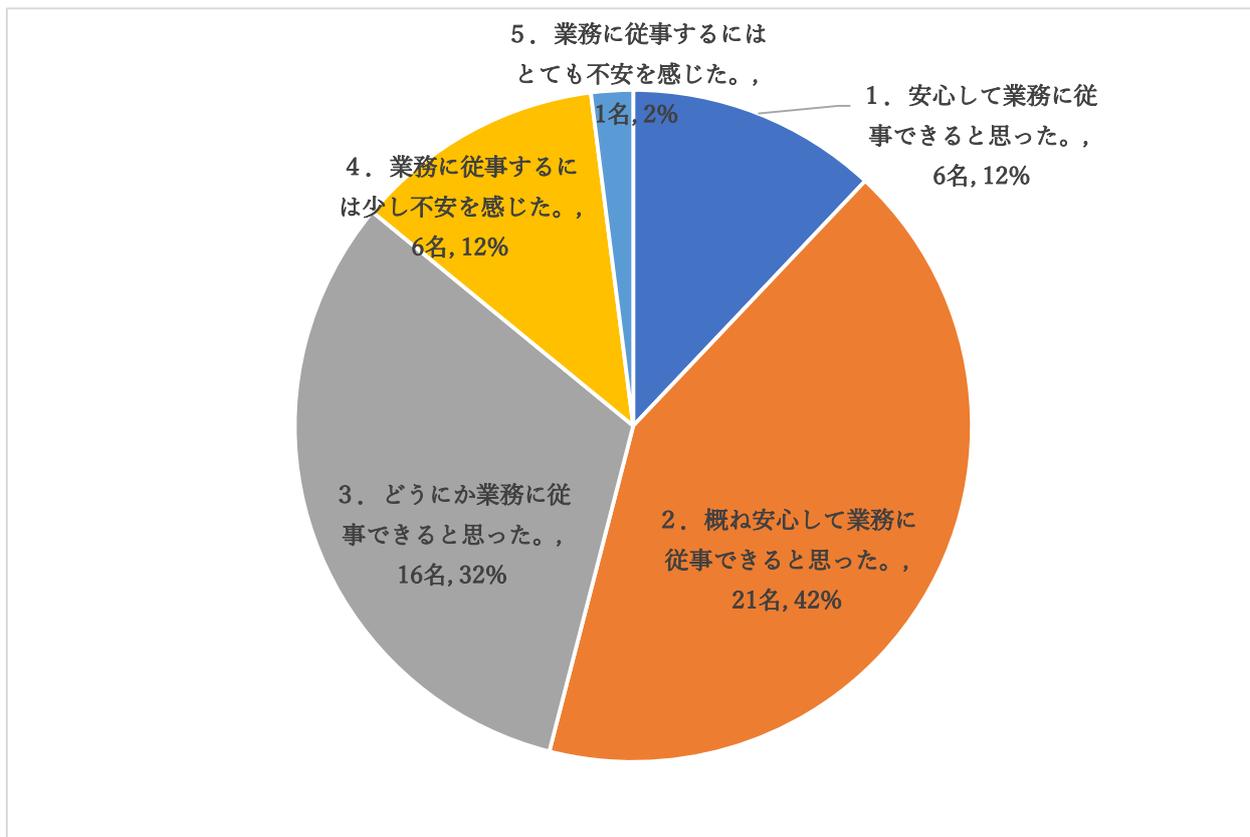


(3) 研修内容

(単位：名)

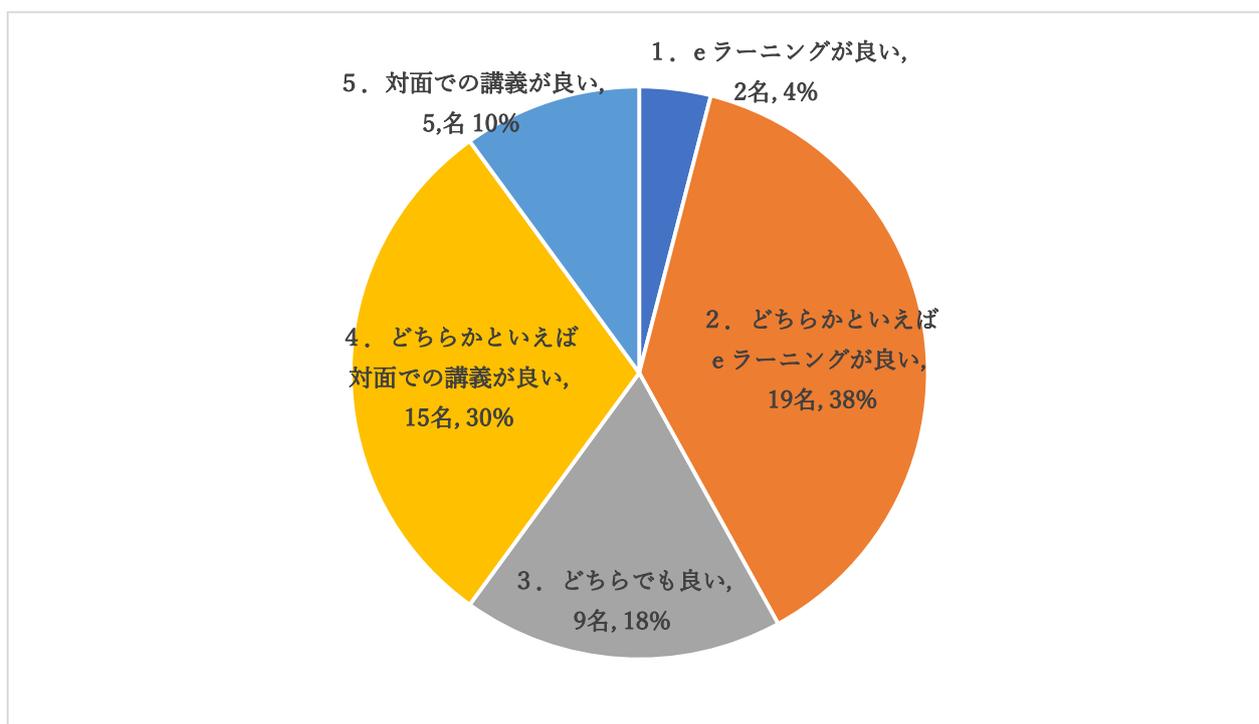


問9. 同行援護従業者養成試行研修の講義を受講して、身につけた知識で、同行援護従業者として従事することができると思えましたか。

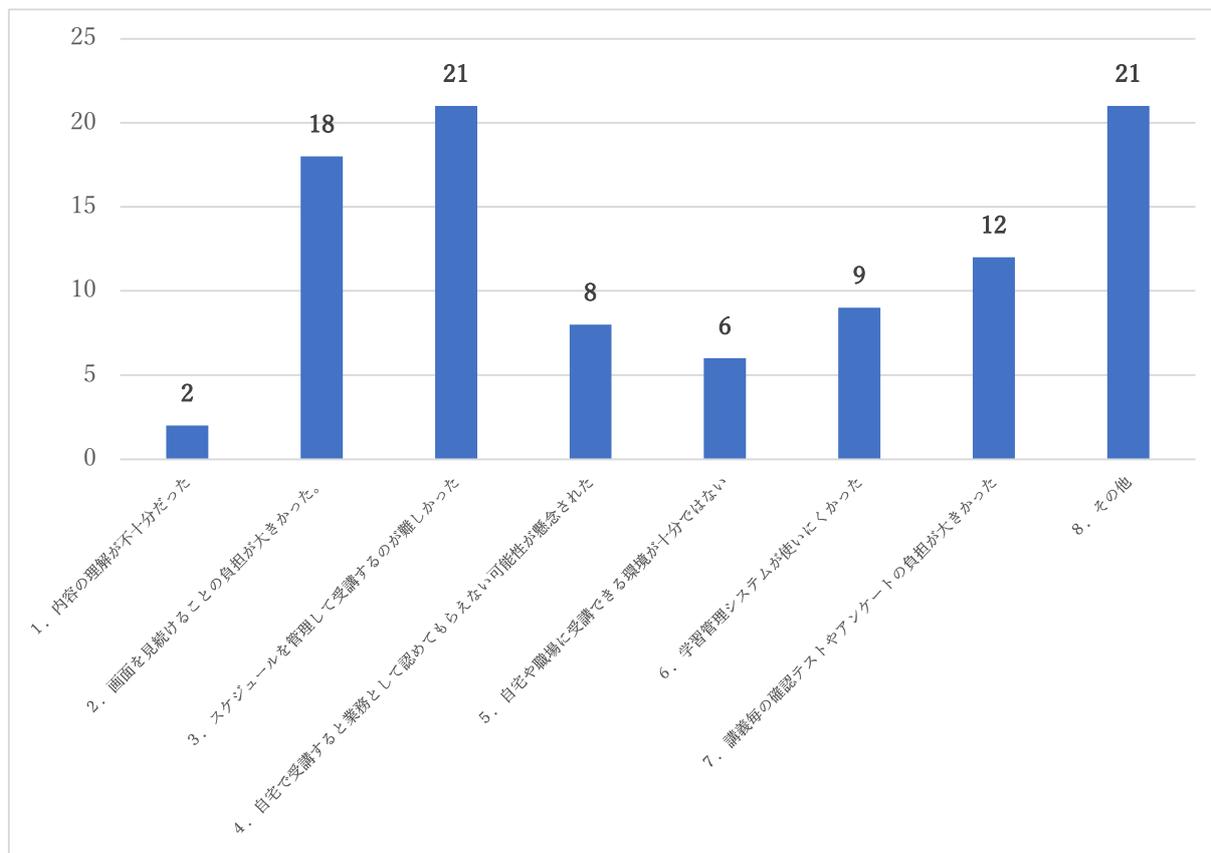


III 実施形態

問10. 同行援護従業者養成試行研修の講義について、実施形態はいかがでしたか。



問 1 1. 同行援護従業者養成試行研修の e ラーニング形式の講義について、受講する上で問題となることはありましたか（複数選択可）
 (単位：件)



問 1 2. 試行研修全体についてご意見等があればお書きください。（自由記述の代表的な回答）

- ・オンライン・教材（オンライン研修は良かった、教材等への改善希望、） 20 件
- ・カリキュラム内容（カリキュラム全般が良かった） 9 件
- ・講義内容（講義がわかりやすかった、改善希望） 7 件
- ・実施形態（対面が良いなど） 5 件
- ・講師（わかりやすかった） 4 件
- ・演習の充実（交通機関の利用など演習が充実して良かった） 3 件

（同行援護従事者の方のみ回答をお願いします）

問 1 3. 以前受講した現行の同行援護従業者養成研修（一般課程）と比較して、新カリキュラムの内容等についてどう思いましたか。良いと思った点やそうでないと思った点など、お書きください。

（自由記述の代表的な回答）

- ・新カリキュラムの構成が良い 14 件
- ・講義がわかりやすい、充実している 11 件

厚生労働大臣 殿

機関名 国立障害者リハビリテーションセンター

所属研究機関長 職名 総長

氏名 森 浩一

次の職員の令和3年度厚生労働科学研究費の調査研究における、倫理審査状況及び利益相反等の管理については以下のとおりです。

1. 研究事業名 厚生労働行政推進調査事業費補助金(障害者政策総合研究事業)
2. 研究課題名 同行援護の担い手となる支援者の養成のための研究
3. 研究者名 (所属部署・職名) 国立障害者リハビリテーションセンター 総長
(氏名・フリガナ) 森 浩一 (モリ コウイチ)

4. 倫理審査の状況

	該当性の有無		左記で該当がある場合のみ記入 (※1)		
	有	無	審査済み	審査した機関	未審査 (※2)
人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針 (※3)	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	国立障害者リハビリテーションセンター	<input type="checkbox"/>
遺伝子治療等臨床研究に関する指針	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
厚生労働省の所管する実施機関における動物実験等の実施に関する基本指針	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
その他、該当する倫理指針があれば記入すること (指針の名称:)	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>

(※1) 当該研究者が当該研究を実施するに当たり遵守すべき倫理指針に関する倫理委員会の審査が済んでいる場合は、「審査済み」にチェックし一部若しくは全部の審査が完了していない場合は、「未審査」にチェックすること。

その他 (特記事項)

(※2) 未審査に場合は、その理由を記載すること。

(※3) 廃止前の「疫学研究に関する倫理指針」、「臨床研究に関する倫理指針」、「ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針」、「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」に準拠する場合は、当該項目に記入すること。

5. 厚生労働分野の研究活動における不正行為への対応について

研究倫理教育の受講状況	受講 <input checked="" type="checkbox"/> 未受講 <input type="checkbox"/>
-------------	---

6. 利益相反の管理

当研究機関におけるCOIの管理に関する規定の策定	有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> (無の場合はその理由:)
当研究機関におけるCOI委員会設置の有無	有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> (無の場合は委託先機関:)
当研究に係るCOIについての報告・審査の有無	有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> (無の場合はその理由:)
当研究に係るCOIについての指導・管理の有無	有 <input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> (有の場合はその内容:)

(留意事項) ・該当する□にチェックを入れること。
・分担研究者の所属する機関の長も作成すること。

厚生労働大臣 殿

機関名 神戸女学院大学

所属研究機関長 職名 学長

氏名 中野 敬一

次の職員の令和3年度厚生労働科学研究費の調査研究における、倫理審査状況及び利益相反等の管理については以下のとおりです。

1. 研究事業名 厚生労働行政推進調査事業費補助金(障害者政策総合研究事業)

2. 研究課題名 同行援護の担い手となる支援者の養成のための研究

3. 研究者名 (所属部署・職名) 神戸女学院大学文学部・教授

(氏名・フリガナ) 與那嶺 司 (ヨナミネ ツカサ)

4. 倫理審査の状況

	該当性の有無		左記で該当がある場合のみ記入 (※1)		
	有	無	審査済み	審査した機関	未審査 (※2)
人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針 (※3)	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	神戸女学院大学	<input type="checkbox"/>
遺伝子治療等臨床研究に関する指針	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
厚生労働省の所管する実施機関における動物実験等の実施に関する基本指針	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
その他、該当する倫理指針があれば記入すること (指針の名称:)	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>

(※1) 当該研究者が当該研究を実施するに当たり遵守すべき倫理指針に関する倫理委員会の審査が済んでいる場合は、「審査済み」にチェックし一部若しくは全部の審査が完了していない場合は、「未審査」にチェックすること。

その他 (特記事項)

(※2) 未審査に場合は、その理由を記載すること。

(※3) 廃止前の「疫学研究に関する倫理指針」、「臨床研究に関する倫理指針」、「ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針」、「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」に準拠する場合は、当該項目に記入すること。

5. 厚生労働分野の研究活動における不正行為への対応について

研究倫理教育の受講状況	受講 <input checked="" type="checkbox"/> 未受講 <input type="checkbox"/>
-------------	---

6. 利益相反の管理

当研究機関におけるCOIの管理に関する規定の策定	有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> (無の場合はその理由:)
当研究機関におけるCOI委員会設置の有無	有 <input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> (無の場合は委託先機関: 国立障害者リハビリテーションセンター)
当研究に係るCOIについての報告・審査の有無	有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> (無の場合はその理由:)
当研究に係るCOIについての指導・管理の有無	有 <input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> (有の場合はその内容:)

(留意事項) ・該当する□にチェックを入れること。
・分担研究者の所属する機関の長も作成すること。

厚生労働大臣 殿

機関名 慶應義塾大学

所属研究機関長 職名 学長

氏名 伊藤 公平

次の職員の令和3年度厚生労働科学研究費の調査研究における、倫理審査状況及び利益相反等の管理については以下のとおりです。

1. 研究事業名 厚生労働行政推進調査事業費補助金(障害者政策総合研究事業)
2. 研究課題名 同行援護の担い手となる支援者の養成のための研究
3. 研究者名 (所属部署・職名) 慶應義塾大学 経済学部 教授
(氏名・フリガナ) 中野 泰志 (ナカノ ヤスシ)

4. 倫理審査の状況

	該当性の有無		左記で該当がある場合のみ記入 (※1)		
	有	無	審査済み	審査した機関	未審査 (※2)
人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針 (※3)	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	国立障害者リハビリテーションセンター	<input type="checkbox"/>
遺伝子治療等臨床研究に関する指針	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
厚生労働省の所管する実施機関における動物実験等の実施に関する基本指針	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
その他、該当する倫理指針があれば記入すること (指針の名称:)	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>

(※1) 当該研究者が当該研究を実施するに当たり遵守すべき倫理指針に関する倫理委員会の審査が済んでいる場合は、「審査済み」にチェックし一部若しくは全部の審査が完了していない場合は、「未審査」にチェックすること。

その他 (特記事項)

(※2) 未審査に場合は、その理由を記載すること。

(※3) 廃止前の「疫学研究に関する倫理指針」、「臨床研究に関する倫理指針」、「ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針」、「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」に準拠する場合は、当該項目に記入すること。

5. 厚生労働分野の研究活動における不正行為への対応について

研究倫理教育の受講状況	受講 <input checked="" type="checkbox"/> 未受講 <input type="checkbox"/>
-------------	---

6. 利益相反の管理

当研究機関におけるCOIの管理に関する規定の策定	有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> (無の場合はその理由:)
当研究機関におけるCOI委員会設置の有無	有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> (無の場合は委託先機関:)
当研究に係るCOIについての報告・審査の有無	有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> (無の場合はその理由:)
当研究に係るCOIについての指導・管理の有無	有 <input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> (有の場合はその内容:)

(留意事項) ・該当する□にチェックを入れること。
・分担研究者の所属する機関の長も作成すること。

令和4年4月28日

厚生労働大臣 殿

機関名 特定非営利活動法人東京盲ろう者友の会

所属研究機関長 職名 理事長

氏名 藤鹿 一之

次の職員の令和3年度厚生労働科学研究費の調査研究における、倫理審査状況及び利益相反等の管理については以下のとおりです。

1. 研究事業名 厚生労働行政推進調査事業費補助金(障害者政策総合研究事業)

2. 研究課題名 同行援護の担い手となる支援者の養成のための研究

3. 研究者名 (所属部署・職名) 東京都盲ろう者支援センター センター長

(氏名・フリガナ) 前田 晃秀 (マエダ アキヒデ)

4. 倫理審査の状況

	該当性の有無		左記で該当がある場合のみ記入 (※1)		
	有	無	審査済み	審査した機関	未審査 (※2)
人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針 (※3)	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	国立障害者リハビリテーションセンター	<input type="checkbox"/>
遺伝子治療等臨床研究に関する指針	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
厚生労働省の所管する実施機関における動物実験等の実施に関する基本指針	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
その他、該当する倫理指針があれば記入すること (指針の名称:)	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>

(※1) 当該研究者が当該研究を実施するに当たり遵守すべき倫理指針に関する倫理委員会の審査が済んでいる場合は、「審査済み」にチェックし一部若しくは全部の審査が完了していない場合は、「未審査」にチェックすること。

その他 (特記事項)

(※2) 未審査に場合は、その理由を記載すること。

(※3) 廃止前の「疫学研究に関する倫理指針」、「臨床研究に関する倫理指針」、「ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針」、「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」に準拠する場合は、当該項目に記入すること。

5. 厚生労働分野の研究活動における不正行為への対応について

研究倫理教育の受講状況	受講 <input checked="" type="checkbox"/> 未受講 <input type="checkbox"/>
-------------	---

6. 利益相反の管理

当研究機関におけるCOIの管理に関する規定の策定	有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> (無の場合はその理由:)
当研究機関におけるCOI委員会設置の有無	有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> (無の場合は委託先機関:)
当研究に係るCOIについての報告・審査の有無	有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> (無の場合はその理由:)
当研究に係るCOIについての指導・管理の有無	有 <input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> (有の場合はその内容:)

(留意事項) ・該当する□にチェックを入れること。
・分担研究者の所属する機関の長も作成すること。

研究成果の刊行に関する一覧表

書籍 該当刊行なし

雑誌 該当刊行なし